

# 第3次日野市農業振興計画・アクションプラン

みんなで作ろう  
次世代につなぐ日野の農業



平成26年3月

日野市

## みんなであつろう 次世代につなぐ日野の農業

日野市は、多摩川と浅川の清流に恵まれ、農地と用水路、崖線のみどりや湧水等自然豊かなまちです。かつては農業中心の宿場町で「多摩の米蔵」といわれるほど農業が盛んでした。

市では、農業の役割と農地の機能を維持し、後世に伝えていくため、農業施策の基本を定めた「日野市農業基本条例」を全国に先がけて平成10年に制定しました。また、条例に基づいて平成16年に「第2次日野市農業振興計画・アクションプラン」を策定し、各種農業施策を推進して参りました。この計画が平成25年度をもって終了することから、第2次計画の検証を行うとともに、今後の農業施策の更なる推進に向けて、「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン」を策定しました。

この間、認定農業者制度や援農ボランティア制度、学校給食の契約栽培・コーディネート制度の導入、農業体験農園の開園、ファーマーズセンターの設置等新たな施策を積極的に導入して参りました。しかし、農業者の高齢化や後継者不足に加え、現行の都市計画法や相続税納税猶予制度等は都市農地保全のために十分に機能しておらず、日野の農業も存続の危機にさらされています。一方で、市民の間では農業の持つ多面的機能への理解や、安全・安心な農産物へのニーズが高まっており、都内38の自治体で組織する「都市農地保全推進自治体協議会」の宣言・要望等により、国では都市農業の振興や農地保全を図るため、基本法の制定に向けた議論が行われており、都市農業の法制度上の位置づけが大きな転換期を迎えています。

「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン」は、農業基本条例に掲げる農業施策の基本事項を進めるうえでの10年間の指針となるもので、今後も日野の農業が元気であるために、市民みんなで農地を守り、さらに一步踏み込んで新しい農業をつくっていくことを目指して「みんなであつろう 次世代につなぐ日野の農業」をテーマとしました。

計画では、「永続的に農業経営ができる強い日野農業」「安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進」「次世代につなぐ『コミュニティ農業』」を3本の柱とし、市民の農業への理解を深めながら、地域連携型の6次産業化や、地産地消コーディネートの仕組みづくり、農作業の受委託の推進等を進める計画としています。

計画期間である平成26～35年度は、生産緑地地区が大量に指定解除される恐れのある「平成34年問題」を迎える大事な10年間です。計画の推進にあたり、農業者、JA、市民、民間、農業委員会、行政が一丸となって日野市の農業の発展のために協力していくことが重要です。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員、専門作業部会委員並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。



平成26年（2014年）3月

日野市長 大坪 冬彦

# 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨                   |    |
| 1. 計画策定の目的                    | 1  |
| 2. 計画の期間                      | 1  |
| 3. 計画の位置づけ                    | 1  |
| 第2章 日野農業の現状                   |    |
| 1. 日野市の概要                     | 3  |
| 2. 日野農業の現状                    | 5  |
| 3. J A東京みなみ及び日野市農業委員会の取組事業の現状 | 28 |
| 4. 市の主な農業振興事業（平成25年度）         | 30 |
| 第3章 日野農業の課題                   |    |
| 1. 社会情勢の変化と都市農業の課題            | 33 |
| 2. 第2次日野市農業振興計画の検証            | 36 |
| 3. 日野農業の課題                    | 40 |
| 第4章 日野農業の振興目標に向けた3本の柱と施策方向    |    |
| 1. 日野農業の振興目標                  | 45 |
| 2. 10年後の日野農業の姿                | 45 |
| 3. 日野農業の振興施策の3本の柱             | 48 |
| 第5章 振興目標の実現に向けて〔アクションプラン〕     | 50 |
| 1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立      | 52 |
| 2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進       | 59 |
| 3. 次世代につなぐコミュニティ農業の確立         | 63 |
| 第6章 推進体制と役割                   |    |
| 1. 計画の推進体制                    | 69 |
| 2. 各主体の役割                     | 69 |
| 3. 事業実施主体                     | 71 |
| 4. 計画の進行管理                    | 73 |
| 第7章 第3次日野市農業振興計画・前期年次計画       | 74 |

## <参考資料>

- 資料 1. 日野市農業基本条例
- 資料 2. 第 3 次日野市農業振興計画策定委員会等開催経過
- 資料 3. 第 3 次日野市農業振興計画策定委員会設置要綱
- 資料 4. 第 3 次日野市農業振興計画策定委員会・専門作業部会 委員名簿
- 資料 5. 第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプラン中間検証の結果報告および第 3 次日野市農業振興計画の策定に向けた提言(平成 25 年 7 月、日野市農業懇談会)
- 資料 6. 平成 26 年度日野市農業施策に関する建議(平成 25 年 9 月、日野市農業委員会)
- 資料 7. 学校給食における地元野菜の供給システム
- 資料 8. 市内の直売・即売店舗一覧
- 資料 9. 用語解説



収穫を待つ日野の農産物

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の目的

農業をとりまく現状は、外国産農産物との競争等による農産物価格の低迷に加え、農家戸数や農業者数の減少、高齢化の進行及び耕作放棄地面積の拡大などが全国的に進み、農業経営はたいへん厳しい状況が続いています。また、貿易の自由化を目指す経済的枠組みである「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」が交渉中です。これは加盟国間で取引される全品目について、原則的に自由化を実現しようとするもので、今後の動向を注意深く見守っていく必要があります。

日野市においても、農家戸数が年々減少し(平成22年現在348戸)、農業就業人口の半数以上が60歳以上となっています。販売農家の経営耕地面積は、平成22年現在93haで年々減少が続いており、特に水田の減少が著しくなっています。

こうした中で、日野市では永続的に農業を振興するために農業施策の基本を定めた「日野市農業基本条例」を平成10年に制定し、条例に基づいた農業振興計画である「第2次日野市農業振興計画・アクションプラン」を平成16年に策定しました。第2次日野市農業振興計画により、都や東京南農業協同組合(以下、「JA東京みなみ」と記載)などと連携し、市立の全小中学校の給食における地元野菜利用推進や、認定農業者制度、援農市民養成講座「農の学校」、農業体験農園の整備など、さまざまな農業振興事業を実施してきました。

しかしながら、農業をとりまく現状は依然として厳しく、相続税の問題や宅地化による農地の減少、農産物価格の低迷による農業収入の減少などにより、次世代に農業をつなぐことが厳しい状況にあります。一方で、安全・安心な農産物への関心が高まり、農業の持つ多面的機能への期待が高まっています。東京都が平成21年に実施したアンケートでは、都民の85%が「東京に農業・農地を残したい」と回答しており、日野市においても農業の大切さへの理解が深まっています。

このような現状を踏まえ、農業を永続的に継続し、農地を次世代につなぐための施策など、今後10年間の日野市の農業振興施策の基本を定めることを目的とした「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン(以下、「第3次日野市農業振興計画」という。)を策定しました。

## 2. 計画の期間

計画の期間は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年間とします。

## 3. 計画の位置づけ

第3次日野市農業振興計画は、「日野市農業基本条例」と国の「食料・農業・農村基本法」等を踏まえ、「第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)」の部門計画として位置づけられ、「日野市まちづくりマスタープラン」等との整合性を図り、今後10年間の日野市の農業振興の指針とします。

●計画の位置づけ

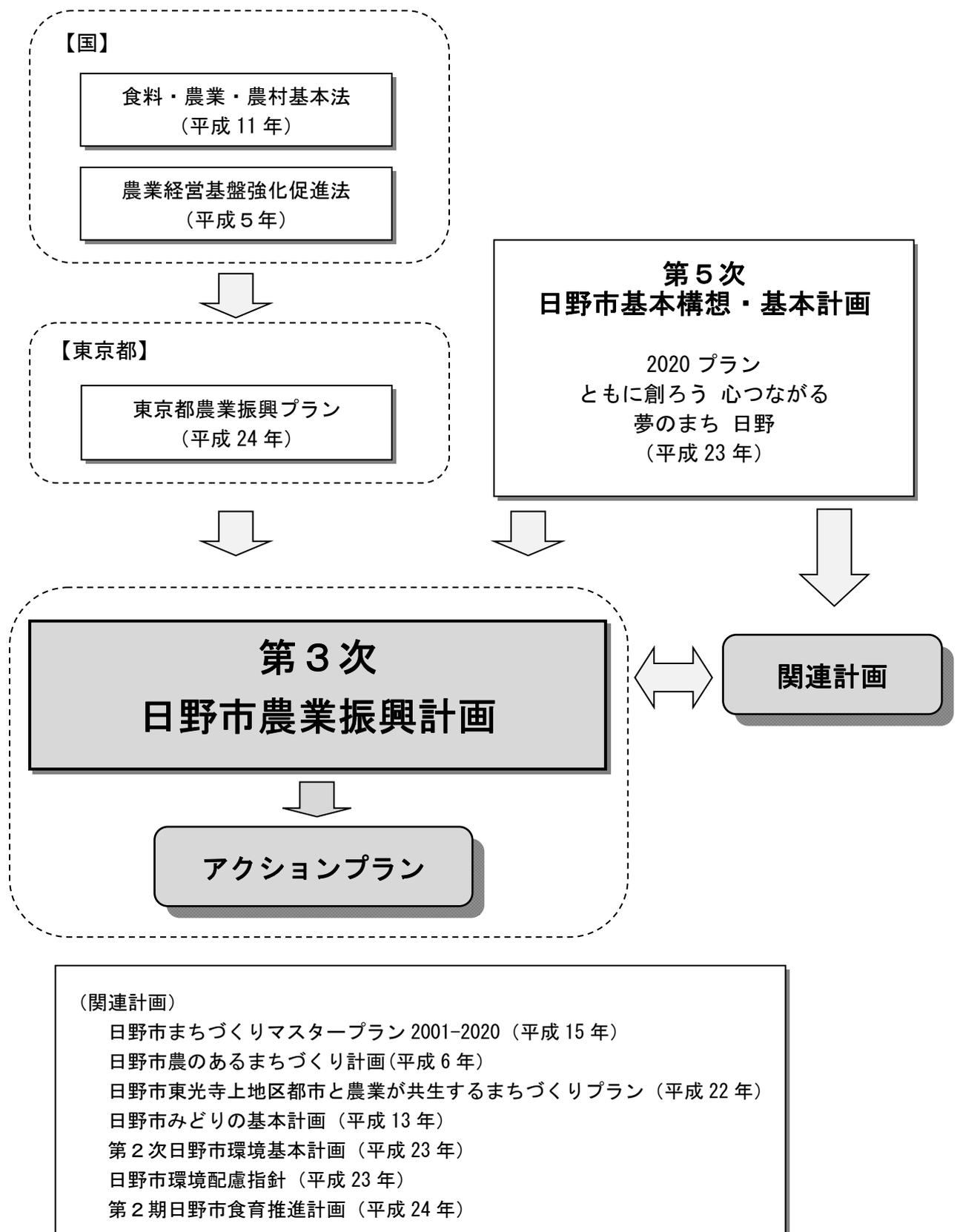


図 1-3-1 計画の位置づけ

## 第2章 日野農業の現状

### 1. 日野市の概要

日野市は都心から約35km西に位置し、東京都（島部を除く）のほぼ中央にあります。新宿からJR中央線または京王線で約30分の距離にあり、都心への通勤に便利な緑の残るまちとして人気の高い住宅地です。面積は27.53km<sup>2</sup>、人口は179,571人、世帯数は82,906世帯（平成26年1月1日現在）です。

地勢は、市境として北側に多摩川、市の中央を東西に浅川が流れ、浅川の南側には東西に多摩丘陵、多摩川と浅川にはさまれた部分の西側には日野台地が位置しています。このように日野市は、河川・平地・丘陵と、変化に富んだ地形をしており、湧水などの水に恵まれたまちです。かつては、河川に沿った低地では稲作が盛んに行われ、東京都のなかでも市内に200km以上にも及ぶ用水路を備えた有数の穀倉地帯として知られていました。昭和40年代に入り都市化が急速に進み、農地が次々と住宅地へと変わり、現在のようなまちの姿となりました。

日野市では、平成10年に「農業基本条例」を制定しました。その中では、市民・農業者・市それぞれの責務を明確にし、協力・連携しながら農業を「永続的に育成していく」ことを掲げています。また、条例に基づき、平成16年度から25年度を計画期間とする「第2次日野市農業振興計画・アクションプラン」を策定し、様々な農業振興事業を実施してきました。



図 2-1-1 日野市の位置

## 日野市農業基本条例の概要

(平成10年3月31日制定、同10年7月1日施行)

### 1. 農業基本条例制定に至った背景・目的

- 農地の多面的機能（生産・環境・防災・教育など）が見直される
- 農地の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足
- 農政の大きな転換（地球にやさしい農業、農産物の輸入自由化、新食糧法制定）
- 平成9年（1997年）馬場市政誕生、「環境にやさしい市政」を掲げる
- 「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、農業を永続的に育成する
- 平成10年（1998年）全国に先がけて制定

### 2. 農業基本条例の特色

- 基本理念  
農業振興は、新鮮で安全な農産物の供給を受け、自然環境を享受するすべての市民にかかわる施策として、将来の世代に継承していくことを目的に行わなければならない
- 農業施策の基本事項  
農業経営の近代化、環境に配慮した農業、消費者と結びついた生産及び流通、農業の担い手の確保及び育成、農地の保全、災害への対応 など
- 推進体制
  - ・ 市、農業者の責務だけでなく市民の責務も明確化
  - ・ 農業懇談会を設置（公募市民、農業者、農業団体や行政機関の代表）し、農業施策の推進について、調査し、意見を求める

### 3. 市、農業者、市民の責務

- 市の責務  
市は、将来にわたった総合的な農業振興計画を策定し、実施する責務を有する。
- 農業者の責務  
農業者は、生産活動を行うに当たって市民への新鮮で安全な農産物の供給、環境保全等に充分配慮するとともに、市と連携を取りながら農業振興計画の実現に向け、努力しなければならない。
- 市民の責務  
市民は、自然環境を保全し、新鮮で安全な農産物の生産を維持することができるよう市及び農業者に対し、協力するものとする。

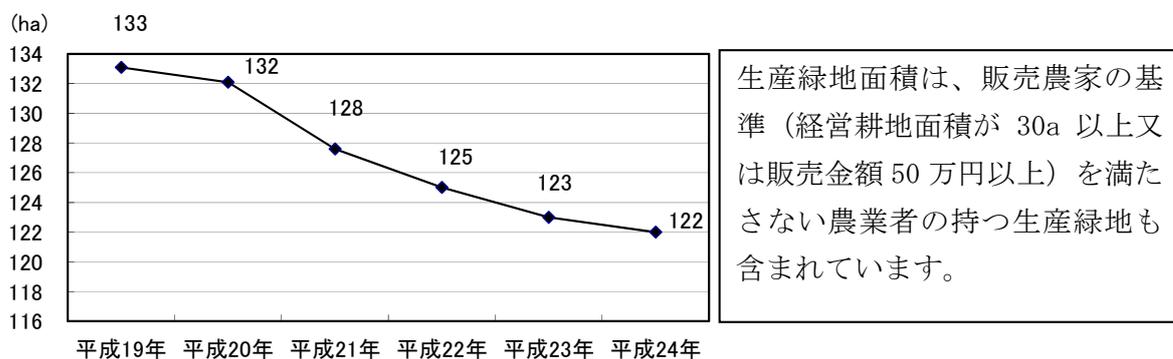
## 2. 日野農業の現状

### (1) 農地及び水路の現状

#### ① 農地の現状

日野市の生産緑地地区面積は平成 24 年度末現在、122ha となっており、追加指定を進めているものの、減少傾向にあります。販売農家の経営耕地面積は、急激に減少し、平成 22 年には 15 年前（平成 7 年）の約半分になりました。特に水田の減少は著しく、この 15 年間で約 3 分の 1 まで減っています。

日野市は市域のほとんどが市街化区域になっており、農業振興地域に該当する区域はありません。一団の農地がまとまって存在している場所は減りつつあり、多くの農地が住宅地と隣接し、農地と住宅地との共存が課題となっています。



資料：日野市都市計画課資料

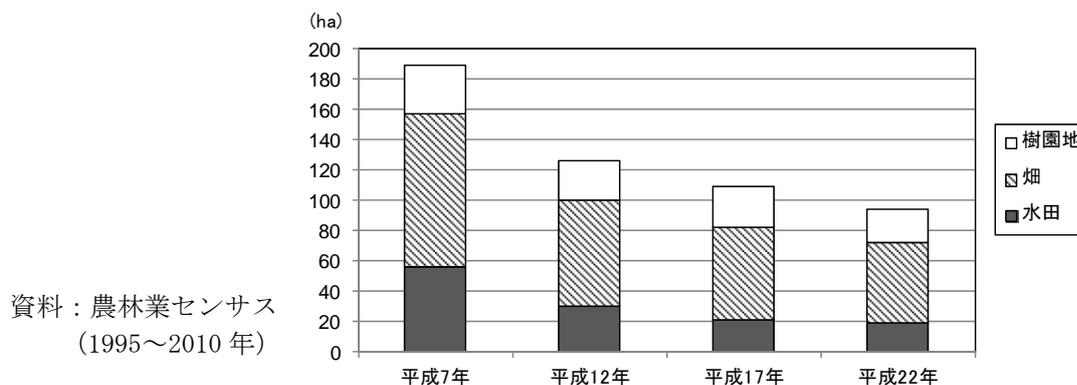
図 2-2-1 生産緑地地区面積の推移

表 2-2-1 農地区別経営耕地面積（販売農家）の推移 単位：ha

| 区分  | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|-----|--------|---------|---------|---------|
| 水田  | 55     | 29      | 20      | 18      |
| 畑   | 101    | 70      | 61      | 54      |
| 樹園地 | 32     | 26      | 27      | 24      |
| 計   | 188    | 126     | 108     | 96      |

注：平成 12 年の計 126ha については、小数点以下の合計により差異が生じている。

資料：農林業センサス（1995～2010 年）



資料：農林業センサス  
(1995～2010 年)

図 2-2-2 農地区別経営耕地面積（販売農家）の推移

## ②水路の現状

かつて、東京の穀倉地帯と呼ばれた日野市には、江戸時代に多摩川・浅川から引かれた農業用水路が今も市内を網の目のように流れていて、これら水路の延長は現在 116km にも及びます。これらの農業用水路は、用水組合や農業者によって管理されてきました。しかし、担い手不足や高齢化によって維持管理が困難になってきたため、市では、恵まれた水環境を次世代に伝えるため、清掃・維持作業などさまざまな活動を行っています。

また、一方で、市民が主体となり、自主的に水辺を清掃・維持する用水守制度が誕生しています。

### ●用水守制度とは

市内の用水路、河川、湧水地について、登録されたボランティアが市と連携・協働により水辺の維持管理活動を行う制度です。あらかじめ活動範囲を決めてもらい、清掃・保全・緑化等を行う制度として平成 14 年度より実施しています。登録資格は、個人・自治会・市民団体等です。

市ではボランティア袋の配布、必要な用具の貸し出しを行うほか、ボランティア保険に加入します。平成 26 年 2 月 1 月現在、51 団体、403 人が登録しています。

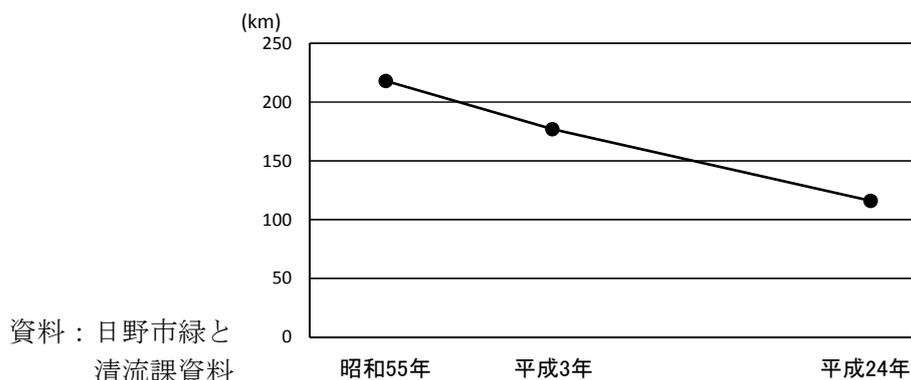


図 2-2-3 市内の水路延長の推移



市内に残る水田と水路（日野用水下堰）

### ③里山保全の現状

#### 【農業者・市民・行政の協働による百草倉沢地区の里山保全活動】

百草・倉沢地区においては、市民や農家の緑地保全への意向が強く、相続に伴い手放さざるを得なくなった緑地を、良好な状態で維持する方策について市と市民団体と協議を重ねました。平成16年3月に行政と市民が知恵と力を出し合い、対等の関係のもとで維持・管理を進める「パートナーシップ協定」を締結しました。これは、「倉沢里山を愛する会」、「石坂ファームハウス」及び「特定非営利法人やまぼうし」の3団体と市が協力・連携のもと里山を保全していくための協定です。

また、「(仮称)百草里山ミュージアム構想」により、地域全体を博物館と見なし、そこでの自然・歴史・文化・生活などの環境を保全・展示することによって地域社会の発展に寄与することを目的とする動きもあります。

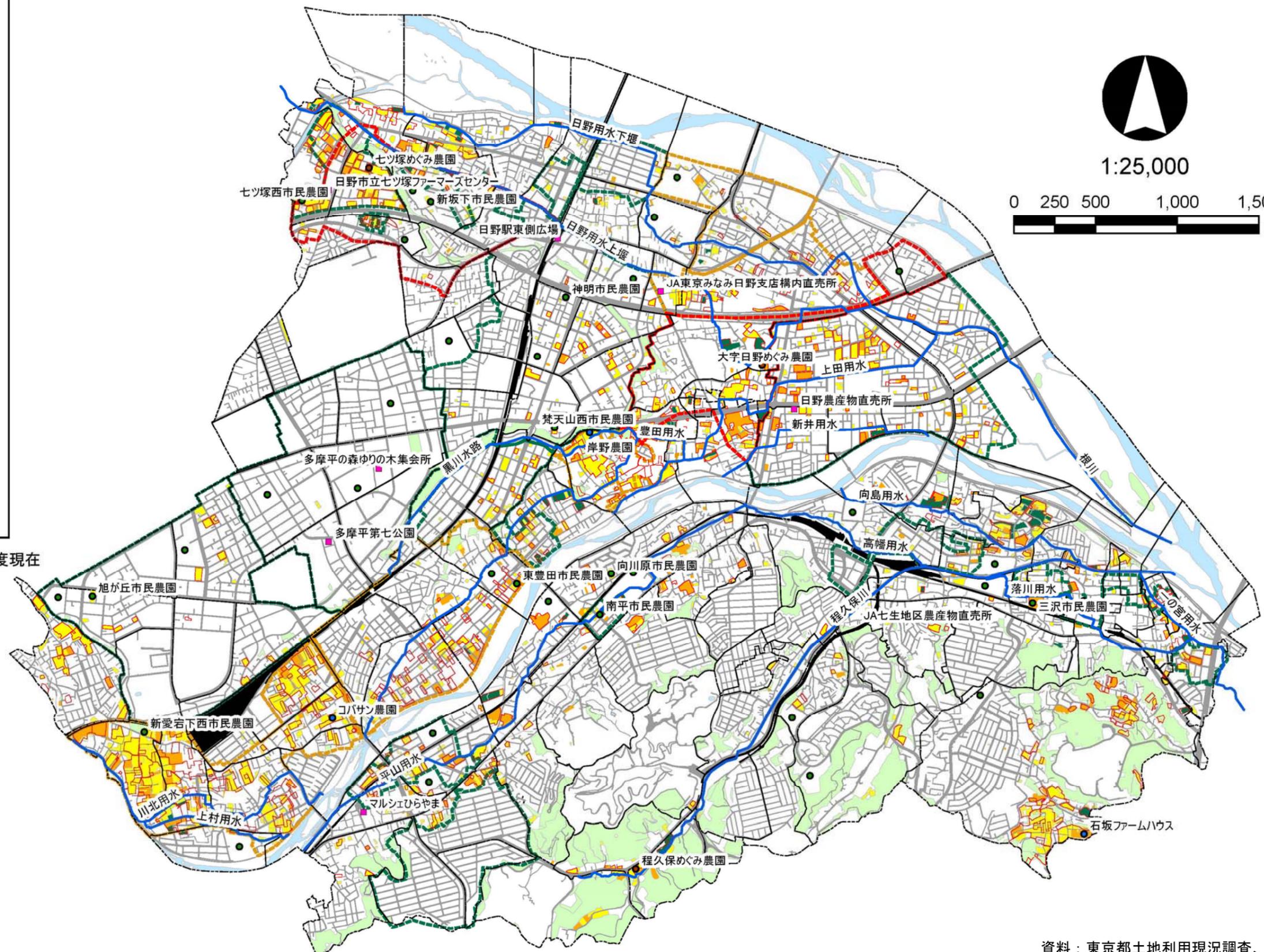


日野市百草（倉沢地区）の里山風景と野草  
（写真提供：倉沢里山を愛する会）

# 凡例

- 行政界
- 生産緑地地区(平成24年)
- 土地利用(平成24年)
- 田
- 畑
- 樹園地
- 河川
- 森林
- 鉄道
- 道路
- 市民農園(市開設)
- 市民農園(NPO開設)
- 体験農園
- 直売所・即売所
- 水路
- 区画整理
- 計画中
- 施工中
- 施工済

## 図 2-2-4 日野市農地分布図(平成24年)



農園及び直売所・即売所は平成25年度現在

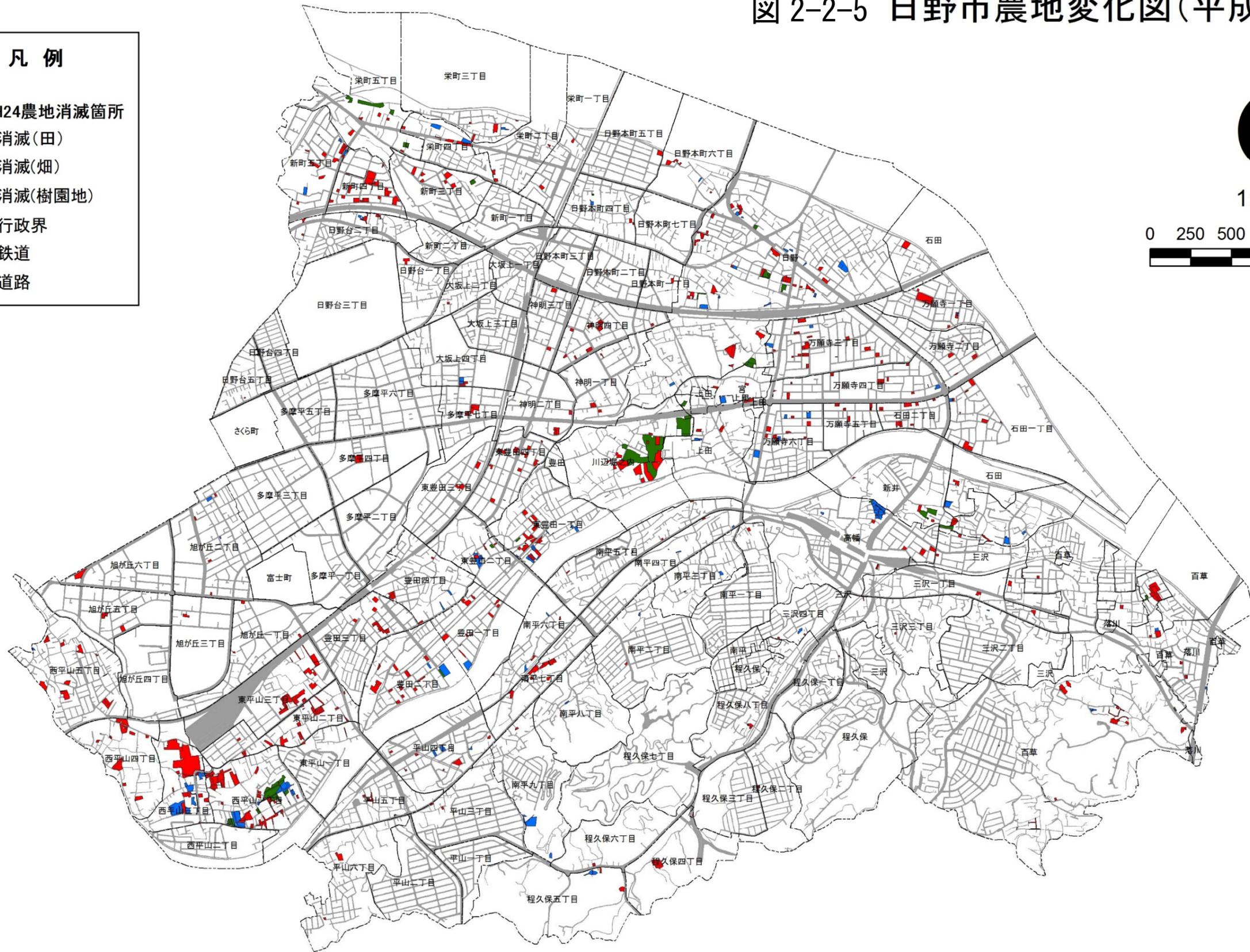
資料：東京都土地利用現況調査、  
日野市資料

図 2-2-5 日野市農地変化図(平成19年~24年)

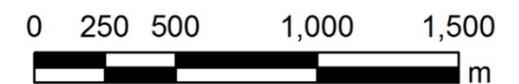
**凡例**

H19~H24農地消滅箇所

- 消滅(田)
- 消滅(畑)
- 消滅(樹園地)
- 行政界
- 鉄道
- 道路



1:25,000



資料:東京都土地利用現況調査

## (2) 農家戸数の現状

平成 22 年現在の農家戸数は 348 戸で、毎年 4～5 戸程度が減少しています。

年齢階層別農業従事者数をみると、60 歳以上が半数以上を占めており、農業従事者の高齢化が進んでいることがわかります。

表 2-2-2 農家戸数と経営耕地面積（販売農家）の推移

|          |        | 平成 12 年<br>(2000 年) | 平成 17 年<br>(2005 年) | 平成 22 年<br>(2010 年) |
|----------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 全農家      | 農家戸数   | 391 戸               | 371 戸               | 348 戸               |
| 販売<br>農家 | 農家戸数   | 217 戸               | 194 戸               | 169 戸               |
|          | 経営耕地面積 | 126ha               | 108ha               | 93ha                |

注：「販売農家」とは、経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

資料：農林業センサス（2000～2010 年）

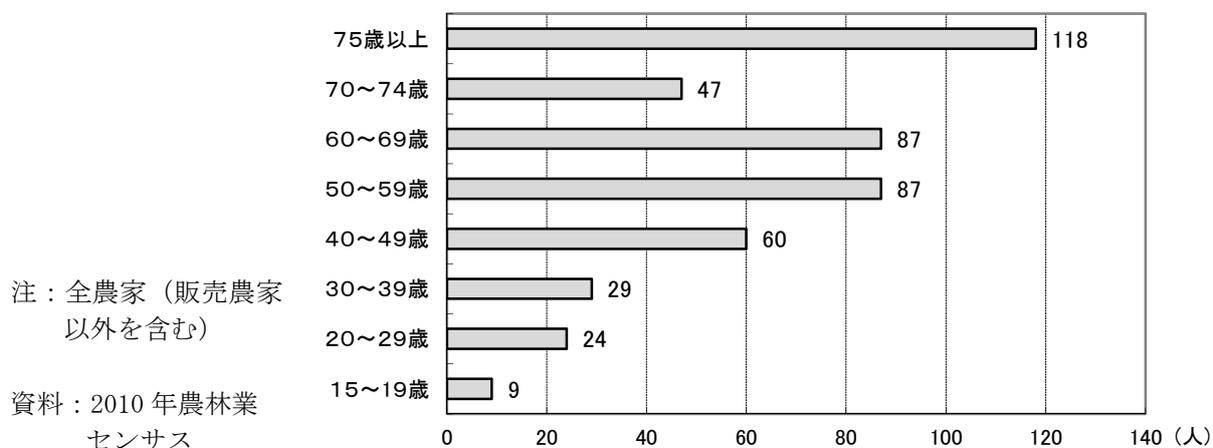


図 2-2-6 年齢階層別農業従事者数（平成 22 年）

### (3) 農業経営の状況

市内の農家の経営規模（販売農家のみの集計）は、0.3～1.0haが全体の約9割を占めています。

なお、市内の認定農業者は56名となっています。

#### ●「認定農業者」とは

農業者が、農業経営の規模の拡大など、農業経営改善を図るための5年間の計画を作成し、これを市の基本構想（農業所得300万円以上、年間労働時間1,800時間、地産地消、環境保全型農業経営の実施など）に照らして、市が認定する制度です。

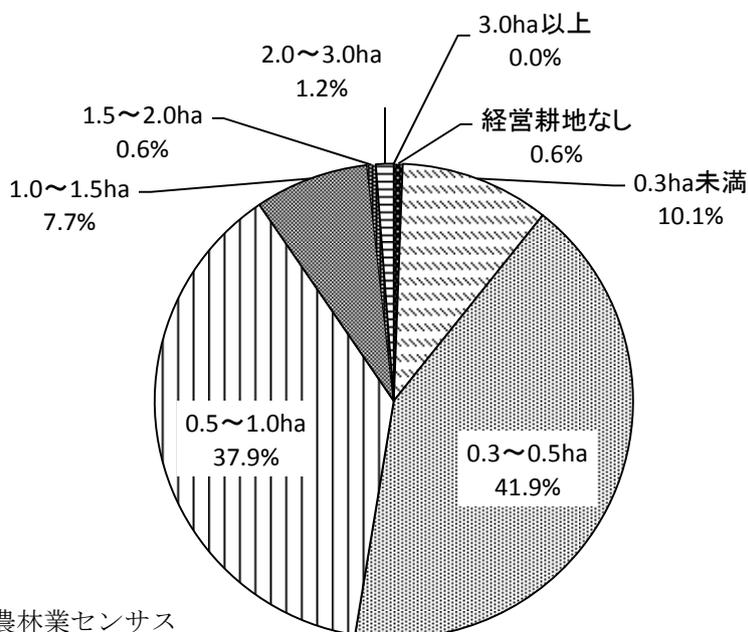
日野市では、第2次日野市農業振興計画・アクションプランを策定した平成16年度に導入しております。

表 2-2-3 経営耕地面積の規模別の農家数（販売農家）（平成22年）

単位：経営体

|      | 経営耕地なし | 0.3ha未満 | 0.3～0.5ha | 0.5～1.0ha | 1.0～1.5ha | 1.5～2.0ha | 2.0～3.0ha | 3.0ha以上 | 合計  |
|------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----|
| 販売農家 | 1      | 17      | 71        | 64        | 13        | 1         | 2         | 0       | 169 |

資料：2010年農林業センサス



資料：2010年農林業センサス

図 2-2-7 経営耕地面積の規模別の農家数（販売農家）（平成22年）

#### (4) 農業生産の状況

市内では主に野菜を生産していますが、果樹、養鶏、酪農、花き・花木等も生産されています。

表 2-2-4 作付け延べ面積（平成 23 年）

|                     | 野菜 | 果樹 | 稲・<br>麦類 | 豆類 | そば・<br>雑穀類 | 工芸<br>農作物 | 花き | 植木 | 緑肥<br>作物 | 合計  |
|---------------------|----|----|----------|----|------------|-----------|----|----|----------|-----|
| 作付け<br>延べ面<br>積(ha) | 85 | 36 | 11       | 1  | 0          | 0         | 2  | 0  | 0        | 137 |

注：果樹・花き・植木・グランドカバー類は、ほ場面積を示す

表示単位に満たないものは「0」で表記しているため、合計が合わない。

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 23 年産）

表 2-2-5 農業産出額（平成 23 年）

|                     | 野菜 | 果樹 | 稲・<br>麦類 | 豆類 | そば・<br>雑穀類 | 工芸<br>農作物 | 花き | 合計 |
|---------------------|----|----|----------|----|------------|-----------|----|----|
| 農 業<br>産出額<br>(千万円) | 52 | 41 | 0        | 0  | 0          | 0         | 2  | 96 |

注：植木・緑肥作物を除く

表示単位に満たないものは「0」で表記しているため、合計が合わない。

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 23 年産）

表 2-2-6 農業産出額順位（平成 23 年）

| 順位  | 1 位  | 2 位 | 3 位    | 4 位 | 5 位 |
|-----|------|-----|--------|-----|-----|
| 品目  | 日本なし | トマト | ブルーベリー | なす  | ぶどう |
| 構成比 | 29%  | 20% | 6%     | 4%  | 4%  |

注：グランドカバー類を除く

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成 23 年産）

## ①野菜類

野菜類は、市内全域を通じて、葉菜類、根菜類、果菜類など幅広く生産され、共同直売所、庭先販売等での販売を目的とした少量多品目の生産形態が日野市の農業の特徴です。また、市内の農産物は、学校給食へも積極的に納品し地産地消が進んでいます。

市内で生産される野菜類の中で知名度が高いものの一つにトマトがあります。トマトは、3月ごろから出荷が始まり、市場でも比較的高値で取引されています。平成21年度からは、生産量の拡大や品質の安定を図るため、樽栽培システムという新たな方法で栽培を開始しています。

また、市内では大根の生産も盛んに行われていますが、日野の旧地名がついた「東光寺大根」については、現在、栽培している農家が3軒に減ってしまい、生産量が激減しています。そのため、市では、次世代への継承に向けて、その栽培や普及に対して支援をしています。

表 2-2-7 野菜作付延べ面積順位（平成23年）

| 品目         | ばれい<br>しょ | だい<br>こん | トマト | ねぎ  | こま<br>つな | さと<br>いも | ほうれ<br>んそう | かん<br>しょ | たま<br>ねぎ | キャ<br>ベツ |
|------------|-----------|----------|-----|-----|----------|----------|------------|----------|----------|----------|
| 面積<br>(ha) | 8         | 7        | 7   | 6   | 5        | 5        | 4          | 4        | 3        | 3        |
| 収穫量<br>(t) | 161       | 298      | 468 | 125 | 98       | 53       | 50         | 66       | 102      | 135      |

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成23年産）



トマト（日野ファースト）



ねぎ

## ②果樹類

日野市では、昭和初期頃から梨、昭和45年頃からぶどうの栽培が行われ、贈答用の宅配や庭先販売が行われています。東京都や日野市の補助金を活用し、平成9年からリンゴ（主に「陽光」「ふじ」）のもぎ取りが百草万蔵院台地区で、平成11年からブルーベリーの摘み取りができる観光農園が東光寺上地区をはじめ、市内各所に開園し、現在は13園となっています。さらに、平成15年には日野産ブルーベリーを原料にした発泡酒「ブルーベリーエール」を開発し、市内の酒販店だけでなく、産業まつりなどのイベント時に販売しています。また、イチゴについても、平成17年から施設栽培が本格的に始まり、市内の直売所などで販売されています。

表 2-2-8 主要果樹面積・収穫量（平成23年）

| 品目     | ぶどう | 日本なし | うめ | くり | ブルーベリー | キウイフルーツ |
|--------|-----|------|----|----|--------|---------|
| 面積(ha) | 2   | 9    | 1  | 9  | 10     | 0       |
| 収穫量(t) | 22  | 347  | 4  | 11 | 26     | 3       |

注：表示単位に満たないものは「0」で表記

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成23年産）



ぶどう



梨

## ③養 鶏

主に百草地区で営んでおり、約8,000羽を飼育しています。産み立ての卵は、市内の直売所や学校給食などに納品されています。

## ④酪 農

百草地区の酪農家1戸が営んでおり、約25頭の乳牛を飼育しています。生乳は自身が経営するジェラート店の原料として使用しているほか、牛乳用や加工用として出荷されています。



牛舎と養鶏場

### ⑤花き・花木

現在、東光寺上地区にバラの栽培を営む農家が1戸、花木や果樹の鉢物栽培、パンジーや葉ボタンなどを販売する農家が各1戸あり、花き・花木栽培を行う農家は市場出荷において高い評価を得ています。



バラの栽培



花きの栽培



花木の栽培

### (5) 出荷・販売の状況

日野市では、「都市農業の特性＝消費者が身近にいること」を生かした、個人直売・即売が主流です。個人直売・即売のほかにも、市立の全小中学校で学校給食に地元野菜を使用しています。

昔ながらの農家の軒先で行われる農産物販売のほか、平成13年に市内農業者が組合組織を作り万願寺に開店した日野農産物直売所、J A日野地区青壮年部が多摩平第七公園や日野駅東側広場などの公共スペースで行っている即売会には、新鮮で安全・安心な農産物を求めて多くの人を訪れ、地産地消が実践されています。

平成24年10月には、日野農業の情報発信拠点として「七ツ塚ファーマーズセンター」がオープンし、日野産の野菜や加工品などが販売されています。

表 2-2-9 日野市の特産農産物

| 特産品           | 概要   |
|---------------|--|
| トマト           | <p>日野のトマトは「桃太郎」系と「ファーストトマト」系の二つが主流である。3月ごろからハウス栽培の「桃太郎」の販売が始まり、4月中旬を過ぎると「日野ファースト」と名付けられたトマトが出回る。</p> <p>平成 21 年度からは、生産量の拡大や品質の安定を図るため、樽栽培システムという新たな方法で栽培を開始している。</p>   |
| 梨             | <p>日野市での梨栽培は、昭和初期頃から始まり、もぎたての梨の直売や宅配による全国発送が行われている。</p> <p>8月から収穫が始まる「幸水」から「稲城」「豊水」「あきづき」そして巨大梨の「新高」を主として11月ごろまで秋の味覚を楽しめる。</p>   |
| ブルーベリー        | <p>日野市では、昭和 60 年代に新井地区で摘み取り園が開園し、遠方からも多くの来客があり、現在は 13 園となっている。また、平成 10 年に「日野市ブルーベリー研究会」が発足し、東京都と日野市の支援により作付面積が増加した。</p> <p>なお、7月から9月上旬までブルーベリーの摘み取りが楽しめる。</p>  |
| ぶどう           | <p>日野市で栽培されている「ぶどう」の主力は「高尾」という品種で、立川市にある東京都農林総合研究センター（旧 東京都農業試験場）で巨峰の実生から選抜した東京生まれの品種である。巨峰よりやや小ぶりで果肉は締まり、甘みが強い種なしぶどうである。</p> <p>最近では「シャインマスカット」など新しい品種の栽培にも取り組んでいる。</p>   |
| りんご           | <p>代表的な品種は「陽光」と「ふじ」があり、摘み取りが楽しめるほか、学校給食にも利用されている。</p>  |
| 東光寺大根         | <p>日野の冬の風物詩などと言われた「東光寺大根」は「練馬大根」の流れを受け継いでいる。全体的に細く、首の所は 10 円玉くらいの太さで、辛味が多く少し苦みがあり、食感がパリパリしているのが特徴で、漬物に適している。</p> <p>農家の中には自家で漬物にしているところもあり、庭先販売や市内の農産物直売所でも販売されている。</p>  |
| 平山陸稲（ひらやまおかぼ） | <p>平山では戦後間もない頃まで生産され、日照りに強く収穫量が多いことで重宝がられていたが、その後は食味の変化や水田の増加などにより作付されなくなっていた。</p> <p>平成 13 年、JA東京みなみ七生地区青壮年部の努力により、平山陸稲の種籾が発見された。その後、市内農業者、JA等の協力により、学童農園を中心に一定量の収穫が可能となった。平山小学校では、学童農園による栽培やかまど炊きによる試食が行われている。</p> |

## (6) 市民農園、農業体験農園

### ①市民農園

市民農園は、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活に役立つとともに、市民農園事業を展開することにより都市環境の保全に寄与することを目的に設置しています。現在、市が開設する市民農園が11箇所(677区画)あります。市民農園を継続的・安定的に運営していくためには、市の財政的負担の軽減を図る工夫が必要となっており、「平成25年度日野市行政評価システム」において、料金改定の必要性があるとの評価を受けています。

一方、NPO法人が開設する市民農園としては、平成23年に程久保めぐみ農園(58区画)が、平成25年には大字日野めぐみ農園(18区画)と七ツ塚めぐみ農園(13区画)が開設されています。これは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(特定農地貸付法)に基づき、NPO法人めぐみが開設・運営する民営市民農園です。1年ごとの契約更新が可能となっているほか、NPO法人めぐみによる巡回農業指導を受けることができます。

### ②農業体験農園

市では農作業を通じて農家と市民との交流を深め、都市農業の果たす役割を理解していただくために、農業体験農園の開設を推進しており、市内で3農園が開設されています。

農業体験農園は、一般の市民農園とは違い、農家の方に指導してもらいながら、農作業経験がまったくない方でも安心して野菜づくりに取り組むことができ、新鮮でおいしい野菜の収穫が期待できます。指導する農家の方が必要な種や苗、肥料、農具などを用意し、月2回程度の講習を行います(作付する作物は原則園主が決めます)。利用者はその対価として入園料(農産物代金含む)を農家に支払い、収穫物を受け取ることができます。

入園者にとって、農業者に農作業を指導して頂くだけでなく、園主である農家や入園者同士の和やかな交流を楽しむことができます。また、高齢者の健康や生きがいづくり、多世代交流にもつながることも大きなメリットと言えます。

#### 【農業者のメリット】

- ・生産緑地での開設のため税制面で有利
- ・収益性が高い。(10aで約100万円の収益も可能)
- ・年間のカリキュラムができると2年目以降の運営が安定する。
- ・入園者が慣れてくると農業のサポーターにもなり、手間がかからなくなる。

#### 【入園者のメリット】

- ・農業者の指導があるため、高品質な農作物が収穫でき、旬の味を楽しめる。
- ・農機具、種苗、肥料等は農業者が用意するため、個人で揃える必要がない。
- ・農業者や他の入園者との交流ができる。多世代交流ができる。
- ・農業者から伝統野菜や伝統行事について教えてもらえる。

表 2-2-10 市民農園等の開設状況

(1) 市で開設する市民農園

①概要

|      |              |
|------|--------------|
| 利用期間 | 約2年（更新不可）    |
| 区画面積 | 約20㎡         |
| 使用料  | 2,400円（改定予定） |
| 募集期間 | 毎年2月から3月     |
| その他  | 巡回指導なし       |

②農園一覧

| 農園名       | 区画数 |
|-----------|-----|
| 新愛宕下西市民農園 | 62  |
| 新坂下市民農園   | 85  |
| 梵天山西市民農園  | 50  |
| 落川市民農園    | 63  |
| 南平市民農園    | 20  |
| 東豊田市民農園   | 48  |
| 向川原市民農園   | 81  |
| 神明市民農園    | 45  |
| 七ツ塚西市民農園  | 60  |
| 三沢市民農園    | 67  |
| 旭が丘市民農園   | 96  |
| 計         | 677 |

(2) NPO法人が開設する市民農園

①概要

|      |          |
|------|----------|
| 利用期間 | 約1年（更新可） |
| 区画面積 | 約20㎡     |
| 使用料  | 30,000円  |
| 募集期間 | 随時       |
| その他  | 巡回指導あり   |

②農園一覧

| 農園名       | 開設年月    | 区画数 |
|-----------|---------|-----|
| 程久保めぐみ農園  | 平成23年7月 | 58  |
| 七ツ塚めぐみ農園  | 25年11月  | 13  |
| 大字日野めぐみ農園 | 25年11月  | 18  |
| 計         |         | 89  |

(3) 農家が開設する農業体験農園

①概要

|      |              |
|------|--------------|
| 利用期間 | 約1年（更新可）     |
| 区画面積 | 約30㎡         |
| 使用料  | 40,000円      |
| 募集期間 | 空き区画が生じた際に募集 |

②農園一覧

| 農園名       | 開設年月    | 区画数 |
|-----------|---------|-----|
| 岸野農園      | 平成20年3月 | 23  |
| 石坂ファームハウス | 23年3月   | 23  |
| コバサン農園    | 23年3月   | 40  |
| 計         |         | 86  |



農業体験農園の交流風景

## (7) 学校給食への供給

日野市立小中学校では、昭和 58 年度に東光寺地区 2 校で学校給食への地元野菜利用を開始し、平成 12 年度からは全小中学校で実施しています。

日野市は学校給食への地元野菜利用の先進市として知られており、より安定的な供給を目指して、平成 17 年度からは「契約栽培システム」を導入し、各学校長と地区別農家代表（野菜等生産組合）が契約を結び、市が生産農家へ作付補助 20 円/kg（りんごを除く）、出来高補助 40 円/kg の奨励金を交付しています。また、平成 20 年度からは「コーディネーター制度」を導入し、農家の生産状況等を確認しながら、地区を超えた受注調整を行っています。

平成 24 年度は、41 の農家が参加して学校給食へ野菜等 50.5 トン、鶏卵 21.7 トン、りんご 4.3 トン、米 2.9 トン、大豆 55kg を供給しました。

日野市では、「みんなで進める食育条例」において日野産野菜利用率を 25%とする目標を定めています。地元農産物の利用率は、平成 21 年度には 24.7%に達しましたが、その後は天候不順等により利用率は変動しています。

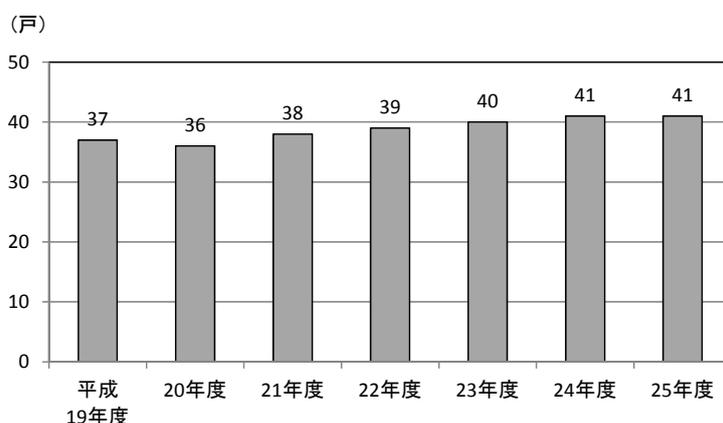


図 2-2-8 学校給食への地元野菜供給農家数の推移

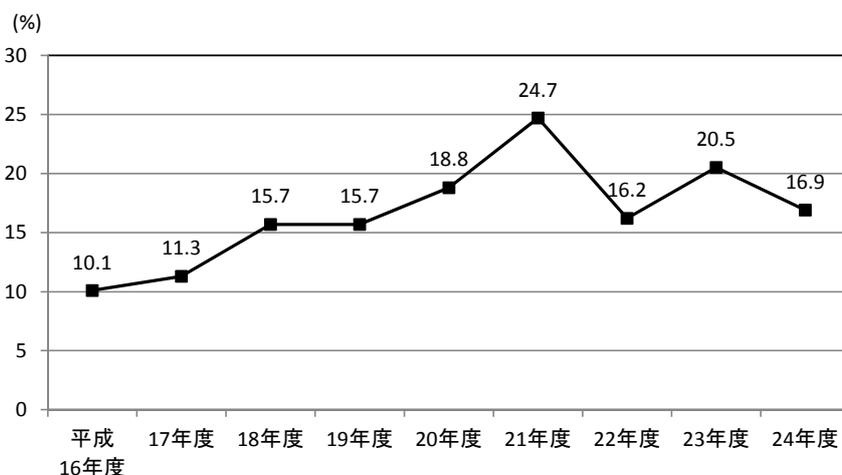


図 2-2-9 学校給食における日野産農産物利用率（金額ベース）の推移

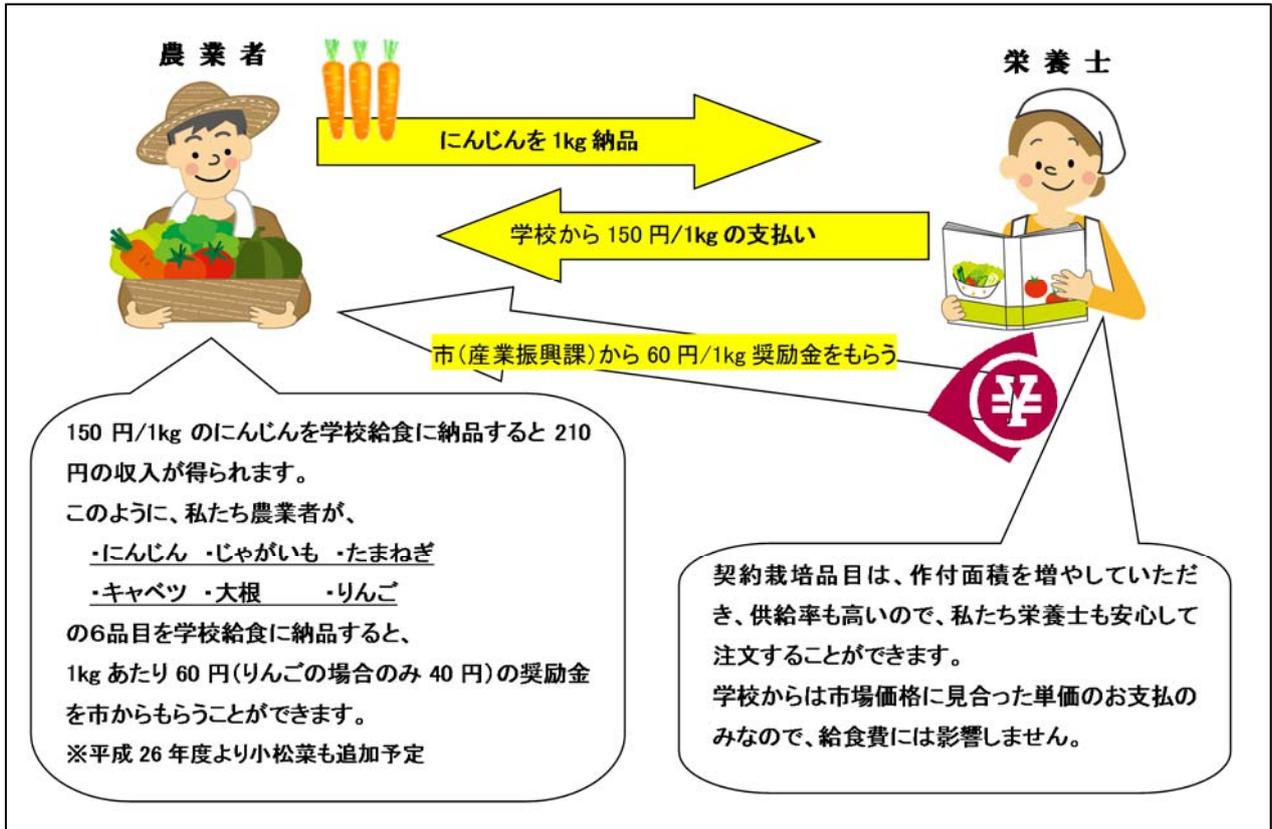


図 2-2-10 学校給食における地元野菜の契約栽培システムの概要

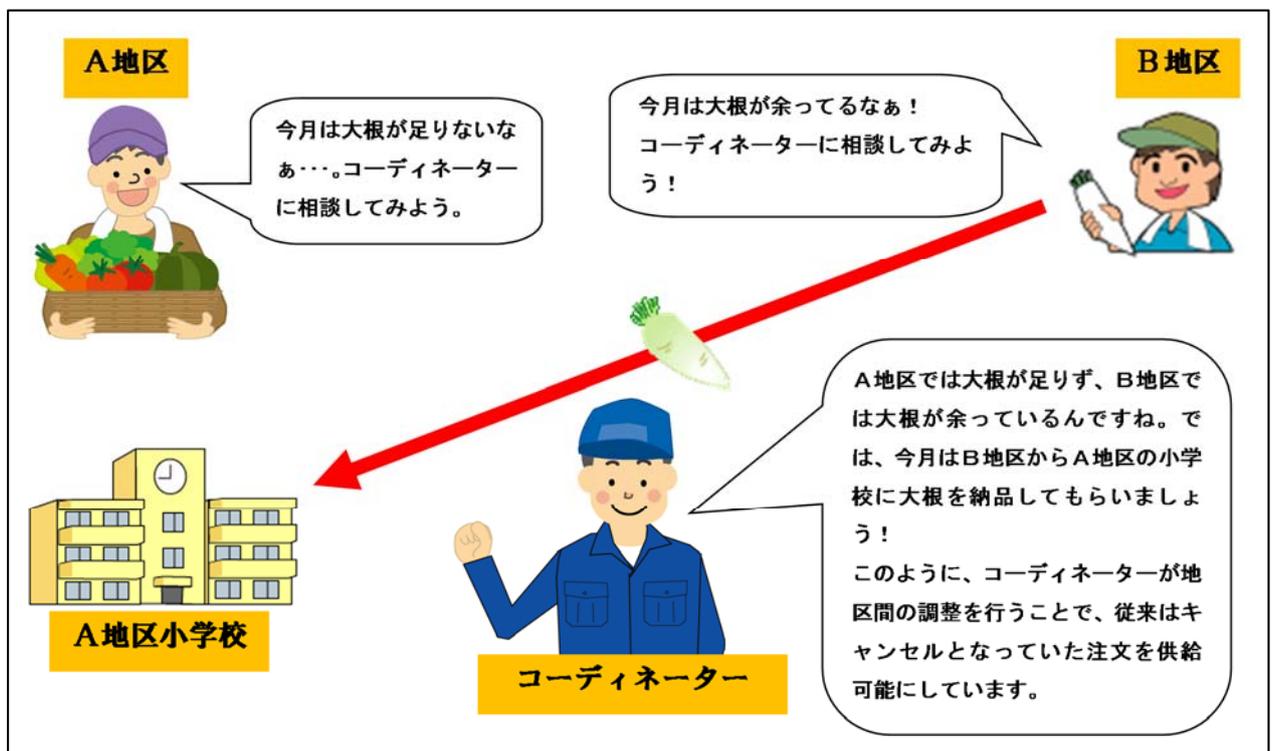


図 2-2-11 学校給食における地元野菜の供給システムの流れ



### (8) 日野の農畜産物を活用した加工

日野市の農畜産物を使った加工品は現在、以下のとおり販売されています。「日野市の特産品」「日野市のお土産」の需要は年々高まっており、農商工観光・産学官民の横串の連携のもとで「6次産業化」が期待されています。

表 2-2-11 日野の農畜産物を活用した主な加工品

| 商品名                | 素材名             | 販売場所                              | 原材料提供者            | 加工者                   |
|--------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------|-----------------------|
| たくあん               | 東光寺<br>大根       | 庭先、ファーマーズセンターなど                   | 市内農家              | 本人                    |
| 漬物など               | 大根<br>人参<br>白菜等 | J A、直売所、<br>ファーマーズセンターなど          | 市内農家              | 本人                    |
| ひの新選漬              | 大根              | 日野市商工会、直売所、<br>ファーマーズセンターなど       | 市内農家              | 日野市商工会                |
| ブルーベリー<br>エール（発泡酒） | ブルーベリー          | 市内酒屋、コンビニなど<br>10店舗               | ブルーベリー<br>組合      | 市外業者                  |
| ブルーベリー<br>ジュース     | ブルーベリー          | 庭先、直売所、<br>ファーマーズセンターなど           | 市内農家              | 市外業者                  |
| ブルーベリー<br>シャーベット   | ブルーベリー          | 庭先、直売所、<br>ファーマーズセンターなど           | 市内農家              | 市外業者                  |
| 中央線ソース             | 梨               | J A、直売所、<br>ファーマーズセンターなど          | 果実組合              | 市外業者                  |
| いちごかりんとう           | いちご             | J A、直売所、<br>ファーマーズセンターなど          | いちご研究会            | 市外業者                  |
| 塩とまと飴              | トマト             | J A、直売所、<br>ファーマーズセンターなど          | 市内農家              | 市外業者                  |
| 東京牛乳<br>ラスク・サブレ    | 牛乳              | J A、ファーマーズセンター、<br>スーパー、コンビニなど    | 都酪農組合<br>(市内農家含む) | 市外業者                  |
| ジェラート              | 牛乳              | 市内ジェラート店、J A、<br>直売所、ファーマーズセンターなど | 市内農家              | 本人                    |
| ルバーブジャム            | ルバーブ            | J A、直売所、<br>ファーマーズセンターなど          | みちくさ会 (女<br>性農業者) | 夢ふうせん<br>(日野市社会福祉協議会) |
| バラガキ(福柿まんじゅう)      | 柿               | 市内土産店、<br>ファーマーズセンターなど            | 市内農家              | 市内土産店                 |
| バラガキ(パウンドケーキ)      | 柿               | 豊田北口ショップ<br>「わーく・わーく」             | 市内農家              | 市内土産店                 |
| ひのめぐみ<br>焼きカレーパン   | トマト・柿           | 豊田駅北口ショップ<br>「わーく・わーく」            | 市内農家              | 夢ふうせん<br>(日野市社会福祉協議会) |



ブルーベリージュース



ブルーベリーエール



東京牛乳



ブルーベリーシャーベット



ジェラート



ルバーブジャム



東京牛乳ラスク



いちごかりんとう



塩トマト飴



ひのめぐみ焼きカレーパン



バラガキ (福柿まんじゅう)



中央線ソース



東光寺大根たくあん



ひの新選漬

日野の農畜産物を活用した加工品

## (9) 援農市民養成講座「農の学校」

近年、日野市の農業は農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手が不足しています。一方で、農業体験をしてみたいという方や、ボランティアによる地域貢献を望む声も聞かれます。

これらの状況を踏まえ、市民の方々が効果的な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として、援農市民養成講座「農の学校」を開設しています。

全カリキュラム修了後は、農業者のもとで援農ボランティアとして活躍しています。

### 援農市民養成講座「農の学校」事業内容

- ・ 目的：援農活動を実践するための農業知識、技術の修得
- ・ 場所：七ツ塚ファーマーズセンター及び実習圃場
- ・ 受講期間：1月から12月までの1年間
- ・ 講座内容：座学による知識の習得（月1回）  
圃場での実習（土作りから収穫まで）（月2回から4回）

「農の学校」は、平成16年度より開校し、毎年約20名の市民が受講しています。（平成25年12月現在161名の修了生を輩出）修了生を主体とする「NPO法人日野人・援農の会」（平成24年4月に法人設立登記）が援農活動を行っており、平成24年度は64名の会員が、約40戸の農家のもとで延べ8,750時間の援農活動を行いました。

「日野人・援農の会」が法人設立登記されたことに伴い、これまで日野市とJA東京みなみの二者覚書により実施されてきた日野市援農ボランティアコーディネート事業を見直し、日野市、JA東京みなみ、NPO法人日野人・援農の会の三者協力による「日野市援農ボランティア紹介斡旋調整事業に関する協定」を平成25年4月1日付けで締結いたしました。

三者の協力のもと、さらなる援農制度の充実を目指して活動しています。

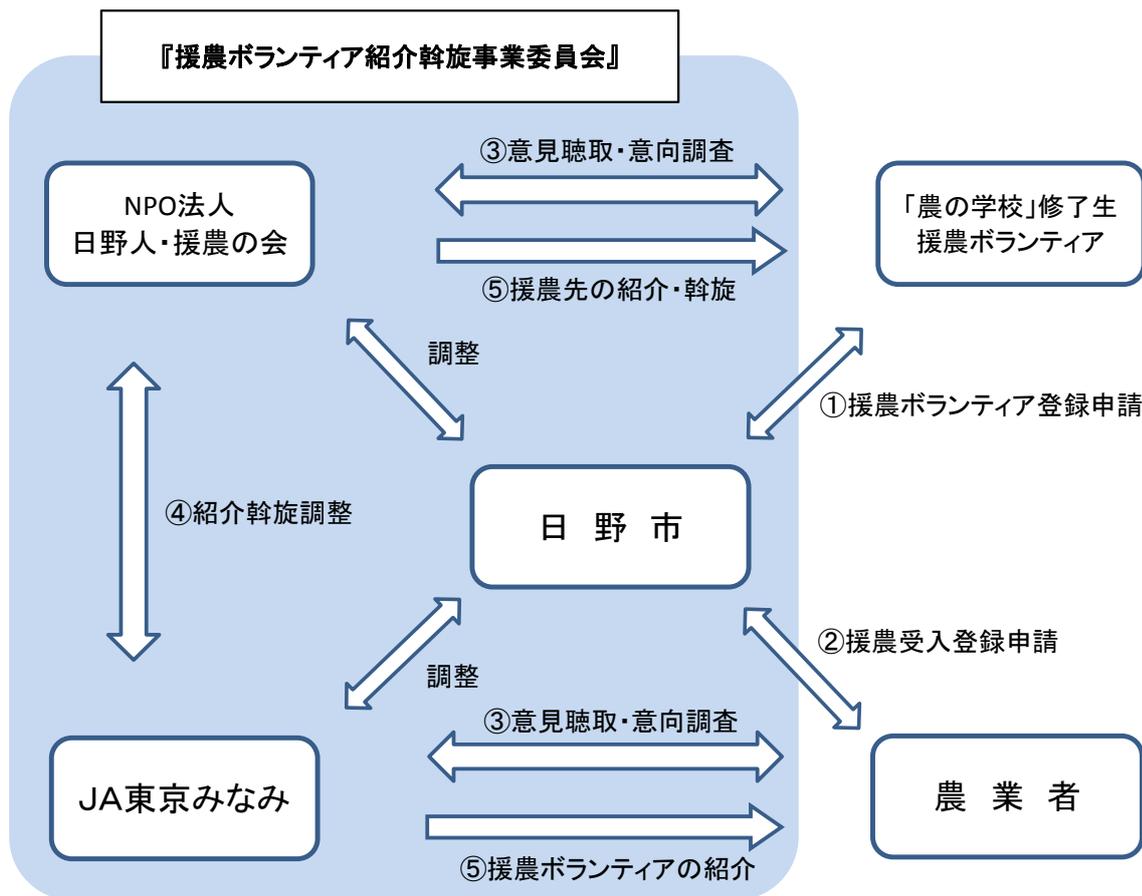
### 農の学校



畑での実習



座学の様子



- ① 「農の学校」修了生が日野市に「援農ボランティア登録申請書」を提出し、市で登録を行う。
- ② 援農ボランティア受入農業者はJA東京みなみを通じ日野市へ援農受入登録申請をする。
- ③ NPO法人日野人・援農の会が修了生に、援農の意向アンケート調査（活動日・時間・場所など）を行い、JA東京みなみが援農受入農業者に意向アンケート調査（活動日・作業内容など）を行う。
- ④ 意向調査の結果をJA東京みなみとNPO法人日野人・援農の会で確認し援農先の紹介斡旋調整をする。
- ⑤ 援農受入農業者への援農ボランティア紹介をJA東京みなみが行い、援農ボランティアへの援農先の紹介・斡旋をNPO法人日野人・援農の会が行う。

※ 『援農ボランティア紹介斡旋調整事業委員会』とは、「NPO法人日野人・援農の会」・「JA東京みなみ」・「日野市」の3者で構成されており、援農ボランティア活動に関する運営調整を行う。

図 2-2-13 日野市援農ボランティア紹介斡旋調整事業に関する協定 フローチャート

## (10) セツ塚ファーマーズセンター及び東光寺上地区周辺整備事業

### ①セツ塚ファーマーズセンター

セツ塚ファーマーズセンターは、日野農業の情報発信拠点として、農業者と市民の交流を通して農業に対する理解の促進を図り、都市と農業が共生するまちづくりを進めるための施設として平成24年10月にオープンしました。

東光寺上地区を農住共生地域と定め、「農あるまちづくり」のモデル地区として整備をしています。

#### セツ塚ファーマーズセンターの概要

- ◆場 所 日野市新町五丁目20番地1（セツ塚公園内）
- ◆特 徴
  - ①都市農業保全の拠点  
援農市民養成講座「農の学校」の拠点、日野市の農業や東光寺・セツ塚の歴史のパネル展示や講座の開催など
  - ②市民を対象とした食農体験  
家庭菜園講習会、農業体験、収穫体験、女性農業者の会による日野産野菜を使った料理教室など
  - ③地域住民のコミュニティの推進  
地元住民の集会施設としての利用、販売スペースで日野産の農産物や加工品、JA商品、新選組ゆかりの地（会津若松市等）の被災地支援物資販売、買い物弱者対策としての物資販売、喫茶コーナーなど



外 観



物販コーナー



交流農園



ランチ



三世代交流食育イベント

「農あるまち日野みのり<sup>どころ</sup>處」

## ②東光寺上地区周辺整備事業

区画整理が完了した東光寺上地区は、他地区に比べ多くが生産緑地として指定されており、農地と住居が共生している地域です。

農業・農地の機能を発揮するための取り組みとして、既の実施している市民農園事業の他に、農地を活用して住民が農と触れ合える「交流農園」を整備しています。また、防災協力農地協定の締結、市民に農業への理解が深まるような農業・食育イベントや案内板の設置、農作物への光害の影響がない「光害阻止LED照明街路灯」の研究・設置等を行っています。

### ・交流農園

日野市立セツ塚ファーマーズセンターに隣接して2つの交流農園があり、小学生低学年向けに農作業や農産物収穫体験などのイベントが開催されています。

### ・光害阻止LED照明街路灯

農地と住居が共生している東光寺上地区において、地域防犯としての照明設置が必要となりますが、農産物への悪影響が懸念されます。そのため、光害阻止LED照明街路灯の設置を進めています。



交流農園での農業体験の様子



光害阻止LED照明街路灯

### 3. J A東京みなみ及び日野市農業委員会の取組事業の現状

## J A東京みなみの役割と主な農業振興事業

#### 【農業協同組合（J A）の役割】

- ・ 農業技術の指導や農業経営の支援を行う。
- ・ 農業者と市民を結ぶ役割を果たすとともに、都市農業への理解促進を図る。
- ・ 地場流通など、地産地消への協力を行う。

#### 【J A東京みなみの主な農業振興事業】

- ① 体験農園の支援事業
- ② 市民祭・即売会での地元農産物の即売事業
- ③ 学校給食への地元農産物の安定供給事業
- ④ 生産履歴記帳システムの活用促進
- ⑤ J A版農業電子図書館の店頭設置
- ⑥ 女性参画推進による女性大学の実施
- ⑦ 日野市援農ボランティア紹介斡旋調整事業
- ⑧ エコ農産物認証制度加入への支援
- ⑨ 認定農業者への支援
- ⑩ 直売所出荷への放射性物質計画検査の実施
- ⑪ シニア就農者支援事業
- ⑫ 獣害対策事業
- ⑬ 学童農園への支援事業

## 日野市農業委員会の役割と主な農業振興事業

### 【日野市農業委員会の役割（取り組み）】

- ・農地の確保と有効利用に向けての取り組み
- ・地域農業の振興に向けての取り組み
- ・農業者の要望の実現に向けての取り組み

### 【日野市農業委員会の主な農業振興事業】

- ① 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保
- ② 農地等の効率的な利用の促進
- ③ 農業経営の合理化
- ④ 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査・研究
- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供
- ⑥ 農業者年金制度の普及

#### 4. 市の主な農業振興事業（平成 25 年度）

※都…東京都補助事業      市…市補助事業      J A… J A補助事業

| No. | 事業名                   | 事業内容  | 備考   |
|-----|-----------------------|---|--|
| 1   | 営農施設等整備事業<br>(市)      | 総事業費 60 万円以上の<br>①出荷施設の整備<br>②栽培施設の整備<br>③灌水施設の整備<br>④圃場の整備<br>⑤加工施設の整備<br>⑥農機具・運搬機具の購入 | 総事業費 60 万円以上の購入に対し、条件に伴い 40 万円又は 20 万円を補助。ただしこの補助を受けた年度の翌年度から起算して 3 年を経過しないものを除く。  |
| 2   | 防鳥・防薬対策事業<br>(市)      | 市内に樹園地及び住所を有する農業経営者が契約小売店から防鳥（虫）・防薬資材を購入する場合、通常販売価格の一部を、購入者に代わって市が契約小売店に支払う間接補助事業       | 1 購入者当たりの限度額<br>300 千円<br>フェロモントラップ<br>10a あたり 2,400 円   |
| 3   | 農産物即売事業<br>(市)        | 新鮮な農産物を市民に販売する事業  | 市内 5 か所で実施   |
| 4   | 学校給食用野菜等供給育成事業<br>(市) | 市立小中学校に給食用材料として、農業経営者自らが、児童・生徒の健康に配慮し、農薬及び化学肥料の使用量を低く抑えて生産した野菜等の納入を行う事業                 | 育成事業補助金<br>コーディネート業務委託料<br>契約栽培支援事業奨励金   |
| 5   | 産業まつり農業展<br>(市・J A)   | 市内の農産物を一堂に集め、市民に紹介するとともに、生産技術の改善、品質の向上を目的として即売会及び共進会を開催し消費者との相互理解をはかる事業                 | 来場者数（2 日間）<br>延べ 8 万人（市制施行 50 周年として他のイベントと合同開催）  |
| 6   | 農業団体連合会<br>(市)        | ①農政及び農業に関する情報の提供・交換<br>②組合員の経済的地位の改善のための団体協約の締結<br>③上部団体及び行政への協力推進                      | ①果実組合<br>②酪農組合<br>③平山蔬菜研究会<br>④東光寺蔬菜研究会<br>⑤堀之内農事研修会<br>⑥豊田農事研究会<br>⑦菊友会<br>⑧農業経営者クラブ<br>⑨ぶどう組合<br>⑩百草萬蔵院台りんご生産組合<br>⑪ブルーベリー組合<br>⑫いちご研究会<br>⑬七生地区農産物直売会<br>⑭日野農産物直売組合 |

| No. | 事業名                     | 事業内容  | 備考  |
|-----|-------------------------|---|---|
| 7   | 農業用水維持管理事業<br>(市)       | ①灌漑施設、幹線水路等の維持・管理<br>②前項に付随する事業   | 補助対象者：用水組合<br>補助対象経費：資材費、樋門等の施設保守点検委託料、労務費、借損費、会議費<br>補助率：基準単価で積算した事業費の7/10 |
| 8   | 農業近代化資金等利子補給事業<br>(都・市) | 東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和37年東京都規則第71号）別表に掲げる融資資金の利用者が支払うべき利子の一部を利用者に代り市が金融機関へ利子補給する間接補助事業 | 利子補給率1.5%以内   |
| 9   | 農業経営者クラブ<br>(市)         | ①都市における農業経営、企業的農業経営及び都市農業に関する調査研究<br>②農業に関する税制の軽減化の推進<br>③その他都市農業の安定的継続に関する事業       | 補助対象者：農業経営者クラブ<br>補助対象経費：事業費、会議費<br>補助率：1/2                                 |
| 10  | 都市農業経営パワーアップ事業<br>(都・市) | 東京都補助制度である「都市農業経営パワーアップ事業費補助金」を活用して、農業施設の整備に対して補助                                   | トマト栽培を中心としたハウスの整備（3軒）   |
| 11  | 農産物直売所運営事業<br>(市)       | 平成13年度に開設した農産物直売所に併設する駐車場の借上料の一部を、「日野農産物直売組合」に補助                                    | 農産物直売所駐車場の借上げ料・固定資産税・都市計画税の一部を補助  |
| 12  | 残留農薬対策事業<br>(市・JA)      | 残留農薬の検査を行う場合、検査費用の一部を農業経営者に代わって市が検査実施主体者に支払う間接補助事業                                  | 農業者負担分を補助   |
| 13  | 女性農業者支援事業<br>(市)        | ①会員相互の情報交換や親睦に関する事業<br>②農業技術の発展や農家生活の安定に関する学習活動ほか                                   | 各種講習会、視察研修会、情報交換会等  |
| 14  | 農業団体育成事業<br>(市)         | 農業団体の活性化を図るため、各団体で実施する記念事業・周年事業に対し必要な経費を支援する事業                                      | 補助対象者：農業団体<br>補助対象経費：農業団体の育成に必要な経費<br>補助率：1/2                               |
| 15  | 獣害対策支援事業<br>(市・JA)      | 農産物をハクビシン、タヌキなどの獣害から守るため箱わな等の設置に対して必要な経費を補助   | 設置費用の1/2を補助   |
| 16  | 東光寺大根栽培育成事業<br>(市)      | 生産者の栽培及び販売活動を補助すると共に、「東光寺大根」への理解を広く市民に向けてPRする活動を補助                                  | 対象農家：3名   |
| 17  | 市民農園育成事業<br>(市)         | 野菜や花等の栽培を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わい、農業に対する理解を深める。   | 11農園、677区画<br>(平成26年度から)<br>1区画 20㎡   |

| No. | 事業名                        | 事業内容   | 備考   |
|-----|----------------------------|--|--|
| 18  | 援農制度育成事業<br>(市)            | 農業者の高齢化と後継者不足解消のため、援農ボランティア制度の確立と援農市民養成講座である「農の学校」を開校する。講義と実習により農作業技術の向上を図り、より高度な援農ボランティアの育成を図る。 |  |
| 19  | 都市農業シンポジウム<br>(市・JA)       | 都市農業を守るための啓発事業として、都市農業シンポジウムを開催  |  |
| 20  | ブルーベリー加工支援事業<br>(市)        | 市内産ブルーベリーをブルーベリー組合が提供し、八南酒販組合日野支部が製造・販売を行う。  | 昨年度1ロット(2,400本製造)  |
| 21  | 認定農業者支援事業<br>(市)           | 意欲ある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、計画達成に向けた取組みを関係機関・団体が支援する事業                        | 平成24年度末認定農業者55名<br>認定農業者提案型経営改革事業補助、簿記講習会の開催、「農業経営改善計画」進捗状況ヒアリングほか |
| 22  | 農業体験農園支援事業<br>(市)          | 農業体験農園を開設する園主に対し、施設整備や運営に係る費用を補助   |  |
| 23  | 農業体験等推進事業<br>(市・JA)        | 日野産大豆栽培支援事業、水田景観用レンゲ種子配布補助、こども農業新聞発行ほか   |  |
| 24  | 七ツ塚ファーマーズセンター管理運営経費<br>(市) | 七ツ塚ファーマーズセンターの運営および周辺整備  | 光熱水費、各種委託料ほか   |
| 25  | 第3次日野市農業振興計画策定事業<br>(市)    | 第3次日野市農業振興計画の策定  | 委託料ほか  |

## 第3章 日野農業の課題

### 1. 社会情勢の変化と都市農業の課題

#### (1) 転換を迫られる我が国の農政

世界の食料需給が不安定さを増し、将来の深刻な食料不足が懸念される中、食料自給率が低い我が国は、食料を外国に依存する体質から転換していかなければなりません。

しかし、国内の農業は、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷や、生産コストの上昇による収益の悪化など、極めて厳しい環境下にあります。加えて、農業者の高齢化や後継者の不足、農村の活力低下といった問題は依然として解消されておらず、我が国の農業は危機的な事態に直面しています。

こうした状況に対処するため、国は、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、「戸別所得補償制度」や「6次産業化」などの政策を打ち出し、農業の再生を図っています。

また、TPPへの参加問題は、各方面で様々な議論を呼んでいます。我が国の農業はもとより食の安全面への影響も懸念されることから、十分な議論を行った上で適切な対応をとる必要があります。

#### 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）（抄）

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 3. 農村の振興に関する施策

##### (3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進する。このため、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、市民農園や農産物直売所等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市民農園・体験農園等における農業体験や交流活動の促進等、都市農業振興のための取組を推進する。

#### (2) 揺らぐ食の信頼

我が国は、著しい経済発展を遂げ、物の豊かさを享受できる社会を実現させましたが、近年、経済活動の効率性が過度に追求され、安全性の欠如といった問題が様々な分野で顕在化してきています。外食産業では、レストランにおけるメニュー表示と異なる食材の使用など、食の信頼を揺るがす問題が発生しました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物の放射性物質の汚染問題では、震災の混乱の中で東日本産はもとより国産農産物全体の安全性に対する信頼が失われる恐れがありました。

安全な農産物を供給し、食への不安を払拭するため、国や地方自治体、農業関係者などがそれぞれの役割を着実に果たしていくことが必要です。

### (3) 社会の成熟化と都市農業への期待

我が国の社会・経済は、人口の減少、高齢化の進行等、大きな変化を迎えています。

社会の成熟化が進み、国民の意識も多様化する中で、より質の高い生活への希求が強まり、自らの目で生育の過程を確かめることのできる「安全・安心な食料を食べたい」、老後の時間を活用し自分や家族の「食べ物を自ら育てて楽しみたい」、都市の中にあっても自然と調和した「快適で安全な環境で暮らしたい」といった様々なニーズを生んでいます。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災を経て、国民の防災への意識が高まる中、都市農地の防災機能が改めて認識されています。

都市農業・都市農地は、上記のように「新鮮で安心な農産物の供給」、「農業体験・交流活動の場」、「心安らぐ緑地空間」、「国土・環境の保全」、「災害時の防災空間」といった多面的な機能を持っています。このような多面的機能は、成熟社会で求められる多様なニーズを様々な形で満たすものであり、「都市住民の農業への理解の醸成」につながっています。



図 3-1-1 都市農業の多面的な機能

出典：都市農業をめぐる情勢について（平成 23 年 10 月、農林水産省）

#### (4) 都市農地保全のための生産緑地制度や税制の改善

大都市における宅地供給が重要な政策課題となる一方で、市街化区域内農地の大幅な減少を受け、残った農地の計画的な保存の必要性が高まり、平成3年に生産緑地法が改正（平成4年度から適用）され、「宅地化すべき農地」と「保存すべき農地」に区分し、保存すべき農地は生産緑地に指定するか市街化調整区域に編入することとなりました。

平成4年度からの生産緑地法が継続される中、宅地化農地を中心に都市農地の転用・減少が続いています。

日野市では、平成14年度から生産緑地地区の追加指定を進めていますが、当初の指定から20年経過する中で、生産緑地法等の現行制度については、生産緑地地区の指定下限面積要件（現行500㎡）の緩和等や、農業経営に欠かせない庭先などの作業所や屋敷林についても相続税の負担を軽減することなどが課題となっています。また、生産緑地地区の多くが平成34年度に買取申出可能となる（平成34年問題）ため、国土交通省、農林水産省を中心に、現在の社会状況を踏まえた都市農業・都市農地に関する土地利用・税制のあり方についての検討が始まっています。

生産緑地法と相続税などの納税猶予制度は、農地を保全し農業経営を継続するために必要不可欠な制度です。今後とも両制度の果たしてきた役割と重要性を認識し、制度を維持するとともに、有効な対策を都内38自治体で構成される「都市農地保全推進自治体協議会」を通じて、国に要望していくことが必要となっています。



生産緑地農地



生産緑地表示板

##### ●平成34年問題とは

生産緑地は、告示日から30年経過すると、市長に対し、宅地化したい人は買取請求をすることができる。多くの生産緑地が平成3年の生産緑地法改正直後に指定されたため、平成34年度に大量の買取請求が行われる可能性がある。このとき市が買取できず、他の農業経営者へ買取のあっせんをしても買取る農業経営者がおらず所有権の移転が行われなかったときは生産緑地の指定が解除されるため、農地が急激に減少するおそれがあるとの指摘がある。

## 2. 第2次日野市農業振興計画の検証

第2次日野市農業振興計画・後期アクションプランについて、日野市農業懇談会により平成24年度から平成25年度にかけて中間検証が行われました。

「第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」は、4つの振興目標、6つの振興施策、19のアクションプランから成り立っており、このうち、「日野市食育推進計画」で検証を行っている2つのアクションプランを除いた17のアクションプランの57項目について検証しました。

評価の内訳は以下のとおりです。

表 3-2-1 第2次日野市農業振興計画・後期アクションプランの検証結果

| 達成または概ね達成 |    |    | 未達成 |       |          |
|-----------|----|----|-----|-------|----------|
| A         | B  | C  | D   | E     | F        |
| 充実        | 継続 | 縮小 | 充実  | 手法見直し | 削減または新展開 |
| 14        | 36 | 0  | 0   | 6     | 1        |

表 3-2-2 第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン中間検証結果<概要版>

|  | 農懇評価 | 農業懇談会委員の<br>会議開催時のコメント   |
|--|------|--|
| 1. 安心して農業のできる環境づくり   |      |  |
| (1) 農業を保全すべき地域を定め、農業者の発意により農業保全地域として指定します。<br>(まちづくり条例・農業保全基金) |      |  |
| ①まちづくり条例に基づく農地保全   | A    | ・まちづくり条例に基づく農地保全是他の条例とリンクしており継続していくべき。<br>・まちづくり計画策定は第3次農業振興計画の中で見直しをしていくべき。<br>・農地保全基金は実現が難しいものと言える。            |
| ②まちづくり計画策定活動の実施  | E    |  |
| ③「農業保全基金条例」の制定   | E    |  |
| (2) 農地を守るまちづくりを進めよう  |      | ・区画整理に際して、農地については必ず意向調査を行っている。<br>・農と住をセットにした地区計画を考えていく。<br>・生産緑地の追加指定は継続していく。<br>・体験農園の推進、NPO法人等の作業受託を進めていく。    |
| ①農地を残す土地区画整理   | B    |  |
| ②地区計画で計画的な農地保全   | A    |  |
| ③生産緑地の追加指定の継続  | A    |  |
| ④遊休農地の活用   | B    |  |
| (3) 次の世代に美しい農地を引き継いでいこう  |      | ・田んぼが空いている時期にレンゲを蒔いて景観作りをしている。   |
| ①端境期の農地を活用した農の景観づくりと「美し日野農地賞」表彰                                | B    |  |
| ②遊休農地の活用可能主体の拡大  | B    |  |
| (4) 水田を残し、日野の貴重な財産である用水を市民と農業者で守っていこう                          |      | ・①～④は内容が類似しているため、次期計画では一つにまとめた方がよい。  |
| ①援農ボランティアによる水田の保全  | B    |  |
| ②体験農業による水田の保全  | B    |  |
| ③地域の市民ボランティア等と協働し維持管理を行う                                       | B    |  |
| ④子どもの頃から用水の歴史・大切さを学べるようにする                                     | B    |  |
| (5) 経営改善により日野の農業を元気づけよう  |      | ・経営安定化については、事務局の責務としてしっかり遂行していくこと。<br>・体験農園の開設は次期計画でも力を入れていくべき。<br>・新たな農業ビジネスの展開も引き続き行っていく。<br>・農業経済を農業経営に変更すべき。 |
| ①農業施設・設備の近代化による経営安定化   | A    |  |
| ②体験型市民農園の開設推進  | A    |  |
| ③新たな農業ビジネスの展開  | A    |  |
| ④農業経済の安定   | B    |  |

|  | 農懸評価 | 農業懇談会委員の<br>会議開催時のコメント  |
|--|------|---|
| <b>2. 農業の担い手と仲間づくり</b>                 |      |   |
| (6) 認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者を支援しよう       |      | ・認定農業者のメリットを充実させ今後も継続すべき。   |
| ① 認定農業者制度の検討・実施                        | A    |   |
| ② 経営改善支援センターの設置                        | B    |   |
| ③ 市独自の支援策の検討                           | B    |   |
| (7) 農業の担い手を育てていこう(農業のやりやすい税制を考える)      |      | ・後継者就農という表記に変えた方が良い。<br>・②～③このまま継続していく。   |
| ① 新規就農者支度金の創設による農業後継者(担い手)づくり          | E    |   |
| ② 就農相談窓口の設置                            | B    |   |
| ③ 農地基準作り検討会(農業委員会)との連携                 | B    |   |
| (8) 女性農業者を支援し、日野の農業の活力を高めよう            |      | ・①～②引き続き、支援、促進していく。<br>・③については、女性農業者だけに限ったことではないため、次期計画で配置する項目を検討すべき。                                       |
| ① 女性農業者の支援                             | B    |   |
| ② 女性農業者の経営参画と「家族経営協定」締結の促進             | B    |   |
| ③ 消費者との交流活動の実施                         | B    |   |
| (9) 援農制度を確立し、日野の農業を応援しよう               |      | ・市民農園から体験農園へのシフトの時期にきている。<br>・体験農園を推進していくうえで、援農ボランティアの活躍が重要になってくる。  |
| ① 「農の学校」の運営                            | B    |   |
| ② 産業振興課ホームページ「援農コーナー」の開設               | B    |   |
| ③ 農業支援センターの開設                          | A    |   |
| ④ 援農リーダー・援農NPOの育成                      | B    |   |
| ⑤ 「農の学校」ファーマーズセンター内移設                  | A    |   |
| (10) 「日野農業応援団」をつくり日野の農業を盛り上げよう         |      |   |
| ① 日野農業応援団の拡充                           | B    |   |
| ② 市民と農家の交流の機会をつくる                      | A    |   |
| ③ 市民農園の充実                              | B    |   |
| <b>3. 市民と農家との交流・体験づくり</b>              |      |   |
| (11) 学校と農家の連携により学童農園を充実させよう            |      | ・学校側は農業者に甘えることなく学童農園等に携わっていくべき。<br>・学校側から農業者への謝礼等も仕組みづくりが必要。<br>・FC近隣の生産緑地をNPO法人めぐみで作業受託し農地活用をしていることは評価できる。 |
| ① 学童農園や農業体験を指導する農業者との協定(覚書)・指針等の仕組みづくり | B    |   |
| ② 食農教育の推進                              | B    |   |
| ③ 公園に実習田整備                             | B    |   |
| (12) ファーマーズセンターを市民と農業者の交流拠点にしよう        |      |   |
| ① ファーマーズセンターの基本計画及び実施計画を策定し、建設及び運営を行う  | A    |   |
| <b>4. 安全・安心な農産物づくり</b>                 |      |   |
| (13) 市内どこでも、歩いていける所で地元農産物が買えるようにしよう    |      | ・区画整理時の意向調査で水田を手放す農業者が多い。農業者の水田離れの原因を把握した上で、水田・用水保全の対策を取っていくべき。   |
| ① 即売会、共同直売所の新設・移転                      | A    |   |
| ② 即売会、個人直売所の消費者・市民の支援                  | B    |   |
| ③ 農産物直売所情報の発信                          | B    |   |
| ④ 地元産野菜販売協力連絡会の設立                      | E    |   |
| (14) 学校給食に地元産野菜等をもっと利用しよう              |      |   |
| ① 発注・受注システム等の改善                        | B    |   |
| ② 契約栽培の検討・実施                           | B    |   |
| ③ 地元農産物週間の充実                           | B    |   |
| ④ 日野産米の学校給食への利用促進                      | B    |   |
| (15) 市民要望を農家に伝えて、農産物の生産過程の情報開示をしよう     |      |   |
| ① 学校給食供給農産物の生産情報の開示                    | B    |   |
| ② 生産情報開示研究会等の設立                        | E    |   |
| (16) 持続性の高い農業生産方式の導入を促進しよう             |      |   |
| ① 生ごみ(残渣)と剪定枝チップ・落ち葉の堆肥化               | B    |   |
| ② 「エコファーマー」への支援                        | B    |   |
| ③ 市民農園利用者への有機肥料使用の奨励                   | B    |   |
| ④ 安全・安心な農産物の販売促進                       | B    |   |
| ⑤ 市独自基準のガイドライン検討のための研究会                | F    |   |
| <b>5. ひの農業ブランドづくり</b>                  |      |   |
| (17) 日野の特産品を商品化し、「日野ブランド」づくりを進めよう      |      | ・道の駅とFCとは意味合いが違う。<br>・6次産業化は引き続き推進していくべき。   |
| ① 東光寺大根の普及と加工の研究・開発                    | B    |   |
| ② 「平山陸稲(おかぼ)」再発見と商品化                   | A    |   |
| ③ ブルーベリー発泡酒など農産物の加工・商品化と特産農産物の日野ブランド化  | A    |   |
| ④ 道の駅・川の駅の設置                           | E    |   |

平成 25 年度に日野市農業懇談会から提出された、第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプランの検証結果に基づき、【実施済み】・【未実施】に分け、今後の展開を以下にまとめました。

表 3-2-3(1) 第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプラン  
(平成 21～25 年度) の評価と今後の展開(1)

【実施済み】

| 農業懇談会評価 | 項目   | 今後の展開                                 |
|---------|--|---------------------------------------|
| A       | (2)③生産緑地の追加指定の継続                                     | さらに充実・推進                              |
| B       | (3)①「美し日野農地賞」表彰                                      | 創設済のため、第 3 次計画では削除(表彰は継続)             |
| A       | (5)②体験型市民農園の開設推進                                     | さらに充実・推進                              |
| A       | (6)①認定農業者制度の検討・実施                                    | さらに充実・推進                              |
| B       | (7)③農地基準づくり検討会(農業委員会との連携)                            | 策定済のため、第 3 次計画では削除(農業委員会との連携は継続)      |
| B       | (8)①女性農業者の支援   | さらに継続・推進                              |
| B       | (9)①農の学校の運営②産業振興課ホームページ「援農コーナー」の開設④援農リーダー・援農 NPO の育成 | さらに継続・推進                              |
| A       | (9)③農業支援センターの開設⑤農の学校ファーマーズセンター内移設                    | ③センター機能を持つ三者協定を締結済⑤移設済のため、第 3 次計画では削除 |
| A       | (12)①ファーマーズセンターの基本計画及び実施計画を策定し、建設及び運営を行う             | 計画策定・建設済のため、第 3 次計画では削除(運営の充実は継続)     |
| B       | (14)②契約栽培の検討・実施③地元農産物週間の充実                           | さらに継続・推進                              |

表 3-2-3(2) 第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプラン  
(平成 21～25 年度) の評価と今後の展開(2)

【未実施】

| 農業懇談会評価 | 項目  | 今後の展開   |
|---------|---|---|
| E       | (1)②まちづくり計画策定活動の実施<br>③「農業保全基金条例」の制定      | 都市農地保全に向けた実現性のある制度を検討するなど、手法見直しが必要。                                       |
| E       | (7)①新規就農者支度金の創設による農業後継者(担い手)づくり           | 国や都、JAの新規就農者向き支援制度のさらなる活用のほか、新規就農者同士が情報交換できる場を創設し、積極的な推進体制を図るなど、手法の見直し必要。 |
| B       | (10)③市民農園の充実<br>(※市が開設・運営する市民農園について)      | 市開設の市民農園から農業者が開設する農業体験農園やNPO法人が開設する市民農園にシフトしていく。市民が農に触れ農業を理解する機会を増やす。     |
| B       | (11)①学童農園や農業体験を指導する農業者との協定(覚書)・指針等の仕組みづくり | 農業懇談会からの提言等を踏まえ、持続性のある仕組みづくりを構築し、農業者の負担を軽減し、子どもから大人まで農業体験ができる機会を増やしていく。   |
| E       | (13)④地元産野菜販売協力連絡会の設立                      | 農商工観光連携をさらに強化するためのコーディネーター制度の創設などの手法の見直しが必要。                              |
| E       | (15)②生産情報開示研究会の設立                         | 既にJAが生産履歴の開示を一部行っており、さらなる開示拡大や積極的なPRを行っていく。                               |
| F       | (16)⑤市独自基準のガイドライン検討のための研究会                | 平成25年度に東京都が新たに創設した「エコ農産物認証制度」認証者への支援やPRを推進していく。                           |
| E       | (17)④道の駅・川の駅の設置                           | ファーマーズセンターや市内直売所のような地産地消推進の拠点づくりを推進していく。                                  |

### 3. 日野農業の課題

#### (1) 農地の保全と担い手の確保

##### ①畑、水田、農業用水の保全

日野市の農地周辺は宅地化が進み、住宅と畑が隣接していることが少なくありません。そのため、農業経営を続けていくためには、畑の土ぼこりや堆肥・農薬の散布などへの、近隣住民の理解が必要です。

水田は、果樹や野菜に比べ、農業収益が少ない傾向にあり、水田での農業経営は厳しい現状であるため、日野産米に付加価値を付けることで経営の安定を図ることが必要です。また、援農ボランティア制度の充実に加え、用水の保全に向けては、用水守制度を充実・拡大していくことが課題となります。

さらに、住環境の保全や景観の向上など、都市農業・農地がもつ多面的機能についての理解を深めることも重要です。

##### ②農業経営の改善

各農業者の農業経営が成り立たなくては日野の農業を守ることはできません。このため、日常的な経営相談や情報提供の場を東京都やJAと連携しながら充実させることが必要です。

また、日野の農業をリードする中核的な農業者である認定農業者は、東京都や市の補助金を利用しやすいというメリットがあります。農業経営の改善のため、今後も認定農業者が増えるよう、支援の充実が必要です。

##### ③新規就農者の支援

高齢化などにより、農地の管理が難しくなっている農業者が年々増えています。東京都やJAが実施している若年就農者、早期退職就農者及び定年帰農者の新規就農希望者に対する就農相談に加え、新規就農者の懇談の場の設置が望まれています。

農業後継者が新規就農しやすい体制を整えながら、どのようにして都市農地を守るかが大きな課題とも言えます。農業を市民、NPO 法人、JA等が支え、農地をみんなで守っていく仕組みを構築することが必要となっています。

##### ④援農制度の拡充

「農の学校」の修了生で組織する「NPO 法人日野人・援農の会（援農ボランティア）」による援農活動は農業者より好評を得ており、定着してきています。今後は、農の学校修了生のみならず、幅広い世代の人材の確保と、除草作業や生産物の箱詰など、作業スキルごとのスポット（緊急・繁忙期）援農体制を整備していくよう、一歩進んだ支援をしていくことが望まれます。

## ⑤NPO 法人などによる農作業受託

農業者の高齢化が進むなか、労働力の軽減を図るため、市内の生産緑地で、平成 25 年 5 月から NPO 法人による農作業受託が開始されています。今後も生産緑地を守るため、農業者、J A、NPO 法人及び農業生産法人などが農作業を受託する仕組みづくりが望まれます。

## ⑥獣害対策の推進

ハクビシンやアライグマなどが出没し、住宅地でも目撃されるようになり、農作物に被害をもたらしています。農作物を守るため、捕獲などに係る費用の一部補助など、継続的な支援が必要です。

## (2) 農業体験の充実

### ①農業体験農園の拡充と支援

農業者の経営安定を図るため、農業収益につながる農業体験農園の開設の拡充が望まれます。また、行政評価システムにおける市民評価からも市開設の市民農園から、農業体験農園へシフトさせていくことが必要との指摘があります。

農業体験農園の開設運営・指導にあたっての農業者の不安を解消するため、市や J A、援農ボランティアが連携して支援していくことが求められています。

### ②民営市民農園の拡充

市が開設する市民農園は、利用希望者に対して農園の絶対数が不足しており、NPO 法人などの民営市民農園の拡充が望まれています。また、民営市民農園の利用料金と比べ、市開設の市民農園の料金が安いと、料金格差を是正する必要があります。

民営市民農園の開設にあたっては、開設費用の補助制度の新設や、開設へのノウハウを教える仕組みづくり、利用者募集の P R への協力を行い、宅地化農地を所有している農業者に対し、新たな農地活用に向けた働きかけを行う必要があります。

### ③食農体験イベントの推進

食農体験を通して都市農業への理解を図るため、子どもから大人まで気軽に参加できる農業体験や、摘み取り体験の機会を増やすことが大切です。また、七ツ塚ファーマーズセンターや農業者開設の食農体験施設などで、農と食に関するイベントを継続的に開催し、都市農地保全や地産地消への理解推進を図ることが必要です。



りんごの収穫体験

#### ④学童農園等へ農業者が指導する際の仕組みづくり

10年後の大人である子どもたちの都市農業への理解を推進するにあたり、農業者と学校等が協力し、各小中学校の学童農園の指導、農作業体験や農園見学の受入れ、食育関連の授業等を実施することが重要です。

学童農園の実施にあたり、学校ごとに対応の違いがあるため、学童農園や農業体験を指導する農業者との協定（覚書）・指針等の仕組み作りが必要となっています。また、保護者・地域住民・援農ボランティアが学童農園等に携わることで、農業者の負担を軽減することも必要です。



学童農園

### (3) 地産地消の推進

#### ①学校給食地元農産物供給率の向上に向けた供給システムの充実

農業者と学校を結ぶコーディネート制度を更に充実させ、積極的に地元農産物の使用量を増やすとともに、農地貸付により学校給食用農産物を生産する土地を拡大することや、供給農家を増やすといった施策により、供給率を向上させることが課題です。また、各学校への配送時間が限られていることや、配達エリアが広いことなどが農業者の負担になっており、これを軽減するための仕組みづくりも必要です。



学校給食用農園

#### ②直売、即売の充実

安全・安心な日野産農産物を取り扱う直売所情報の発信として、広報ひのや市ホームページを更に充実させるほか、「農産物直売マップ」等の配布によって市民へのPRをしています。引き続き、農業者と消費者が交流でき、新鮮・安全・安心でおいしい野菜を売買できる機会を増やすことが望まれています。

また、多くの市民が購入できるように、生産体制や安定供給を強化していく必要があります。



農産物直売所と日野産農産物

### ③地産地消推進飲食店等の充実

日野産農産物の魅力を発信するためには、実際に食していただくことが一番の近道です。そこで、日野の農産物や加工品を使用した飲食店を発掘し、市ホームページや冊子によるPRで、「地産地消推進飲食店」として応援するとともに、継続的に支援していくことが必要です。併せて、新たに日野産農産物を使用する飲食店を増やしていくことも望まれます。



日野産農産物を活用した飲食店メニューの一例

### ④安全・安心で環境にやさしい農業の推進

安全・安心な農産物を供給するために、農薬・化学肥料の使用を25%以上低減する生産方式で環境保全型農業に取り組む農業者（東京都エコ農産物認証制度認証者）として、現在、市内に18名の認証者がいます。引き続き認証取得や継続のための支援が必要です。

また、JAとの協力により、市民が農産物を購入する際、選択の目安となる生産情報開示システムを更に充実させることが望まれています。

#### ●東京都エコ農産物認証制度とは

東京都は、平成25年度から新たに「東京都エコ農産物認証制度」を始めました。

この制度は、都の慣行使用基準(注)から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度です。都が農産物の栽培状況を確認するとともに、残留農薬分析を実施して、都のホームページで情報提供します。また、生産者は認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。都は、認証農産物のPRに努め、販路拡大のため、食品事業者や消費者へ認証マークの制度の周知を図ります。

#### 東京都エコ農産物認証制度の認証区分

| 認証区分      |           | 化学合成農薬の削減割合 |         |           |
|-----------|-----------|-------------|---------|-----------|
|           |           | 25%以上       | 50%以上   | 100%（不使用） |
| 化学肥料の削減割合 | 25%以上     | 東京エコ 25     | —       | —         |
|           | 50%以上     | —           | 東京エコ 50 | 東京エコ 50   |
|           | 100%（不使用） | —           | 東京エコ 50 | 東京エコ 100  |

注：慣行使用基準とは、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めたものです。

#### (4) 日野ブランド・6次産業化

##### ①日野ブランドの発信

東光寺大根、日野ファーストトマト、平山陸稻（おかぼ）などの伝統野菜や、梨、ぶどう、ブルーベリーなどの農産物をブランド化していくため、日野ブランドマークを作成し、箱や袋等に記載するなど、広く周知していくことが望まれます。

##### ②6次産業化の推進

形の崩れや傷がある等、いわゆるB級品の農産物を6次産業化により加工品として販売することで、農業者の利益向上が見込まれます。日野市での6次産業化において、「自己完結型」より、「地域連携型」の必要性が高いことから、農商工観光の連携により、商品開発やパッケージのデザインの協力、販売網とのマッチングが図れる連携体制の構築が必要です。



東光寺大根



ブルーベリー

## 第4章 日野農業の振興目標に向けた3本の柱と施策方向

### 1. 日野農業の振興目標

日野市の農業の特徴は、生産の場と消費者が近く、新鮮で安全・安心な顔の見える農産物を提供していること、消費者のニーズに対応した少量多品目の生産を行っていること、学校給食への積極的な供給などにより地産地消が進んでいることです。しかし、都市化が進む中で、農地は減少を続けています。新鮮な農産物を届けるとともに、市民が土と触れあう場を提供し、環境保全や防災面でも重要な役割を担っている農地を次世代につなぐために、農業者・市民・JA・行政が協働（パートナーシップ）して農業振興に取り組む必要があります。

市民の豊かな生活を支える都市農業への理解を深め、日野農業の立場が更に向上し、永続的に持続性のある農業が維持されることを目指し、農業振興の目標を以下のとおり定めます。

みんなでつくろう 次世代につなぐ日野の農業

### 2. 10年後の日野農業の姿

#### (1) 10年後の農地面積

10年後の農地面積について考えると、生産緑地は、いわゆる「平成34年問題（P36参照）」があることから、全体としては減少傾向が続くと考えられます。平成17年の販売農家の経営耕地面積は108haでしたが、平成22年には93haまで減っており、このままのペースで減少すると平成35年には54ha程度まで減少してしまうと推測され、特に水田の減少が危惧されています。

本計画では、農業振興施策により農地の減少スピードを抑え、10年後（平成35年）の農地面積（販売農家の経営耕地面積）の目標値を約70haと設定します。

表4-2-1 農地区別経営耕地面積（販売農家）の推移（平成35年は推計値）単位:ha

| 区分  | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 推計値<br>平成35年 | 目標値<br>平成35年 |
|-----|------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 水田  | 55   | 29    | 20    | 18    | 8            | 10           |
| 畑   | 101  | 70    | 61    | 53    | 31           | 40           |
| 樹園地 | 32   | 26    | 27    | 22    | 15           | 20           |
| 計   | 188  | 126   | 108   | 93    | 54           | 70           |

資料：農林業センサス（1995～2010年）

注：端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

注：平成 35 年度の値は、平成 22 年までの傾向が続くものと仮定して推計したものである。

資料：農林業センサス（1995～2010 年）

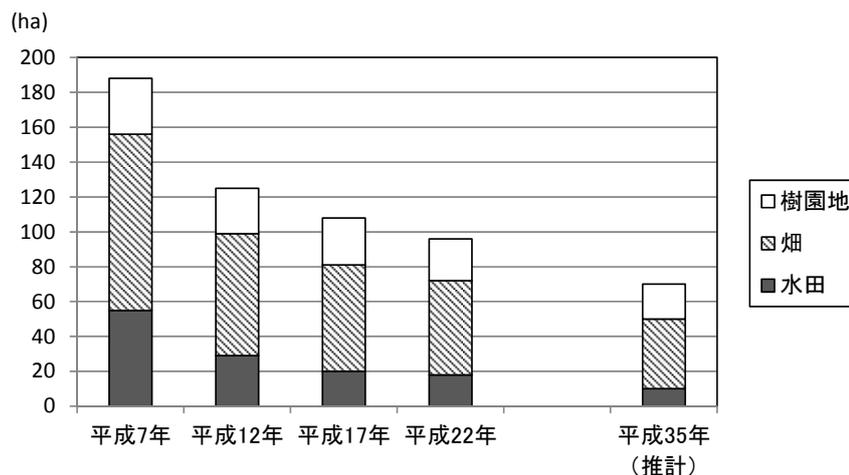


図 4-2-1 農地区別経営耕地面積（販売農家）の推移  
（平成 35 年は推計値）

## （2）10 年後の農家戸数

現在、農家戸数は年間 4～5 戸程度減少しています。新たに農地を取得し農業を始めることは現実的に難しく、減少傾向は続くと考えられます。なお、平成 17 年の農家戸数は 371 戸でしたが、平成 22 年には 348 戸まで減っており、このままのペースで減少すると平成 35 年には 288 戸程度まで減少してしまうと推測されます。

本計画では、農業振興施策により農家戸数の減少スピードを抑え、10 年後（平成 35 年）の農家戸数の目標値を約 315 戸（うち販売農家約 135 戸）と設定します。

表 4-2-2 農家戸数と経営耕地面積（販売農家）の目標

|          |        | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 推計値<br>平成 35 年 | 目標値<br>平成 35 年 |
|----------|--------|---------|---------|---------|----------------|----------------|
| 全農家      | 農家戸数   | 391 戸   | 371 戸   | 348 戸   | 288 戸          | 315 戸          |
| 販売<br>農家 | 農家戸数   | 217 戸   | 194 戸   | 169 戸   | 104 戸          | 135 戸          |
|          | 経営耕地面積 | 126ha   | 108ha   | 93ha    | 54ha           | 70ha           |

注：「販売農家」とは、経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

資料：農林業センサス（2000～2010 年）

### (3) 農業経営の目標

日野市の農業を主となって支えていく農業経営の目標は、他産業並みの労働時間で、他産業従事者と遜色ない生涯所得と生活の豊かさの水準を確保できる経営モデルを設定します。

<基本的な目標>

- ・ 目標所得 1,000 万円（日野の農業をリードする経営モデル）  
600 万円（地域の農業を担う経営モデル）  
300 万円（農業の広がりを支える経営モデル）
- ・ 労働力 主たる従業者 2 人、補助従業者 1～2 人の家族経営雇用労働力を含む
- ・ 労働時間 主たる従業者 1 人当たり年間 1,800 時間

注：日野市認定農業者の認定基準は「日野市農業経営基盤強化促進基本構想」により 600 万円の所得目標としています。ただし、意欲的な農業経営の展開意向を持ち積極的に農業生産に励み、農地保全を図る農業者や規模拡大が難しい農業経営体や農業を主とする兼業農家については、農業所得を 300 万円以上としています。

### 3. 日野農業の振興施策の3本の柱

日野農業の振興目標を達成するため、以下に示す3本の柱を掲げ、農業振興施策の方向性を示します。

#### (1) 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立

農地や用水路は農産物の生産の場としてだけでなく、生き物の生息の場、レクリエーション、教育、防災、気温の調節、景観などの多面的機能を持っています。このように市民生活にとって重要な農地を保全することについて、幅広く市民の理解を得るよう努めます。また、生産緑地制度の積極的な活用を進めるとともに、土地区画整理の際にはまとまった農地を残すよう努めます。合わせて「平成34年問題」への対応を国に強く要望していきます。

自然環境の豊かな用水路についても、農業維持や環境保全等の面から、それらの維持・活用を進めていきます。

活力ある都市農業経営の確立を目指すため、農業経営を支える農業者が十分に能力を活かし高めていけるように、認定農業者制度の充実などを通じて農業の担い手づくりを進めます。また、若手農業者などによる活力ある農業経営を目指し、農業者の仲間づくりや次世代に農業を引き継いでいくための後継者の確保や定年帰農者、市民を含めた多様な農業の担い手の確保を進めていきます。

農産物に付加価値をつけることで農業経営を安定させるため、「日野ブランド」の構築を目指すとともに、6次産業化の商品開発の仕組みづくりを支援します。また、「農・商・工・観光」や「産・学・官・民・金」の連携により、日野農産物の消費拡大と付加価値の向上を目指します。

#### (2) 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

学校給食への日野農産物の利用率をさらに高めるため、契約栽培を継続するとともに、供給農家の拡大、農産物運搬方法の改善等を進めます。

日野農業は、対面販売による農家の直売が中心となっているため、市民と農業者の信頼関係が築きやすくなっています。顔の見える関係だからこそ、安全で安心な農産物づくりが求められます。このため、農業の自然循環機能を重視した環境保全型の農業(東京都エコ農産物認証制度認証者)を推進します。また、減農薬・減化学肥料栽培の推進を図るとともに、「東京都エコ農産物認証制度」を活用してPRに努めます。さらに、落葉・剪定枝チップ、堆肥等を利用した循環型農業を推進します。

地産地消をさらに進めるため、地産地消推進店舗の発掘、日野産農産物のPR等の施策を推進します。また、生産者と流通・消費(飲食店、加工業者等)とを結びつける「地産地消コーディネート」の仕組みづくりを進めます。

日野市みんなですすめる食育条例の基本理念である「食に関する正しい知識や正しい食品を選択する力を身につける」「体験を通じた食に対する感謝の気持ちと理解を深める」「安

全な食環境を守る」「地産地消の取り組み」の実現に向け、食育推進計画を引き続き推進していきます。



日野産の安全・安心な野菜

### (3) 次世代につなぐコミュニティ農業の確立

市内農業・農地を次世代につなぐには、地域の理解や協力が欠かせません。そのため、地域の人たちで農業を支える仕組みであるコミュニティ農業の確立が重要です。

近年、市民が援農活動を行うなど、地域農業の振興と、農業環境の保全活動に意欲的に参加する場が増えています。今後は、営農や農地保全・環境保全に対する市民の理解を深めながら、農業の担い手の育成、援農体制の充実、体験農業の拡大や学校との連携など、相互協力による農業体験の充実を図っていきます。

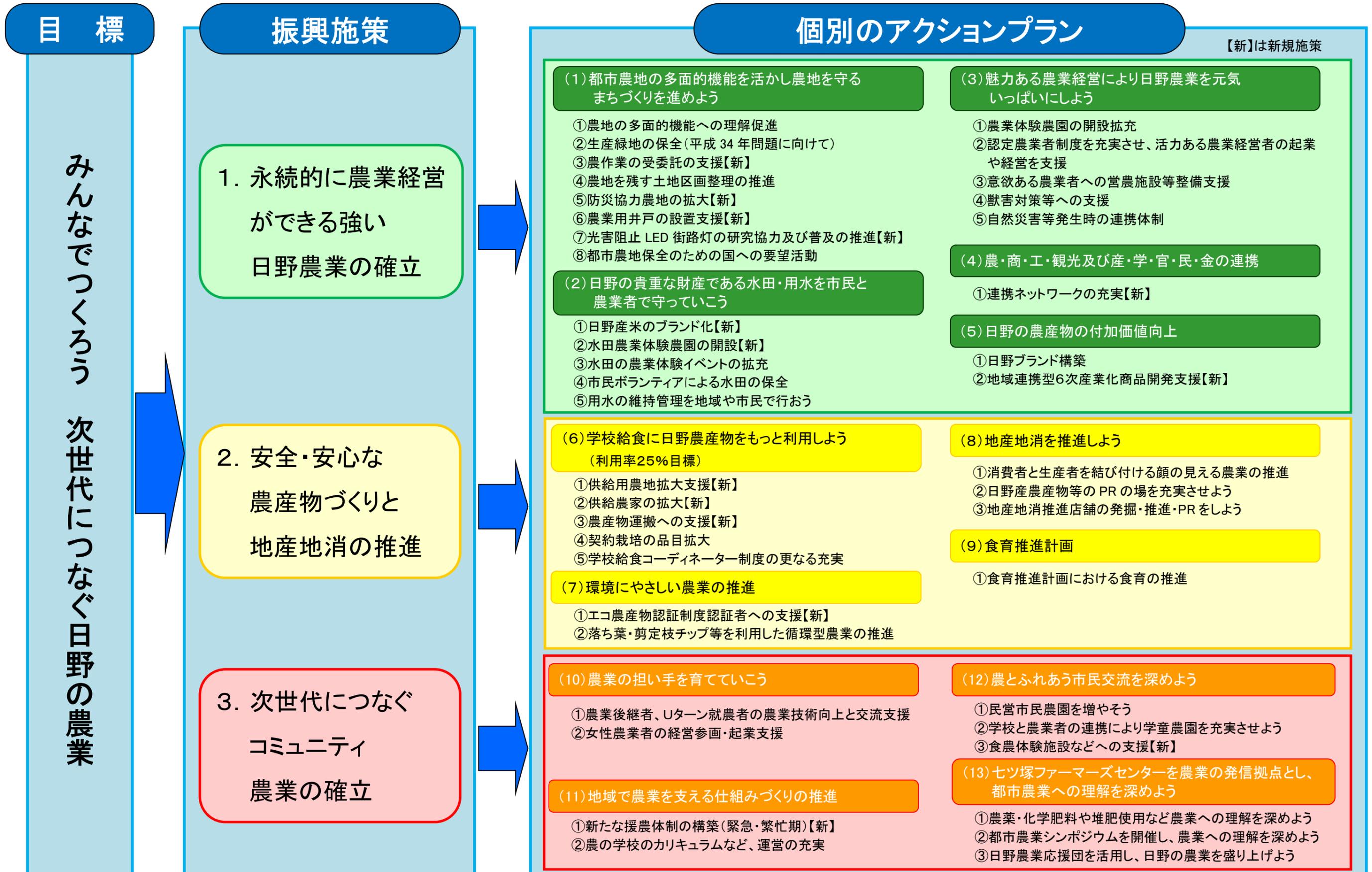
七ツ塚ファーマーズセンターを市民と農業者とのコミュニティ拠点とし、食農イベント等を充実させ、都市農業への理解を深めるために活用していきます。また、地域や自治会などと連携し、お祭りやイベントにおいて農業をPRする取組を推進していきます。

## 第5章 振興目標の実現に向けて〔アクションプラン〕

第4章で掲げた日野農業の振興目標を達成するため、振興施策の3本の柱である1.「永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立」、2.「安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進」、3.「次世代につなぐコミュニティ農業の確立」それぞれについて、具体的な施策について取り組んでいきます。



農の学校の実習



## 1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立

### (1) 都市農地の多面的機能を活かし農地を守るまちづくりを進めよう

#### ①農地の多面的機能への理解促進

農地や用水路は農産物の生産の場としてだけでなく、生き物の生息の場、レクリエーション、教育、防災、気温の調節、景観など様々な機能を持ち、良好な住環境維持において大きな役割を担っています。このように市民生活に密着した農地を保全することについて、幅広く市民の理解を得るため、農業関連のイベントや学校行事など様々な機会や媒体を通じて広くPRを進めていきます。



水田と水路

#### ②生産緑地の保全（平成34年問題に向けて）

日野市は他市に先駆け、平成14年度から生産緑地の追加指定を開始しました。今後も、農地と調和した都市環境を形成するため、生産緑地の追加指定を行っていきます。しかしながら、相続の問題等により生産緑地は徐々に減少傾向にあります。今後の減少を食い止めるためにも、生産緑地の指定にあたっては柔軟に対応しつつ、面積要件の緩和等について国へ要望していきます。

また、生産緑地の重要性について市民に理解を得るため、わかりやすい表示板設置を検討します。



生産緑地

#### ③農作業の受委託の支援【新】

農業者の高齢化が進み、農作業を行うことが厳しくなった一方で、農地を借りて農業経営規模の拡大を図ろうとする意欲ある農業者もあり、農作業の受委託が地域農業を支えるという重要な役割を果たすことが期待されています。

農作業の受委託においては、委託者（土地所有者）が生産計画をつくり、受託者はこれに基づいて耕作を行います。生産された農産物の所有権は委託者が有し、委託者から

受託者に対して労働の対価が支払われるという仕組みです。

市では、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者と連携を図りながら支援していきます。

#### ④農地を残す土地区画整理の推進

土地区画整理事業にあたっては、権利者である農業者と十分協議し、営農環境を考えた換地設計を行い、農業が継続して行えるよう配慮していきます。



市街地に残る貴重な農地

#### ⑤防災協力農地の拡大【新】

大規模災害の発生に備え、市と農業者あるいは農業団体等との間で協定を結び、災害時に農地を一時的な資材置き場などとして活用できる仕組みができています。今後は、防災協力農地の増加を図りながら、避難場所や栽培されている農産物を緊急用食料として供給する仕組みづくりを進めます。

#### ⑥農業用井戸の設置支援【新】

農業用井戸を活用して災害時に地域住民へ生活用水を供給できる体制を整備するなど、農地や農業用施設が災害に強いまちづくりに向け積極的な役割を果たしていくための取り組みを推進します。

#### ⑦光害阻止 LED 街路灯の研究協力及び普及の推進【新】

都市近郊における農作物の栽培において、街路灯による「光害」が問題となっています。

市では、光害について、山口大学と東京都の共同研究に協力し、ホウレンソウ、エダマメなどの光害の受けやすい農作物に影響のない街路灯の研究・普及を推進していきます。



農作物への「光害」

## ⑧都市農地保全のための国への要望活動（都市農業基本法の検討、生産緑地指定の下限面積緩和ほか）

農業経営を継続したいと願う農業者が安心して農業を営めるよう、また市民生活に様々な役割を果たしている都市農地が将来にわたって保全されるよう、都市農地保全推進自治体協議会を通じて国に対し継続して要望していきます。

### （主な要望事項）

- ・都市農業に関する基本法の制定
- ・生産緑地指定の面積要件の緩和（現行法では 500 ㎡）
- ・既に生産緑地地区として指定されている農地が収用等に伴い下限面積を下回る事となった場合でも、残された農地で農業生産が継続される場合は指定を継続
- ・市街化区域内農地においても農地所有者が農地の貸し借りを支障なくできるようにすること
- ・現行の相続税納税猶予制度を堅持しつつ、貸し付けた農地を相続税納税猶予制度の対象とすること
- ・自治体が、生産緑地を含む市街化区域内農地の保全を目的に農地を買い取る場合に対する財政支援策を講じること

### ●都市農地保全推進自治体協議会とは

本来機能である安全で新鮮な農産物の生産に加え、環境保全、防災、食育への寄与など多面的で重要な役割を有する都市農地（市街化区域内農地）の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が、連携し活動することにより、都市農地保全を目指す取り組みの進展を図り、自治体全体の住民福祉の向上を図ることを目的としています。現在、市街化区域内農地を持つ都内の 38 の基礎自治体が会員となっており、自治体が連携して都市農地の保全に取り組んでいます。

### （主な活動）

- 1 都市農地保全に関する調査、研究
- 2 地方公共団体、国及び関係団体との情報交換、意見交換
- 3 国及び関係団体への要望活動
- 4 住民への情報発信等を目的とした講演会や研修会等の開催

## (2) 日野の貴重な財産である水田・用水を市民と農業者で守っていかう

### ①日野産米のブランド化【新】

古代米の生産などにより、今や希少となった日野産米をブランド化して付加価値を高めることで、水田耕作による利益向上を目指します。

### ②水田農業体験農園の開設【新】

農業体験農園は、市民の農業志向を満足させるとともに、良好な農地を保全する上でも有効と考えられています。

今後は、水田農業体験農園の開設を目指し、農業者と市民が協力して貴重な水田を保全していきます。

### ③水田の農業体験イベントの拡充

水田の一連の作業（種まき、田植え、夏の草取り、かかし作り、稲刈り、収穫祭等）を市民や子どもに体験してもらうことで、水田を取り巻く環境問題への関心を促していきます。今後は、公園整備の中で、水田などの農業的側面を取り入れた公園を増やし、農業者と調整を図りながら水田の農業体験イベントの拡充を目指します。

また、子どもの頃から用水の大切さや歴史を学べる機会を提供するため、用水ウォッチング、用水での魚とり、清掃活動等と併せて、水田での体験学習を引き続き行っていくとともに、事業の内容、対象範囲等に関して更なる充実を図っていきます。

### ④市民ボランティアによる水田の保全

「農の学校」修了生によって組織される「NPO 法人日野人・援農の会」の規模の拡大に伴い、その活動は市内農業者へ広く周知され、多くの援農ボランティアが派遣されています。また、多くの学生ボランティアも水田の援農活動に参加しています。

現在の派遣先は、野菜生産農業者、果樹生産農業者、米生産農業者等、幅広い分野で営農を支援しています。また、間接的な援農活動として、一部の用水清掃等にも参加し、地域との連携を図りながら、農の保全に努めています。

引き続き援農ボランティアや学生ボランティアのレベルアップを図り、農業者が水田を残せる仕組みを充実させていきます。



稲刈り後の「はさ掛け」

### ⑤用水の維持管理を地域や市民で行おう

用水の維持管理は基本的に用水組合が行っておりますが、組合員の減少や高齢化に伴い、組合員だけの維持管理が厳しくなっています。そのため、一部の用水路では、用水守・市民ボランティア及び大学生、地域の方により、用水の維持管理を行っています。

今後は用水守制度の充実により活動の場を増やし、市民ボランティアや協力団体の拡大を図り、地域住民・協力団体の理解・協力を得ながら用水の維持管理を行っていきます。

また、水辺の生態系保全や、親しみやすい水辺の保全、緑と清流のまちにふさわしい景観の保全の他、本来の役割である農業用水としての保全や、公園の整備改修と併せた親水空間としての利用、小水力発電による啓発など、様々な用水の価値を保全・創出していきます。



用水清掃

### (3) 魅力ある農業経営により日野農業を元気いっぱいしよう

#### ①農業体験農園の開設拡充

農業者に対して農業体験農園のメリットを PR し理解を求めるとともに、運営にあたっては援農ボランティアの協力を得ながら、開設拡充を図っていきます。

また、開設にあたって、国や都・市の補助制度などの支援を行います。



日野市初の農業体験農園  
(岸野農園)

#### ②認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者の起業や経営を支援

東京都、東京都農業会議及び農協との連携を図りながら認定農業者制度を活用し、農業者に対する農業経営改善計画の作成に向けた支援を行っていきます。

##### 【認定農業者のメリット】

- ・認定農業者提案型経営改革事業補助金の適用
- ・都・市の補助金が優先（優遇）される
- ・農業経営関連の研修を受講できる

- ・低利の融資利用ができる  
（スーパーL資金、農業近代化資金）
- ・農業者年金の保険料の助成
- ・農業簿記講習会の無料受講



農業者向け講演会

### ③意欲ある農業者への営農施設等整備支援

消費地と直結した都市農業の有利性を活かすため、引き続きハウス施設・農業機械などの施設や設備の充実を進めるべく、東京都等の関係機関と連携して資金援助や融資支援を行っていきます。

また、農業者が利用する農機具の共同利用を推進することで、機械利用の効率化と農業負担の軽減を図ります。



コンバイン

### ④獣害対策等への支援

ハクビシンやアライグマなどが出没し、農作物に被害をもたらしています。農産物を守るため、今後も箱わな等への設置に対する補助を継続します。

表 5-1-1 日野市内の獣害捕獲頭数

| 年度       | ハクビシン | たぬき | アライグマ |
|----------|-------|-----|-------|
| 平成 20 年度 | 16    | 1   | 0     |
| 平成 21 年度 | 9     | 2   | 0     |
| 平成 22 年度 | 8     | 0   | 0     |
| 平成 23 年度 | 10    | 0   | 1     |
| 平成 24 年度 | 16    | 7   | 3     |

### ⑤自然災害等発生時の連携体制

平成 26 年 2 月に発生した大雪を受け、市内農業者への被害状況等の情報を速やかに収集し、迅速な対応を行うため、JAや関係機関との更なる連携体制を構築する。

## (4) 農・商・工・観光及び産・学・官・民・金の連携

### ①連携ネットワークの充実【新】

農業と商工業、観光、民間企業、学校、行政、市民などがアイデアを出し合い、日野産農産物の販売促進や加工品の開発促進、販路開拓支援などの連携体制を充実させていきます。



日野産大豆プロジェクト  
(大学生が参加)

## (5) 日野の農産物の付加価値向上

### ①日野ブランド構築

日野市内で生産される農産物には、「梨」、「ブルーベリー」、「ぶどう」、「トマト」、「東光寺大根」、「平山陸稻」など、高品質で特徴のあるものがいくつもあります。これら農産物の素材そのものをブランド化し、付加価値を高めることで、農産物の販路拡大及び安定供給を図り、効率的かつ安定的な農業経営基盤を強化します。

また、日野の農産物とそれらの加工品、さらには花き・花木類を新たな「日野ブランド」化させる仕組み作り（商品開発・加工・販売体制の構築、統一ブランドマークの制定等）を、生産者、JA、商工会、観光協会等と連携して検討していきます。

統一ブランドマークの構築にあたっては、客観的な評価が可能なブランド認証の仕組みを検討し、市内で生産される安心・安全・新鮮な農産物とその加工品をより多くの方に知っていただけるよう努めます。

### ②地域連携型6次産業化商品開発支援【新】

「6次産業化」とは、農業者等が地域内で生産（1次産業）された新鮮で良質な農産物を素材として製品加工（2次産業）することによって付加価値を高め、流通・販売（3次産業）までを行うことにより、所得を増大することです。6次産業化により、農業の総合産業化を図り、所得の増大や雇用の場の創出を図り、地域活性化につなげることを目的とします。また、形の崩れや傷がある等、いわゆるB級品の農産物についても、加工品として活用できるため、農業経営の効率を高めます。

日野市においては、一部の農業者において6次産業化を実現していますが、全体としては小規模な農家が多く、加工設備、技術、人員、資金などの面で限界があります。

そのためには、市内または周辺市の加工業者、流通業者、商店、レストラン等との連携が不可欠であり、農業者とそれらの企業との橋渡しを行う仕組みづくりを構築していきます。企業側にとっても、新たなビジネスチャンスとなる、企業や商品の注目度が上がる、商品のブランド力がつく、新たな雇用の創出につながるといったメリットがあります。

## 2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

### (6) 学校給食に日野農産物をもっと利用しよう（利用率 25%目標）

#### ①供給用農地拡大支援【新】

学校給食供給用の農地の拡大を希望する意欲ある農業者を支援するため、市所有地の一時的な利用や、農作業受委託などへの支援を推進します。

#### ②供給農家の拡大【新】

「日野市みんなですすめる食育条例」では、学校給食における日野産農産物の供給率の目標を 25%と定めています。

学校給食への供給農家数を増加させるため、農業者の負担軽減策を講じながら、J Aとともに生産団体などへ、新たな参加の呼びかけをしていきます。

#### ③農産物運搬への支援【新】

学校給食への日野産農産物の供給にあたり、農業者からは各学校への配送が負担になっているとの意見があがっています。このため、農産物の集荷・配送システム等に関する仕組みづくりについて J Aや農業支援団体である NPO 法人等と共に検討を進め、農業者の負担軽減を図ります。

#### ④契約栽培の品目拡大

契約栽培については、平成 17 年度より実施が開始され、平成 25 年度現在 7 品目（ニンジン、長ネギ、リンゴ、ダイコン、キャベツ、玉ねぎ、ジャガイモ）が対象となっていますが、学校給食への納品量の増加と農業経営の安定のため、契約栽培の品目拡大を図っていきます。

#### ⑤学校給食コーディネーター制度の更なる充実

学校給食における日野産農産物の発注・受注に関し、平成 20 年度より「コーディネーター制度」を導入しました。コーディネーターが各地区との情報交換のもと、地区を越えた野菜等の供給調整を更に充実させ、学校給食における日野産農産物の供給率向上を図ります。

## (7) 環境にやさしい農業の推進

### ①エコ農産物認証制度認証者への支援【新】

東京都では、平成 25 年度から新たに「東京都エコ農産物認証制度」を始めました。この制度は、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度です。農業者にとって、認証を受けることで安全・安心で環境にやさしい農産物であることが証明されるメリットがあり、消費者からの高い信頼を受けることができます。

市では認証農産物生産者やその販売店などの情報を消費者に提供し、認証者を増やし、広く市民に PR をして、東京都エコ農産物認証者の農産物の購入促進に努めます。



東京都エコ農産物認証マーク

### ②落ち葉・剪定枝チップ等を利用した循環型農業の推進

剪定枝チップや落葉をエコ農産物認証制度認証者や学校給食供給農業者へ配布する事業を今後も継続しながら、引き続き生ごみ（残渣）、剪定枝チップ、落葉等の堆肥化について、検討を進めていきます。また、市内の畜産農家と野菜農家が連携して畜産堆肥の普及を推進します。

## (8) 地産地消を推進しよう

### ①消費者と生産者を結び付ける顔の見える農業の推進

直売施設やホームページ等を通じて、生産者やレシピ等を紹介し、消費者に安心して購入してもらい、リピーターを増やす仕組み作りを支援します。

直売や日野産農産物を使った料理教室などのイベント等においては、生産者と消費者が直接交流し、理解を深める場を設けます。



宝船（産業まつり）



直売所での試食会



日野市ホームページでの特産物紹介

### ②日野産農産物等のPRの場を充実させよう

日野産農産物のPRと、市民の農業への理解を深めるため、産業まつりにおけるPR活動の充実を図ります。また、地域等での農業関連イベントの開催を支援するほか、人が多く集まる駅周辺や公共施設等でのPR活動、チラシや市のホームページ、日野農産物直売マップ等によるPR活動等を充実させます。

### ③地産地消推進店舗の発掘・推進・PRをしよう

J Aや日野市商工会等がコーディネーター役となり、日野産農産物を利用する飲食店や加工品を販売する小売店等と生産者を結びつけ、地産地消店舗の拡大を推進します。

また、市のホームページやチラシなどを通じて紹介することで、これらの取り組みを支援します。



とうきょう特産食材使用店

#### ※とうきょう特産食材使用店

東京都による都内産農産物を積極的に使用している飲食店の登録制度。平成25年度より市内3店舗が登録されました。①市民食堂ベル・ハート、②農あるまち日野のり<sup>どころ</sup>、③手打ちうどん どんたく

(9) 食育推進計画

①食育推進計画における食育の推進

市では、平成24年に策定した「第2期日野市食育推進計画」に基づき、日野市みんなですすめる食育条例の基本理念の実現に向け、日野市の特色を生かした「日野市ならではの食育」を推進し、将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現を目指します。

このため農業分野では、学校給食における日野産野菜の利用促進（利用率目標 25%）や、体験農業の推進、こども農業新聞の発行などの各種イベントにおける日野産農産物のPRを充実していきます。

こども農業新聞 第9号 (1)

こども農業新聞 第9号 (2)

こども農業新聞 第9号 (3)

こども農業新聞 第9号 (4)

こども農業新聞



小松菜の収穫



とうもろこしの皮むき

### 3. 次世代につなぐコミュニティ農業の確立

#### (10) 農業の担い手を育てていこう

##### ①農業後継者、Uターン就農者の農業技術向上と交流支援

新規就農希望者の相談に対応できるよう、全国新規就農相談センターや東京都農業会議等の相談窓口について情報提供を行います。また、農業後継者やUターン就農者が気軽に情報交換できる場を提供します。

就農者の農業技術向上のため、東京都が実施している「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」やJAが実施している農業講習会などへの積極的参加を呼びかけます。

また、農業後継者やUターン就農者が、営農しやすい環境整備を図っていきます。

##### ②女性農業者の経営参画・起業支援

平成17年7月に日野市女性農業者の会「みちくさ会」が発足し、イベントへの参加や講習会の実施、女性農業者の仲間づくりや情報交換の場として機能しています。市では、「みちくさ会」の事務局として各関係組織や消費者との連携を図りながら活動支援を行っています。

今後も女性農業者が意欲と生きがいを持って営農できる環境づくり及び女性農業者の起業への支援を進めていきます。

また、農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように「家族経営協定」の普及を図ります。さらに、日頃の消費者交流や食育活動を通じ、地域ニーズを熟知した女性農業者による加工品の開発や商品化などの活動を支援します。



みちくさ会による「農の生け花」



ルバーブジャムの開発に向けた講習会

## (11) 地域で農業を支える仕組みづくりの推進

### ①新たな援農体制の構築（緊急・繁忙期）【新】

緊急時や繁忙期における農業者からのスポット的な支援要請に応えることができるよう、援農ボランティアの増員を図るとともに、特に技術を要しない簡単な作業を手伝うボランティアの制度を検討します。

### ②農の学校のカリキュラムなど、運営の充実

「農の学校」は、市民の方々がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として開設しています。今後は、果樹栽培や水田保全に向けたカリキュラムの充実を図ります。



農の学校

## (12) 農とふれあう市民交流を深めよう

### ①民営市民農園を増やそう

民営市民農園数は平成 25 年度現在、3 園となっています。市民農園の充実は、市民にとって多様な農業体験の機会を選択することができるようになり、三世代交流や食育の関心が高まる効果も期待されることから、農業の理解者を育む意味でも重要です。

今後は宅地化農地を所有している農業者に対し、新たな農地活用に向けた働きかけを行うとともに、NPO 法人等の民間が運営する市民農園の開設補助や利用者募集支援を推進し、市開設の市民農園から民営市民農園への転換を進めます。

## ②学校と農業者の連携により学童農園を充実させよう

学童農園の実施・運営にあたっては、授業の中で行われていますが、農園用地の確保が困難な学校もあるため、近隣地権者の理解を得ながら整備を進めています。また、学童農園等の管理については、その多くが農業者の厚意により協力を得ています。今後は、覚書、協定書の締結により謝礼の基準を定める等、農業者の協力に対する学校側の対応を統一し、農業者の負担の軽減を図っていくと共に、NPO 法人や市民団体、保護者などによる支援も推進していきます。

また、「こども農業新聞」を通じて、各学校の学童農園、体験農業の取り組み等を紹介し、農業の大切さを児童や保護者に理解してもらうよう努めます。



潤徳小学校（田植え）

## ③食農体験施設などへの支援【新】

市民の食農体験を推進するため、食べる（食事・試食）、作る（加工）、学ぶ（見学・短期農作業など）、育てる（長期農作業）といった食農体験ができる施設の開設を支援します。また、市のホームページやチラシなどを通じて取り組みを紹介することで、運営においても支援します。

(13) セツ塚ファーマーズセンターを農業の発信拠点とし、都市農業への理解を深めよう

① 農薬・化学肥料や堆肥使用など農業への理解を深めよう

市民の農業への関心と理解を深めるため、セツ塚ファーマーズセンターを中心とした農のイベントの充実を図ります。具体的な施策として、農の学校の講座や野菜づくり講習会などを通じて、農薬・化学肥料や堆肥使用など農業への理解を深めていきます。



日野産農産物を使った調理実習



プランター野菜づくり講習会

## ②都市農業シンポジウムを開催し、農業への理解を深めよう

日野市では、平成17年から「都市農業シンポジウム」を開催しています。（日野煉瓦ホール 小ホールで開催）これまでのテーマは「農地の多面的機能」、「食農教育」、「地産地消」、「学校給食」など多岐にわたり、基調講演やパネルディスカッション、パネル展示、加工品の紹介等を行っています。今後も、市民の都市農業の現状への理解や農業者との交流を目的として、開催していきます。



第10回都市農業シンポジウム  
(平成26年1月18日開催)

**第10回 都市農業シンポジウム**  
学校給食用地元野菜等供給事業30周年記念  
**日野市の学校給食 ~今までとこれから~**

**日時** 平成26年1月18日(土) 開場:午後1時 開演:午後1時30分

**会場** ひの煉瓦ホール(日野市民会館) 小ホール **【入場無料】**

**●パネリスト**

伊藤 通夫氏(農業者、日野市農業団体連合会副会長、堀之内農事研修会会長)  
 芹澤 淳子氏(日野市立日野第六小学校 栄養士)  
 土方 宏光氏(日野市立平山小学校 調理員)  
 田中 基行氏(東京南農業協同組合 地域振興部長)  
 金子 隆男氏(株式会社日野市企業公社業務部長・学校給食用地元野菜等供給コーディネーター)

**●コーディネーター**

田村 満(日野市まちづくり部 産業振興課長)




**●展示スペースのご案内**

- ・学校給食試食コーナー
- ・東光寺大根のたくあんの試食コーナー
- ・学校給食パネル展示
- ・日野市女性農業者の会みちくさ会「農の生け花」

※試食は、なくなり次第終了となりますのでご了承ください。

**主催:** 日野市  
**共催:** 日野市農業委員会、東京南農業協同組合  
**後援:** 農林水産省関東農政局東京地域センター、東京都、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会、都市農地保全推進自治体協議会、実践女子大学・実践女子短期大学、日野市商工会、日野市農業団体連合会、日野市農業経営者クラブ、日野市教育委員会、日野みどりの推進委員会、日野の自然を守る会、市民による都市農業研究会、まちの生ごみ活用協議会  
**事務局:** 日野市まちづくり部産業振興課 TEL 042-585-1111 内線3411・3412  
(日野市緑東京食育推進ネットワークの会員です)

### ③日野農業応援団を活用し、日野の農業を盛り上げよう

平成18年度に「日野農業応援団（愛称『日野ぐりーんサポーターズ』）」を発足し、食と農と環境を守る仲間作りを進めています。今後は、安全・安心な日野農産物の積極的な購入の促進について、市民理解を求めていきます。当チームについては、組織や活動内容の検討を行いながらその充実を図っていくと共に、会員募集を行っていきます。

#### 【日野農業応援団（愛称『日野ぐりーんサポーターズ』）」の概要】

日野の農業を応援するために、「作る」「買う」「食べる」「守る」「学ぶ」の5つのよびかけを掲げ、それぞれに具体的な目標を定めて、市民運動を展開するものです。市民一人ひとりや企業・各種団体はこのよびかけを基に、より具体的な目標を設定し、実践することで、日野の農業を活力あるものにしていきます。そのことにより、日野の農業は次代に引き継がれていくことになります。

- 1 作る 「農業に触れよう」
- 2 買う 「市内産農産物を買おう」
- 3 食べる 「野菜生活をしよう」
- 4 守る 「農地・農業景観を大事にしよう」
- 5 学ぶ 「地域に根ざした「食育」を進めよう」

また、生産者と消費者が交流し、子どもから大人まで農業や農産物を身近に感じてもらえる一助として、平成22年3月より日野農産物直売所に「サポーターポスト」を設置しています。消費者の皆さんから農産物に関する質問やご意見を受け付け、生産者による回答を公表しています。



日野産米



日野産梨

## 第6章 推進体制と役割

### 1. 計画の推進体制

第3次日野市農業振興計画の着実な展開のため、農業者、JA、市民（市民、市民団体、大学）、民間（民間企業、商工会、観光協会、金融機関）、農業委員会、行政（国、東京都、日野市）が一丸となって日野市の農業の発展のために協力を行います。

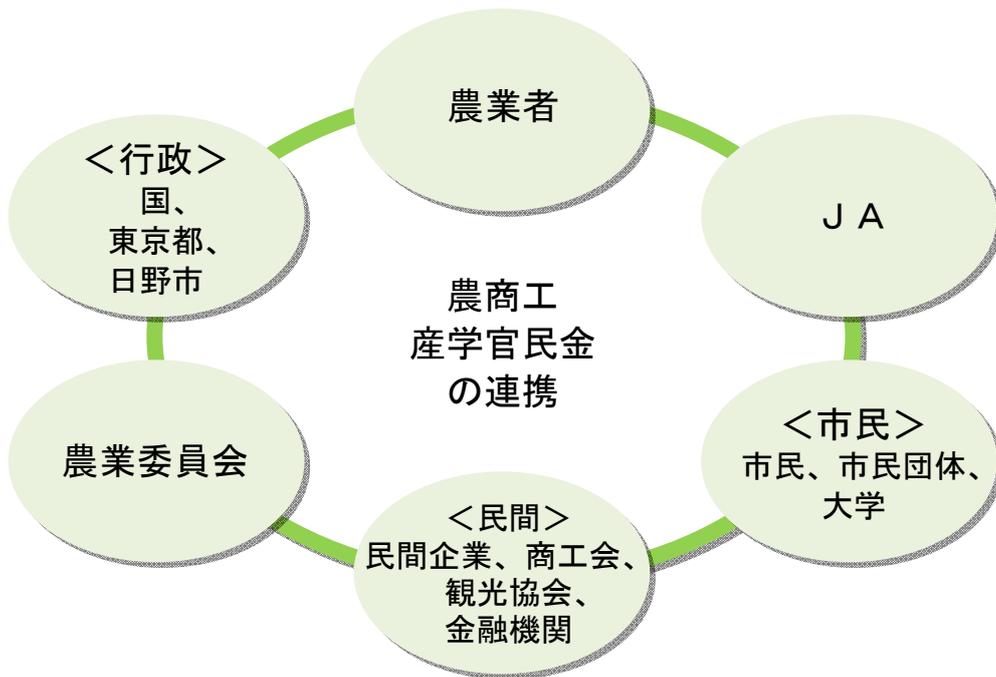


図 6-1-1 第3次日野市農業振興計画の推進体制

### 2. 各主体の役割

#### (1) 農業者の役割

- ・農業の担い手、農地・農業環境の管理者として本計画を主体的に推進する
- ・消費者の需要に対応した農業生産、販売活動を展開する
- ・食育を推進する
- ・市民、市民団体、民間企業等との連携を強化する

#### (2) JAの役割

- ・農業技術の指導や農業経営の支援を行う
- ・農業者と市民を結ぶ役割を果たすとともに、都市農業への理解促進を図る
- ・地場流通など、地産地消への協力を行う

### (3) 市民、市民団体、大学の役割

- ・日野市の農産物の消費により農業を支える
- ・農業体験などの農業関係のイベント等に積極的に参加する
- ・農業の理解者として農業者への支援を行う
- ・子供たちに食農の大切さを伝える
- ・流通、マーケティング、加工等、大学の有する人材や情報を積極的に提供する
- ・学生は農業体験や援農に積極的に参加する

### (4) 民間企業、商工会、観光協会、金融機関の役割

- ・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を結ぶ役割を果たす
- ・農産物の加工や流通に積極的に関わる
- ・地元農産物をレストラン、社員食堂等で積極的に使用する
- ・人材や経営のノウハウなどを提供する

### (5) 農業委員会（農委）の役割

- ・農業者に向けた広報活動を行う
- ・農地利用状況を把握し、適切な肥培管理が行われるよう指導する
- ・農業者との意見交換等による意向の把握を行う
- ・認定農業者や後継者の経営改善の指導や支援を行う
- ・市民に都市農業の情報を提供する
- ・農業施策について市へ提言を行う

### (6) 日野市の役割

- ・「第3次日野市農業振興計画」に基づく施策や支援制度を推進する
- ・計画に基づく必要な施設、設備を支援する
- ・計画に関する情報提供、進行管理を行う
- ・各団体や個人の連携や活動を支援する
- ・庁内推進体制の整備を行う
- ・東京都との施策連携及び、農業に関する規制・制度の改善に向けた国への要望を行う

### 3. 事業実施主体

第5章における施策の主となる実施主体は、次のとおりとします。

表 6-3-1(1) 事業実施主体

| 施策の内容                              | 農業者 | JA | 市民 | 民間 | 農委 | 市 |
|------------------------------------|-----|----|----|----|----|---|
| 1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立           |     |    |    |    |    |   |
| (1) 都市農地の多面的機能を活かし農地を守るまちづくりを進めよう  |     |    |    |    |    |   |
| ①農地の多面的機能への理解促進                    | ○   | ○  | ○  |    | ○  | ◎ |
| ②生産緑地の保全(平成34年問題に向けて)              | ○   | ○  | ○  |    | ○  | ◎ |
| ③農作業の受委託の支援【新】                     | ○   | ○  | ○  |    | ○  | ◎ |
| ④農地を残す土地区画整理の推進                    | ○   |    |    |    |    | ◎ |
| ⑤防災協力農地の拡大【新】                      | ○   | ○  |    |    |    | ◎ |
| ⑥農業用井戸の設置支援【新】                     | ○   | ○  |    |    |    | ◎ |
| ⑦光害阻止LED街路灯の研究協力及び普及の推進【新】         | ○   | ○  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ⑧都市農地保全のための国への要望活動                 | ○   | ○  |    |    |    | ◎ |
| (2) 日野の貴重な財産である水田・用水を市民と農業者で守っていこう |     |    |    |    |    |   |
| ①日野産米のブランド化【新】                     | ◎   | ◎  |    | ○  |    | ○ |
| ②水田農業体験農園の開設【新】                    | ◎   | ○  | ○  |    | ○  | ◎ |
| ③水田の農業体験イベントの拡充                    | ○   | ◎  | ○  |    |    | ◎ |
| ④市民ボランティアによる水田の保全                  | ○   | ○  | ◎  |    |    | ○ |
| ⑤用水の維持管理を地域や市民で行おう                 | ○   |    | ◎  | ○  |    | ○ |
| (3) 魅力ある農業経営により日野農業を元氣いっぱいにしてよう    |     |    |    |    |    |   |
| ①農業体験農園の開設拡充                       | ◎   | ○  | ○  |    | ○  | ◎ |
| ②認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者の起業や経営を支援   | ○   | ○  |    |    | ○  | ◎ |
| ③意欲ある農業者への営農施設等整備支援                | ○   | ○  |    |    |    | ◎ |
| ④獣害対策等への支援                         |     | ◎  |    |    |    | ○ |
| ⑤自然災害等発生時の連携体制                     | ◎   | ◎  |    |    | ○  | ◎ |
| (4) 農・商・工・観光及び産・学・官・民・金の連携         |     |    |    |    |    |   |
| ①連携ネットワークの充実【新】                    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ◎ |
| (5) 日野の農産物の付加価値向上                  |     |    |    |    |    |   |
| ①日野ブランド構築                          | ○   | ◎  |    | ○  |    | ○ |
| ②地域連携型6次産業化商品開発支援【新】               | ○   | ○  |    | ◎  |    | ◎ |

注：表中の【新】は新規施策を示す。

○は事業実施主体を示し、◎は事業実施主体のうち、中心的役割を担う。

表 6-3-1(2) 事業実施主体

| 施策の内容                                      | 農業者 | JA | 市民 | 民間 | 農委 | 市 |
|--|-----|----|----|----|----|---|
| <b>2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進</b>             |     |    |    |    |    |   |
| (6) 学校給食に日野農産物をもっと利用しよう(利用率25%目標)          |     |    |    |    |    |   |
| ①供給用農地拡大支援【新】                              | ○   | ◎  |    |    | ○  | ◎ |
| ②供給農家の拡大【新】                                | ○   | ◎  |    |    |    | ◎ |
| ③農産物運搬への支援【新】                              | ○   | ◎  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ④契約栽培の品目拡大                                 |     |    |    |    |    | ◎ |
| ⑤学校給食コーディネーター制度の更なる充実                      | ○   |    |    | ○  |    | ◎ |
| (7) 環境にやさしい農業の推進                           |     |    |    |    |    |   |
| ①エコ農産物認証制度認証者への支援【新】                       |     | ◎  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ②落ち葉・剪定枝チップ等を利用した循環型農業の推進                  | ○   | ○  |    |    |    | ○ |
| (8) 地産地消を推進しよう                             |     |    |    |    |    |   |
| ①消費者と生産者を結び付ける顔の見える農業の推進                   | ○   | ◎  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ②日野産農産物等のPRの場を充実させよう                       | ○   | ◎  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ③地産地消推進店舗の発掘・推進・PRをしよう                     |     | ○  | ○  | ○  |    | ◎ |
| (9) 食育推進計画                                 |     |    |    |    |    |   |
| ①食育推進計画における食育の推進                           | ○   | ○  | ○  | ○  |    | ◎ |
| <b>3. 次世代につなぐコミュニティ農業の確立</b>               |     |    |    |    |    |   |
| (10) 農業の担い手を育てていこう                         |     |    |    |    |    |   |
| ①農業後継者、Uターン就農者の農業技術向上と交流支援                 | ○   | ◎  |    |    | ○  | ○ |
| ②女性農業者の経営参画・起業支援                           | ○   | ◎  |    | ○  |    | ◎ |
| (11) 地域で農業を支える仕組みづくりの推進                    |     |    |    |    |    |   |
| ①新たな援農体制の構築(緊急・繁忙期)【新】                     |     | ○  | ◎  |    | ○  | ◎ |
| ②農の学校のカリキュラムなど、運営の充実                       | ○   | ◎  | ○  |    | ○  | ◎ |
| (12) 農とふれあう市民交流を深めよう                       |     |    |    |    |    |   |
| ①民営市民農園を増やそう                               |     | ○  | ○  | ○  | ○  | ◎ |
| ②学校と農業者の連携により学童農園を充実させよう                   | ○   | ○  | ○  |    |    | ◎ |
| ③食農体験施設などへの支援【新】                           | ○   | ○  | ○  | ◎  |    | ◎ |
| (13) セツ塚ファーマーズセンターを農業の発信拠点とし、都市農業への理解を深めよう |     |    |    |    |    |   |
| ①農業・化学肥料や堆肥使用など農業への理解を深めよう                 | ○   | ◎  | ○  | ○  |    | ◎ |
| ②都市農業シンポジウムを開催し、農業への理解を深めよう                | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ◎ |
| ③日野農業応援団を活用し、日野の農業を盛り上げよう                  |     | ○  | ◎  | ○  |    | ◎ |

#### 4. 計画の進行管理

計画期間中の評価体制については、本計画を着実に実行性のあるものとし、また効率的な事業展開をしていくため、PDCA サイクル(計画－実行－評価－改善)の考え方をを用いて、計画の推進状況評価を行います。

産業振興課（自己評価）、庁内関係部署による市役所内部の評価（庁内の評価）を行うとともに、農業委員会から提出される建議及び意見書への対応を行います。

また、日野市農業基本条例第8条に基づき、農業者3人、市民3人、農業委員会2人、東京都2人、農協代表2人で構成される「日野市農業懇談会」は、第3次日野市農業振興計画の前期アクションプランの中間検証及び施策の提言を行います。

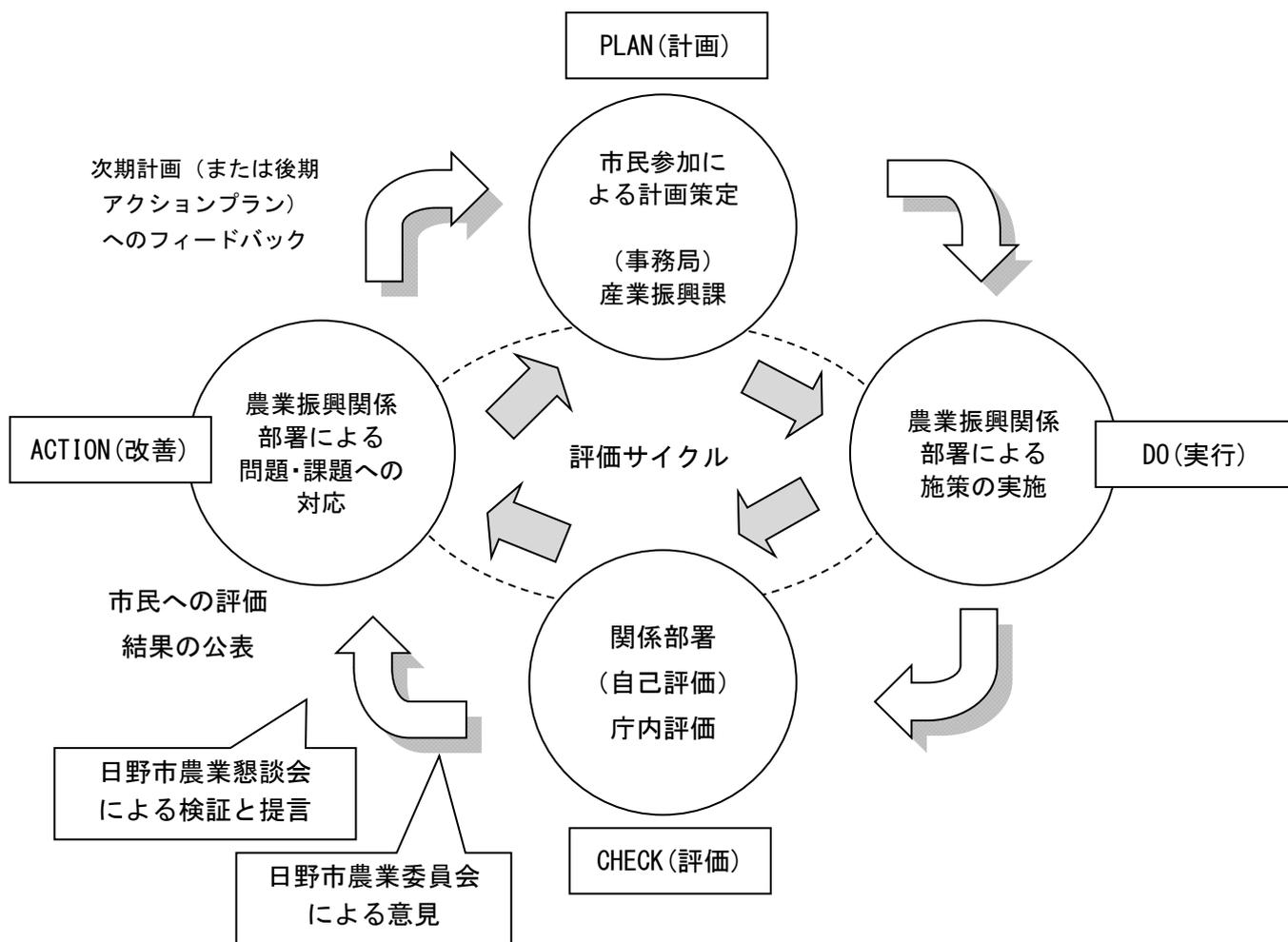


図 6-4-1 計画の進行管理のイメージ図

## 第7章 第3次日野市農業振興計画・前期年次計画

前期年次計画は、本計画の第5章で述べた施策について、実施年度を示すもので、今後5年間で農業者、JA、市民、民間、農業委員会、行政の協働により着実に進めていきます。

表 7-1(1) 第3次日野市農業振興計画・前期年次計画

---> 準備  
 ——> 実施

| 施策の内容                              | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立           |      |      |      |      |      |
| (1) 都市農地の多面的機能を活かし農地を守るまちづくりを進めよう  |      |      |      |      |      |
| ①農地の多面的機能への理解促進                    |      |      |      |      | ——>  |
| ②生産緑地の保全(平成34年問題に向けて)              |      |      |      |      | ——>  |
| ③農作業の受委託の支援【新】                     |      |      |      |      | ——>  |
| ④農地を残す土地区画整理の推進                    |      |      |      |      | ——>  |
| ⑤防災協力農地の拡大【新】                      |      |      |      |      | ——>  |
| ⑥農業用井戸の設置支援【新】                     |      | ---> |      |      | ——>  |
| ⑦光害阻止LED街路灯の研究協力及び普及の推進【新】         |      |      |      |      | ——>  |
| ⑧都市農地保全のための国への要望活動                 |      |      |      |      | ——>  |
| (2) 日野の貴重な財産である水田・用水を市民と農業者で守っていこう |      |      |      |      |      |
| ①日野産米のブランド化【新】                     |      | ---> |      |      | ——>  |
| ②水田農業体験農園の開設【新】                    |      | ---> |      |      | ——>  |
| ③水田の農業体験イベントの拡充                    |      |      |      |      | ——>  |
| ④市民ボランティアによる水田の保全                  |      |      |      |      | ——>  |
| ⑤用水の維持管理を地域や市民で行おう                 |      |      |      |      | ——>  |
| (3) 魅力ある農業経営により日野農業を元気いっぱいにしよう     |      |      |      |      |      |
| ①農業体験農園の開設拡充                       |      |      |      |      | ——>  |
| ②認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者の起業や経営を支援   |      |      |      |      | ——>  |
| ③意欲ある農業者への営農施設等整備支援                |      |      |      |      | ——>  |
| ④獣害対策等への支援                         |      |      |      |      | ——>  |
| ⑤自然災害等発生時の連携体制                     |      |      |      |      | ——>  |

注：表中の【新】は新規施策を示す。

表 7-1 (2) 第 3 次日野市農業振興計画・前期年次計画

 準備  
 実施

| 施策の内容                             | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|------|
| <b>1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立</b>   |      |      |      |      |      |
| (4) 農・商・工・観光及び産・学・官・民・金の連携        |      |      |      |      |      |
| ①連携ネットワークの充実【新】                   | - -> | →    | →    | →    | →    |
| (5) 日野の農産物の付加価値向上                 |      |      |      |      |      |
| ①日野ブランド構築                         | - -  | - -> | →    | →    | →    |
| ②地域連携型6次産業化商品開発支援【新】              | - -  | - -> | →    | →    | →    |
| <b>2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進</b>    |      |      |      |      |      |
| (6) 学校給食に日野農産物をもっと利用しよう(利用率25%目標) |      |      |      |      |      |
| ①供給用農地拡大支援【新】                     | →    | →    | →    | →    | →    |
| ②供給農家の拡大【新】                       | →    | →    | →    | →    | →    |
| ③農産物運搬への支援【新】                     | - -  | - -> | →    | →    | →    |
| ④契約栽培の品目拡大                        | →    | →    | →    | →    | →    |
| ⑤学校給食コーディネーター制度の更なる充実             | →    | →    | →    | →    | →    |
| (7) 環境にやさしい農業の推進                  |      |      |      |      |      |
| ①エコ農産物認証制度認証者への支援【新】              | - -> | →    | →    | →    | →    |
| ②落ち葉・剪定枝チップ等を利用した循環型農業の推進         | →    | →    | →    | →    | →    |
| (8) 地産地消を推進しよう                    |      |      |      |      |      |
| ①消費者と生産者を結び付ける顔の見える農業の推進          | →    | →    | →    | →    | →    |
| ②日野産農産物等のPRの場を充実させよう              | →    | →    | →    | →    | →    |
| ③地産地消推進店舗の発掘・推進・PRをしよう            | - -> | →    | →    | →    | →    |
| (9) 食育推進計画                        |      |      |      |      |      |
| ①食育推進計画における食育の推進                  | →    | →    | →    | →    | →    |

注：表中の【新】は新規施策を示す。

表 7-1 (3) 第 3 次日野市農業振興計画・前期年次計画

 準備  
 実施

| 施策の内容   | 26年度   | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|--|------|------|------|------|
| <b>3. 次世代につなぐコミュニティ農業の確立</b>                      |  |      |      |      |      |
| <b>(10) 農業の担い手を育てよう</b>                           |  |      |      |      |      |
| ① 農業後継者、Uターン就農者の農業技術向上と交流支援                       |    |      |      |      |      |
| ② 女性農業者の経営参画・起業支援                                 |    |      |      |      |      |
| <b>(11) 地域で農業を支える仕組みづくりの推進</b>                    |  |      |      |      |      |
| ① 新たな援農体制の構築(緊急・繁忙期)【新】                           |    |      |      |      |      |
| ② 農の学校のカリキュラムなど、運営の充実                             |    |      |      |      |      |
| <b>(12) 農とふれあう市民交流を深めよう</b>                       |  |      |      |      |      |
| ① 民営市民農園を増やそう                                     |    |      |      |      |      |
| ② 学校と農業者の連携により学童農園を充実させよう                         |    |      |      |      |      |
| ③ 食農体験施設などへの支援【新】                                 |   |      |      |      |      |
| <b>(13) セツ塚ファーマーズセンターを農業の発信拠点とし、都市農業への理解を深めよう</b> |  |      |      |      |      |
| ① 農業・化学肥料や堆肥使用など農業への理解を深めよう                       |  |      |      |      |      |
| ② 都市農業シンポジウムを開催し、農業への理解を深めよう                      |  |      |      |      |      |
| ③ 日野農業応援団を活用し、日野の農業を盛り上げよう                        |  |      |      |      |      |

注：表中の【新】は新規施策を示す。

<参考資料>

## 資料 1. 日野市農業基本条例

### ○日野市農業基本条例

平成 10 年 3 月 31 日

条例第 1 号

農業は、豊かな自然の恵みを受けて、長い歴史のなかで地域の特性を生かしながら新鮮で安全な農産物を供給し、市民生活の安定に大きな役割を果たしてきた。

また、生活基盤である農地は、日野市に残された貴重な自然として緑地や防災空間としてさらには生活に潤いを与える場所を提供するなど、良好な都市環境を保全していく上で多面的な機能を持っており、市民生活にとって重要なものとなっている。他方、農業を取り巻く状況は、地球規模での環境保全に向けた地球にやさしい農業の実現やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う自由化の進展、新食糧法の制定など農業の大きな転換期を迎えており、新たな発展の道のりを模索し始めている。

今この農地の持っかけがえのない自然環境に対し、市民の理解を得ながら「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、この産業を永続的に育成していくためこの条例を制定する。

#### (目 的)

第 1 条 この条例は、農業に関する基本理念を定め、日野市(以下「市」という。)の責務を明らかにするとともに、農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業経営の安定化と市民への新鮮で安全な農産物の供給促進を図り、もって市民及び農業者の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 農業の振興は、新鮮で安全な農産物の供給を受け自然環境を享受するすべての市民にかかわる施策として、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 市民と自然が共生する農あるまちづくりを構築するためには、これを目的とするすべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

#### (農業施策の基本事項)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき農業施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 農業経営の近代化
- (2) 環境に配慮した農業
- (3) 地域性を生かした農業生産
- (4) 消費者と結びついた生産及び流通

- (5) 農業用水路の継続保全
- (6) 農業の担い手の確保及び育成
- (7) 農業者と地域住民との交流
- (8) 農地の保全
- (9) 災害への対応

(市の責務)

第4条 市は、前条の施策を推進するため、将来にわたった総合的な農業振興計画を策定し、実施する責務を有する。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、生産活動を行うに当たって市民への新鮮で安全な農産物の供給、環境保全等に十分配慮するとともに、市と連携を取りながら農業振興計画の実現に向け、努力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自然環境を保全し、新鮮で安全な農産物の生産を維持することができるよう市及び農業者に対し、協力するものとする。

(農業団体及び関係行政機関との連携)

第7条 市は、農業振興計画の推進に関して農業団体、東京都その他関係行政機関と連携を保ちながら施策実現に努めるものとする。

(農業懇談会)

第8条 農業施策の推進について、調査し、意見を求めるため、市長の附属機関として、日野市農業懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

- 2 懇談会は、農業振興計画の見直しに係る事項について調査検討し、結果を市長に報告する。
- 3 懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。
  - (1) 市民(公募による。) 3人
  - (2) 関係機関の代表 6人
    - ア 日野市農業委員会委員 2人
    - イ 農業協同組合の代表 2人
    - ウ その他行政機関の代表 2人
  - (3) 農業者 3人
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 8 懇談会は、会長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 懇談会の庶務は、まちづくり部において処理する。  
(平成11条例27・平成15条例37・一部改正)

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則(平成11年条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成13年10月12日から、第4条の規定は平成13年2月19日から、第5条の規定は平成12年12月24日から、第6条の規定は平成13年9月1日から、第9条の規定は平成11年8月9日付けで日野市教育委員会が委嘱し、又は任命した日野市余裕教室活用計画策定委員会委員の任期の末日の翌日から、第11条の規定は平成12年5月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第37号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

資料 2. 第 3 次日野市農業振興計画策定委員会等開催経過

| 年月日              | 項目                        | 内容   |
|------------------|---------------------------|--|
| 平成 25 年 8 月 7 日  | 第 1 回策定委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・策定会議の進め方とスケジュールについて</li> <li>・日野市の農業と第 2 次日野市農業振興計画・アクションプランについて</li> <li>・日野市農業懇談会からの第 3 次日野市農業振興計画策定に向けた提言について</li> <li>・第 3 次日野市農業振興計画策定に向けた意見交換</li> </ul> |
| 平成 25 年 8 月 22 日 | 第 1 回専門作業部会               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門作業部会の進め方とスケジュールについて</li> <li>・日野市の農業と第 2 次日野市農業振興計画・アクションプランについて</li> <li>・日野市農業懇談会からの第 3 次日野市農業振興計画策定に向けた提言について</li> <li>・第 3 次日野市農業振興計画策定作業（3 部会に分かれて検討）</li> </ul>        |
| 平成 25 年 9 月 25 日 | 第 2 回専門作業部会<br>（地産地消部会）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校給食の日野産野菜利用率を高める方法について</li> <li>②直売・即売、飲食店舗において地産地消を高める方法について</li> </ul> </li> </ul>   |
| 平成 25 年 9 月 26 日 | 第 2 回専門作業部会<br>（6 次産業化部会） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6 次産業化実施にあたっての課題と解決方法について</li> <li>②農・商・工・観光との連携の仕組みづくり（コーディネーター等）について</li> </ul> </li> </ul>                                    |
| 平成 25 年 10 月 1 日 | 第 2 回専門作業部会<br>（営農・援農部会）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農支援について</li> <li>②水田・用水の保全について</li> <li>③農業体験農園・民営市民農園の拡充について</li> <li>④食農体験イベントの推進について</li> </ul> </li> </ul>                   |

| 年月日                                       | 項目                                  | 内容                                       |
|---|-------------------------------------|--|
| 平成 25 年 11 月 8 日                          | 第 2 回策定委員会                          | ・第 3 次日野市農業振興計画（骨子案）について                 |
| 平成 25 年 12 月 2 日<br>平成 25 年 12 月 5 日      | 第 3 回専門作業部会                         | ・第 3 次日野市農業振興計画（骨子案）について（2 回に分けて実施）      |
| 平成 26 年 1 月 9 日                           | 第 3 回策定委員会                          | ・第 3 次日野市農業振興計画・アクションプラン（素案）について         |
| 平成 26 年 1 月 9 日                           | 第 4 回専門作業部会                         | ・第 3 次日野市農業振興計画・アクションプラン（素案）について         |
| 平成 26 年 2 月 17 日<br>～<br>平成 26 年 2 月 28 日 | パブリックコメント                           | ・（仮称）第 3 次日野市農業振興計画・アクションプラン（素案）に対する意見募集 |
| 平成 26 年 3 月 6 日                           | 第 4 回策定委員会                          | ・パブリックコメントの意見概要・振興計画への反映について             |
| 平成 26 年 3 月 28 日                          | 第 5 回策定委員会<br>第 5 回専門作業部会<br>（合同開催） | ・第 3 次日野市農業振興計画・アクションプラン（最終案）について        |

### 第 3 次日野市農業振興計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 日野市農業基本条例に基づく第3次日野市農業振興計画（以下「振興計画」という。）を産学官民の協働により策定するため、第3次日野市農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、振興計画の策定に関し必要な事項

#### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。ただし、協議事項の必要に応じて随時、その他の者を加えることができる。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 学識経験者           | 1 人以内 |
| (2) 地元農業者           | 4 人以内 |
| (3) 東京都農業会議が推薦する者   | 3 人以内 |
| (4) 公募市民            | 3 人以内 |
| (5) 農業委員会が推薦する者     | 1 人以内 |
| (6) 東京南農業協同組合職員     | 2 人以内 |
| (7) 東京都職員           | 1 人以内 |
| (8) NPO 法人 日野人・援農の会 | 1 人以内 |
| (9) 日野市商工会          | 1 人以内 |
| (10) 多摩信用金庫         | 1 人以内 |
| (11) 日野市観光協会        | 1 人以内 |
| (12) 別表に掲げる市職員      |       |

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

#### (座長)

第5条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名するものをもって充てる。
- 3 座長は、委員会の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、策定委員会以外の者に策定委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 座長は、策定委員会とは別に、部会を設置することができる。

(公開)

第7条 委員会の会議は、公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(謝礼)

第8条 委員が第6条の委員会に出席したときは、謝金を支払うものとする。ただし、日野市の職員には支給しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり部産業振興課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

|           |
|-----------|
| 委員        |
| まちづくり部長   |
| 企画部長      |
| 産業振興課長    |
| 企画調整課長    |
| 都市計画課長    |
| 環境保全課長    |
| 区画整理課長    |
| 緑と清流課長    |
| 学校課長      |
| 健康課長      |
| 農業委員会事務局長 |

## 資料4. 第3次日野市農業振興計画策定委員会・専門作業部会 委員名簿

## 第3次日野市農業振興計画策定委員会 委員名簿

|    | 所 属                | 役 職      | 氏名（敬称略）                          |
|----|--------------------|----------|----------------------------------|
| 1  | 東京都農業振興事務所         | 農務課長 ※学識 | 柴田 修一                            |
| 2  | 東京都南多摩農業改良普及センター   | 所長       | 荒木 俊光                            |
| 3  | 東京都農業会議            | 事務局次長    | ◎北沢 俊春                           |
| 4  | 日野市農業委員会           | 会長       | ○鈴木 勘七                           |
| 5  | 日野市農業団体連合会         | 会長       | 田中 博明                            |
| 6  | J A東京みなみ日野地区青壮年部   | 部長       | 伊藤 義男                            |
| 7  | J A東京みなみ七生地区青壮年部   | 部長       | 細田 英次                            |
| 8  | 日野市女性農業者の会 みちくさ会   | 役員       | 永原 陽子                            |
| 9  | J A東京みなみ日野支店       | 支店長      | 奥住 喜樹                            |
| 10 | J A東京みなみ七生支店       | 支店長      | 中村 朗                             |
| 11 | 特定非営利活動法人 日野人・援農の会 | 理事長      | 多田 稔                             |
| 12 | 日野市商工会             | 副会長      | 中澤 洋                             |
| 13 | 特定非営利活動法人 日野市観光協会  | 企画室長     | 武井 素文                            |
| 14 | 多摩信用金庫             | 日野支店長    | 作守 和浩(H25.12まで)<br>加藤 実(H26.1から) |
| 15 | 公募市民               |          | 小安 宏                             |
| 16 | 公募市民               |          | 佐藤 由美子                           |
| 17 | 公募市民               |          | 山本 徹                             |
| 18 | まちづくり部             | 部長       | 石本 弘一郎                           |
| 19 | 企画部                | 部長       | 渡辺 博朗                            |
| 20 | 産業振興課              | 課長       | 田村 満                             |
| 21 | 企画調整課              | 課長       | 小平 裕明                            |
| 22 | 都市計画課              | 課長       | 岡田 正和                            |

|    | 所 属      | 役 職 | 氏名（敬称略）                             |
|----|----------|-----|-------------------------------------|
| 23 | 環境保全課    | 課長  | 高橋 博 (H26.1 まで)<br>久保田博之 (H26.2 から) |
| 24 | 区画整理課    | 課長  | 辻 英己                                |
| 25 | 緑と清流課    | 課長  | 原 正明                                |
| 26 | 学校課      | 課長  | 鈴木 俊之                               |
| 27 | 健康課      | 課長  | 星野 敦樹                               |
| 28 | 農業委員会事務局 | 局長  | 長谷川 誠                               |

◎座長 ○副座長

注：18～28 の策定委員は庁内委員

第3次日野市農業振興計画専門作業部会 委員名簿

地産地消部会（12名）

| 所 属               | 氏名（敬称略） |
|-------------------|---------|
| J A東京みなみ日野地区青壮年部  | 小池 則行   |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部  | 横溝 実    |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部  | 阿川 良一   |
| 東京都農業会議           | 田中 誠    |
| 公募市民              | 平山 由利子  |
| J A東京みなみ日野支店      | 臼井 岳浩   |
| 実線女子短期大学 食物栄養学科助手 | 半貫 綾乃   |
| 実践女子短期大学          | 金子 理沙子  |
| 実践女子短期大学          | 佐藤 広圭   |
| 実践女子短期大学          | 徳田 祐子   |
| 実践女子短期大学          | 馬場 仁美   |
| 首都大学東京            | 坂口 豪    |

第3次日野市農業振興計画専門作業部会 委員名簿

営農・援農部会（11名）

| 所 属                | 氏名（敬称略） |
|--------------------|---------|
| J A東京みなみ日野地区青壮年部   | 増 嶋 貢志郎 |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部   | 篠野 利之   |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部   | 馬場 裕真   |
| 東京都農業会議            | 松澤 龍人   |
| 公募市民               | 小安 宏    |
| J A東京みなみ日野支店       | 白井 岳浩   |
| J A東京みなみ日野支店       | 佐々木 法克  |
| J A東京みなみ七生支店       | 明石 幹生   |
| 東京都南多摩農業改良普及センター   | 原島 浩一   |
| 特定非営利活動法人 日野人・援農の会 | 長澤 哲夫   |
| 特定非営利活動法人 日野人・援農の会 | 佐藤 光男   |

第3次日野市農業振興計画専門作業部会 委員名簿

6次産業化部会（23名）

| 所 属               | 氏名（敬称略） |
|-------------------|---------|
| 東京都農業振興事務所        | 阿部 宏美   |
| J A東京みなみ日野地区青壮年部  | 奥住 方彦   |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部  | 石坂 昌子   |
| J A東京みなみ七生地区青壮年部  | 遠藤 喜夫   |
| 日野市女性農業者の会 みちくさ会  | 永原 陽子   |
| 公募市民              | 山本 徹    |
| 公募市民              | 佐藤 由美子  |
| 東京都農業会議           | 飯田 淳二   |
| J A東京みなみ日野支店      | 臼井 岳浩   |
| J A東京みなみ日野支店      | 小山内 正   |
| J A東京みなみ七生支店      | 七種 和宏   |
| 日野市商工会            | 村松 岑生   |
| 特定非営利活動法人 日野市観光協会 | 和田 達也   |
| 多摩信用金庫 価値創造事業部    | 横溝 大樹   |
| 実践女子短期大学 食物栄養学科助手 | 合田 早希   |
| 実践女子短期大学          | 新井 美妃   |
| 実践女子短期大学          | 宇佐美 裕子  |
| 実践女子短期大学          | 大須賀 晏奈  |
| 実践女子短期大学          | 大沼 みゆき  |
| 首都大学東京            | 小池 拓矢   |
| 明星大学              | 永濱 誠    |
| 明星大学              | 神尾 奨    |
| 明星大学              | 宮澤 駿    |

第3次日野市農業振興計画策定委員会・専門作業部会 事務局

| 所 属            | 氏 名    |
|----------------|--------|
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 小松 利夫  |
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 村瀬 恵以子 |
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 戸塚 一三  |
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 染谷 由紀  |
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 小林 拓也  |
| 日野市まちづくり部産業振興課 | 山本 晃平  |

## 第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプラン

### 中間検証の結果報告

#### および

### 第 3 次日野市農業振興計画策定に向けた提言

---

#### はじめに

日野市では、平成 21 年度に、6 つの振興施策と 19 のアクションプランから構成された「第 2 次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」を策定しました。平成 25 年度はこのアクションプランの最終年度となり、また、同年度内に「第 3 次日野市農業振興計画」の策定も予定されていることと  
思います。

日野市農業懇談会では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、この「第 2 次日野市農業振興  
計画・後期アクションプラン」の中間検証を行ってまいりました。

今回の提言は、この中間検証の結果を報告するとともに、中間検証の結果を踏まえ「第 3 次日野  
市農業振興計画」策定に向けた提言をいたします。

平成 25 年 7 月  
日野市農業懇談会 会長 岸野 隆史

# 1. 第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン

## 中間検証の結果報告

日野市農業懇談会では、平成24年度から平成25年度にかけて第2次日野市農業振興計画・後期アクションプランの中間検証を行いました。

「第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」は、4つの振興目標、6つの振興施策、19のアクションプランから成り立っていますが、このうち、「日野市食育推進計画」で検証を行っている2つのアクションプランを除いた17のアクションプランの57項目について検証を重ねました。

評価基準は、以下の6つとしました。

|           |              |                 |                    |
|-----------|--------------|-----------------|--------------------|
| 達成または概ね達成 | <b>A: 充実</b> | <b>B: 継続</b>    | <b>C: 縮小</b>       |
| 未達成       | <b>D: 充実</b> | <b>E: 手法見直し</b> | <b>F: 削除または新展開</b> |

57項目の検証結果は、別紙のとおり(概要版:別紙1、詳細版:別紙2)となり、評価基準の内訳は以下のとおりとなりました。

| 達成または概ね達成 |     |     | 未達成 |       |              |
|-----------|-----|-----|-----|-------|--------------|
| A         | B   | C   | D   | E     | F            |
| 充 実       | 継 続 | 縮 小 | 充 実 | 手法見直し | 削減または<br>新展開 |
| 14        | 36  | 0   | 0   | 6     | 1            |

達成または概ね達成しており、今後も充実すべき検証結果(評価A)となったものは、14項目でした。達成または概ね達成しており、今後も継続すべきという検証結果(評価B)となったものは、36項目でした。今後も概ね同様の内容で継続していくべき項目と言えます。

達成または概ね達成しており、縮小すべきという検証結果(評価C)になったもの、また、未達成であるが今後充実すべきという検証結果(評価D)になった項目はありませんでした。

未達成で手法を見直すべきという検証結果(評価E)は6項目、未達成で削除または新展開をすべきという検証結果(評価F)は1項目でした。現アクションプランでは達成が難しいものと検証いたしました。次期計画においては、検討のうえ削除あるいは新たな手法や展開に基づき実施されることを望みます。

## 2. 第3次日野市農業振興計画策定に向けた提言

「1. 第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン中間検証の結果報告」を踏まえ、特に次期計画において取り上げていただきたい、また、早期実現に向けて進めていただきたい5項目について以下のとおり提言いたします。

### 1. 水田の保全

【関連項目:1. 安心して農業のできる環境づくりー

(4)水田を残し、日野の貴重な財産である用水を市民と農業者で守っていこう】

【関連項目:4. 安全・安心な農産物づくりー

(14)学校給食に地元産野菜等をもっと利用しようー

④日野産米の学校給食への利用促進】

水田の保全については、「第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」においても、幾つものアクションプランが掲げられていますが、市内の水田の減少には歯止めがかからず、日野産米の生産持続も難しいのではという不安の声も聞こえてきている現状です。区画整理事業については、実施時に必ず水田を残すかどうかの意向調査を行っていますが、実際は農業者が区画整理を機に水田を手放しているという現状があります。

次期計画においては、こうした農業者の水田離れの原因を把握したうえで、用水の保全と共に農業者を支援し水田を残す施策を打ち出していただけることを望みます。

### 2. NPO法人や市民団体と連携した体験農園の推進

【関連項目:1. 安心して農業のできる環境づくりー

(5)経営改善により日野の農業を元気いっぱいにしてようー

②体験型市民農園の開設推進】

市民農園から体験農園のシフトへの時期であると言われていた中、体験農園開設を考える農業者の足枷となっているのは、自分一人で運営していくことの難しさだと言われています。日野市には、援農市民養成講座「農の学校」が平成17年度より継続して事業実施され、修了生の多くはNPO法人日野人・援農の会に加入し、援農ボランティアとして活躍しています。現在、開園されている体験農園においても援農ボランティアの活躍が運営の大きな助けになっているという農業者の声も聞こえてきます。

次期計画におかれましては、NPO 法人日野人・援農の会をはじめとした市民ボランティアを体験農園の運営ボランティアとして明確に位置づけることにより、体験農園開設数を増やしていくことを望みます。

### 3. 都市農地保全・援農制度の充実について

【関連項目：2. 農業の担い手と仲間づくりー

(9) 援農制度を確立し、日野の農業を応援しようー

#### ④ 援農リーダー・援農NPOの育成】

高齢化などにより、農地の管理が難しくなっている農業者が年々増えています。第3次農業振興計画では、農業後継者が新規就農し易い体制を整えながら、いかに都市農地を守るかが大きな課題であると考えます。農業者の意見をしっかり聞きながら、農業を農業者だけでなく市民やNPO法人や農業生産法人等が支え、農地を皆で守っていく仕組みづくりを検討願います。

また、日野市援農市民養成講座の「農の学校」は平成17年に開校して、現在9期生の16名が農業実習と座学を学んでいます。農の学校の修了生は、援農を希望する約40名の農家のもとで約70名が援農活動を行っており、担い手不足の一助となっているところ です。

「農の学校」修了生で組織されている「日野人・援農の会」が平成24年4月にNPO法人化されたことをきっかけに、援農ボランティア活動のコーディネート事業について、市と農協とNPO法人日野人・援農の会の三者が平成25年4月に「援農ボランティア紹介斡旋調整事業に関する協定」が締結されました。三者の連携による援農制度の更なる発展を期待します。

今後は、援農活動の担い手を農の学校卒業生のみならず、学生から高齢者まで幅広い世代の方々による、草刈りや生産物の箱詰、果樹の袋がけなど作業スキルごとのスポット応援体制を整備していくように一歩進んだ支援をしていくことが望まれます。これにより、農業者の病気や事故など緊急に対応が必要になった時の支援に繋げていくことを望みます。

## 4. 学童農園等へ農業者が指導する際の仕組みづくり

【関連項目:3. 市民と農家との交流・体験づくりー

(11)学校と農家の連携により学童農園を充実させようー

①学童農園や農業体験を指導する農業者との協定(覚書)・指針等の仕組みづくり】

市内農業者には、各小中学校の学童農園の指導、農作業体験や農園見学の受入、食育関連の授業における講師など、日々の農作業の合間を縫って、子どもたちのために尽力していただいています。「日野市第2次農業振興計画・後期アクションプラン」においても、「学童農園や農業体験を指導する農業者との協定(覚書)・指針等の仕組みづくり」がアクションプランの一つに掲げられています。

しかしながら現状は、今なお、学校側(教諭)が学童農園を行う際に準備や当日の授業展開等に農業者に過度の負担をかけてしまったり、農業者への謝礼、報酬の仕組みが整っていないなど、各学校ごとの違いや、担当する教員による違いがあるという現状は否定できません。

次期計画におかれましても、目標として明確に位置づけると共に、早期実現を望みます。

また、援農ボランティアが学童農園等に携わる仕組みづくりも併せてご検討願います。

## 5. 日野産農産物の6次産業化の推進

【関連項目:5. ひの農業ブランドづくりー

(17)日野の特産品を商品化し、「日野ブランド」づくりをすすめようー】

農業の6次産業化は、平成23年3月に施行された、いわゆる「6次産業化法」により広く認知されているところです。この「農業の6次産業化」などの新たな課題についても、第3次農業振興計画の中に位置づけ、産業間の壁を超えた農商工学官の連携を強化し、商品の開発や流通を支援するなど農業経営の改善が図れる育成策を盛り込んでいただくことを望みます。

## おわりに

日野市農業懇談会では、平成22年度に『「地産地消ひの」の推進に向けた提言』をさせていただきました。しかしながら、市内の水田は減り、農地面積が年々少しずつ減少している現状は変えられません。私たちは、今回の提言が、より積極的な農業施策の推進につながり、これからも日野の農地・農業が守られていくことを願っています。

資料 6. 平成 26 年度日野市農業施策に関する建議  
(平成 25 年 9 月、日野市農業委員会)

日農委 第 89 号  
平成 25 年 9 月 11 日

日野市長  
大坪 冬彦 様

日野市農業委員会  
会長 鈴木 勘七

平成 26 年度日野市農業施策に関する建議

平素は、当農業委員会につきまして、ひとかたならぬご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

貴職が、「日野市農業振興計画」を基本として、新鮮で安全安心な農産物の市民への提供、援農ボランティアの育成や農業体験農園の開設など、まちの将来を見据えて地域の魅力を生かした活気あるまちづくりを推進していることに心から敬意を表します。

一昨年 3 月「東日本大震災」に伴う原発事故による農作物の放射性物質汚染等や風評被害も含めて東日本地域の農業に被害が拡大し、いまだ終息の見通しも立たない極めて厳しい状況です。また、政府の TPP 交渉参加など農業を取り巻く環境は一段と厳しく、加えて、農業者の高齢化や農地の減少に歯止めがかからない状況に置かれております。

平成 21 年 12 月、国は「農地法」の一部を改正、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築して、法人等を含めて農地を借りやすく、遊休農地を減らして食料自給率を上げていくことなど農地に対する見直しを行いました。

このような状況の中、当市農業委員会は、積極的な農業経営の展開を図る農業者の意欲に応じて都市農業の存続のために関係機関と連携をとり、農業生産に限らず自然環境の保全と防災機能を併せ持つ都市農業を守ることを責務と考え、一層の努力をしていく所存です。

つきましては、都市農業を守り、農業経営の安定と振興のため、引き続き積極的な施策の展開が図られますよう、ここに日野市農業委員会の総意をもって以下のように建議いたします。

## 1. 都市農業経営パワーアップ事業について

- (1) 都市農業経営パワーアップ事業の補助要件の拡充
- (2) 農あるまちづくりに向けた市民への情報提供

- (1) やる気のある農業者の支援策として、農業経営が逼迫している現状を踏まえ、魅力ある農業の維持継続が図れるようフォローアップなどのサポート体制を望みます。また、農業用機具購入や農業施設の整備への支援を要望します。
- (2) 市民の農業への関心に応えられるように、農政・都市農業を情報提供できる場の設置を望みます。

## 2. 担い手の確保と育成

- (1) 新規就農者の支援体制の制度化
- (2) 認定農業者に対する支援事業の充実
- (3) 女性農業者への支援及び女性農業委員の登用協力
- (4) 農業関連 NPO 法人等の充実

- (1) 農業を継続していく上で農業者の高齢化や担い手不足が懸念されております。次世代に農業を引き継いでいくために、若年就農者、早期退職就農者、定年帰農者の新規就農希望者に対する就農相談や懇談の場を設置してください。
- (2) 認定農業者は、効率的かつ安定的な農業経営を目指すためにこれからの農業の核となるものと考えます。その支援は、年毎に充実しつつありますが、多くの農業者が認定農業者を目指すような「働きかけ」を含めた支援を望みます。
- (3) 女性農業者が意欲と生きがいを持って営農できる環境づくり及び女性農業者の起業への支援を望みます。また、女性農業者の地位向上のためにも、家族経営協定についての情報提供や啓発活動の推進を要望します。  
女性の目から見た農業に対する考えや意見などを活動に反映させるため、農業委員に女性農業者が登用されるよう協力を望みます。
- (4) 日野の農業に関連する NPO 法人等の更なる充実を望みます。

### 3. 安全・安心・環境に配慮した農業の推進について

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 安全安心な農産物づくりへの支援</li><li>(2) 農産物中の放射性物質検査の継続と情報提供</li><li>(3) 有機堆肥所の設置及び減農薬事業への支援</li><li>(4) 農薬の適正使用とポジティブリスト対策の推進</li><li>(5) 耕作物残渣処理手数料減免の継続</li></ol> |
|--|

- (1) 安全安心な農産物を供給するために、5年間で化学肥料・化学農薬の使用を20%以上低減する生産方式で環境保全型農業に取り組む農業者(エコファーマー)として、現在、市内に19名の認証者がいますが、引き続き取得や継続のための支援を望みます。また、市民が農産物を購入する際、選択の目安となる生産情報開示システムの更なる充実をJA東京南へ働きかけていただきたい。
- (2) 「東日本大震災」による原発事故の影響のため東日本各地で農産物に放射性物質が検出されています。今後も関係機関と協力して、多品目の市内農産物の放射性物質検査を継続し、正確な情報提供を望みます。
- (3) 市では、数々の堆肥化事業に取り組みをされているところですが、剪定枝、落ち葉、生ごみなどの堆肥化を望みます。また、農業者の高齢化に伴い堆肥づくりも重労働です。減農薬、減化学肥料化を図るためにも、堆肥所の設置を検討してください。さらに、野菜、果樹(梨)に有効な「フェロモントラップ」の使用は、人体への影響や果実への残留もなく自然環境に悪影響を与えません。環境に配慮する農業を推進するため、さらに減農薬対策事業への支援を望みます。
- (4) 食品衛生法の改正により、残留基準がなかった農薬にも基準が設定され、基準値を超えた農産物の流通が禁止されることになりました(ポジティブリスト)。消費者に安全安心な農産物を提供するためにも、農業者や市民農園利用者に対し、農薬の適正使用の指導や農薬飛散(ドリフト)防止対策の徹底を図ってください。また、防薬シャッターなどの設置補助の継続を望みます。
- (5) 耕作物残渣は、平成22年度よりクリーンセンターへの持込処理手数料が減免になりましたが、引き続き継続をお願いします。

#### 4. 食育の推進及び消費者と結びつけた農業

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 食育の推進</li><li>(2) 「日野市立七ツ塚ファーマーズセンター」の有効活用</li><li>(3) 市民農園・体験農園の増園推進</li><li>(4) 学校給食における地元農産物の使用量の拡大</li><li>(5) 学童農園を活用して教育効果を高める取り組み</li><li>(6) 産業まつりにおける「かかしコンテスト」への支援</li><li>(7) 市民と農業を結びつける田や畑を使ったイベントの実施</li></ol> |
|--|

- (1) 「日野市みんなですすめる食育条例」における市の責務である、都市の農地を守り、都市の農業を育てるための施策の更なる継続発展を要望し、同時に農業委員会、農業者の責務とされた事柄については最大限の努力をする所存です。
- (2) 昨年秋に開設した「日野市立七ツ塚ファーマーズセンター」を中心として都市農業を守り維持していくための有効活用を希望します。
- (3) 農業に対する理解と関心を深めてもらう、農業者と市民のふれあいの場となる農園(市民農園、体験農園など)の増園を要望します。
- (4) 学校給食に、地元農産物を使用することは、地産地消の推進を図るばかりでなく、地域の農業や食文化を考える良い機会となります。農家と学校を結ぶコーディネート制度を活用し、各学校が積極的に地元農産物の使用量と品目の拡大を図り、農業者もこれに応えることが必要と考えます。また、需要に応じて栽培量を定めることを図るとともに、早期に日野産野菜利用率25%を達成・維持できるよう、関係機関それぞれが自らの責務を果たすよう努力することを望みます。
- (5) 学童農園は、子どもたちに食文化や農業の役割と大切さを教える場でもあります。農業者と教育委員会などが互いの役割の中で十分な連携をとり、より自主的な学童農園として、発展させていくことが肝要です。
- (6) 産業まつりにおける「かかしコンテスト」は、市内小学校の協力を得て、まつりに賑やかさを提供しています。子どもたちには、かかしを通して農業への興味を引き起こしていますし、市民にはノスタルジアとともに農業景観に思いを馳せるよすがとなっています。コンテストが恒常的に産業まつりの一コマとなるよう支援を望みます。
- (7) 市民が農業を体験する際、多くの人が、田んぼや畑の土の感触の気持ちよさを口にします。裸足で土を踏む、手で土を捏ねる、農業への興味の入り口の一助として、田や畑を使ったイベントを開催するよう要望します。

## 5. 農業用水路の保全

- (1) 用水組合等への支援
- (2) 水田を守るために用水の保全を要望
- (3) 用水の景観に配慮した整備

- (1) 米づくりのために整備されてきた用水は、今日身近な自然環境や防災面で市民の関心も高まりつつあります。この機運を大切にするためにも、土地改良区や用水組合への継続した支援をお願いします。
- (2) 水田等の農業用地を残すためには、用水が不可欠ですが、用水守制度などの多くの市民ボランティアの活動で維持管理が行われ、成果をあげています。今後も用水守制度を充実し、用水の維持管理の継続を要望します。
- (3) 用水の水路景観の整備について、更に継続を望みます。

## 6. 農地・緑地の保全

- (1) 生産緑地法及び相続税納税猶予制度の堅持及び規制緩和を国に要望
- (2) 都市農地の活用と新たな保全制度の確立
- (3) 耕作や作付けをしていない宅地化農地改善対策として景観植物の植栽などを要望
- (4) 山林等を含めた緑地の買取り、寄贈に対応した保全制度の確立

- (1) 生産緑地法と相続税などの納税猶予制度は、農地を保全し農業経営を継続するために必要不可欠な制度です。今後とも両制度の果たしてきた役割と重要性を認識し、制度を維持するとともに、相続時に相続税額の総体を減じるために、良好な緑地や農地を公的機関で買収してほしい。また、買い取り申し出や生産緑地指定面積要件などの規制緩和を継続して国に要望してください。
- (2) 平成20年10月に発足した「都市農地保全推進自治体協議会」は、国へ要望をあげることの出来る協議会として期待するものが大です。農地法の改正や動き始めた都市計画法の見直しに、都市農地のあり方を大いに議論し、都市農地を次世代に継承するために、将来にわたり、地域に居住した家族農業経営が継続できるよう、都市農業の実態を踏まえた相続後の農地活用の充実と保全制度(都市農業基本法)の確立を継続して国に要望してください。
- (3) 農閑期における耕作や作付けをしていない農地に景観植物などを植栽して、暮らしに潤いと安らぎを与える農地の景観づくりの推進を要望します。
- (4) 市内の多摩丘陵および崖線の山林、平地林、屋敷林を含めた緑地について、行政によ

る買取り、あるいは行政へのこれら緑地の寄贈に対応した積極的な保全制度の確立を要望します。

## 7. 獣害対策の推進

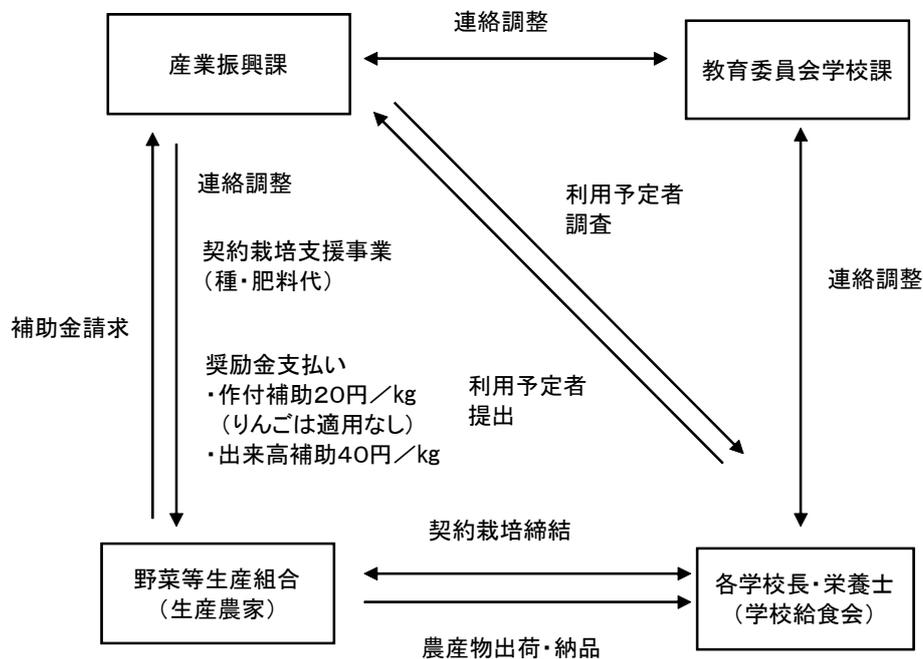
- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 有害鳥獣の駆除</li><li>(2) 捕獲動物の殺処分方法</li></ul> |
|--|

(1) 最近、住宅地でも目撃されるようにハクビシンやアライグマなどが出没し農作物に被害をもたらしています。市からは、罠などの補助や処分について支援を頂いています。自衛策を講じる事はもちろんですが、今後とも農産物を守るための継続的な支援を要望します。

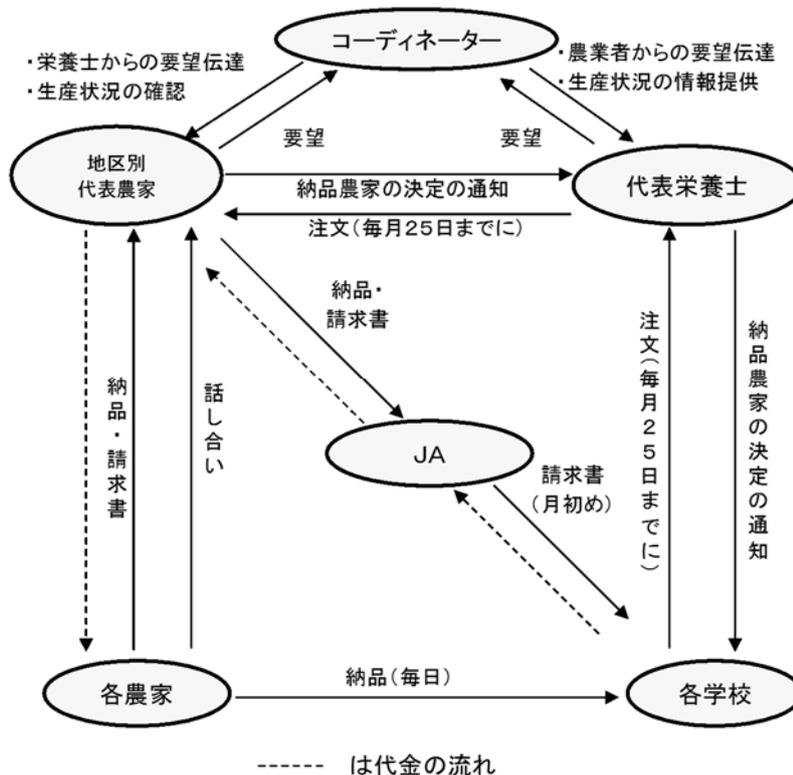
(2) 環境負荷の観点から炭酸ガスを用いた殺処分を行っていますが、継続的な支援をお願いします。

# 資料7. 学校給食における地元野菜の供給システム

## 1. 学校給食における地元野菜の契約栽培システムの概要



## 2. 学校給食における地元野菜の供給システムの流れ



## 日野産野菜を買いましょう

### 日野産野菜などを販売する直売所・即売情報

#### 日野市立セツ塚ファーマーズセンター内 直売店舗

「農あるまち日野 みのり處(どころ)」

場所: 新町 5-20-1

電話: 042-843-4320

営業: 通年(年末年始を除く・場合により臨時休業日あり)、10時から18時まで

品目: 日野産農産物を中心とした都内産農産物・加工品、花、乾物、  
新選組ゆかりの地(会津等)の特産品など



#### 日野農産物直売所

場所: 万願寺 6-35-13

電話: 042-583-2115

営業: 通年、月曜から土曜日まで(年末年始を除く。夏期中お盆休み有)の10時から15時

品目: 野菜全般、果実、野菜苗、花、他



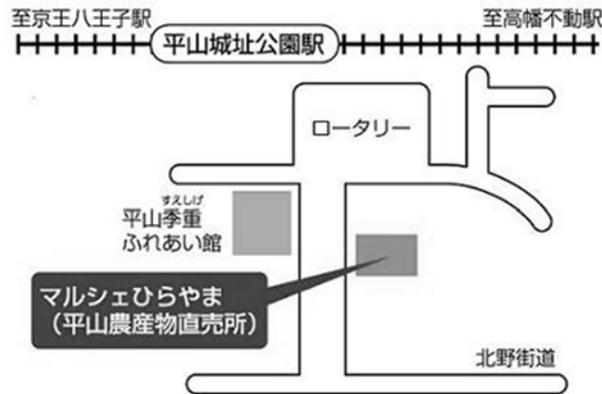
## マルシェひらやま(平山農産物直売所)

場所: 平山 5-18-19(JA 東京みなみ平山支店跡地)

電話 042-591-0700

営業: 毎週月曜から土曜日(祝日、年末年始を除く) ※9時から14時(売切れ次第終了)

品目: 野菜全般、果物



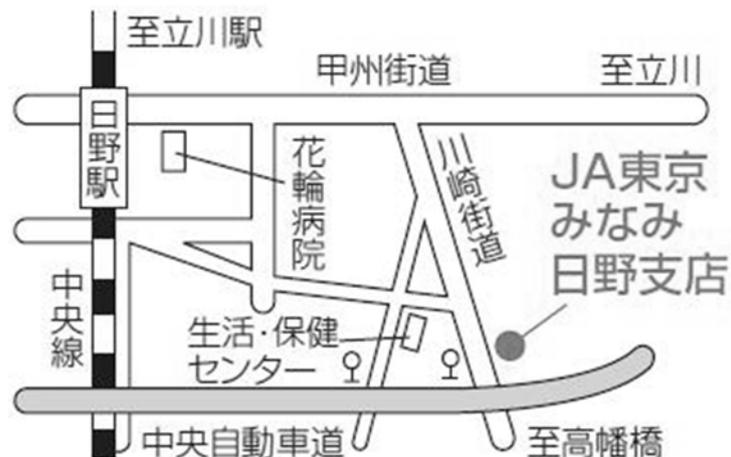
## JA 東京みなみ日野支店構内直売所

場所: 日野本町 1-8-3

電話: 042-583-2111

営業: 通年、月曜から土曜日(祝日、年末年始を除く)、8時40分から(売り切れ次第終了)

品目: 野菜全般、米、花、乾物、肥料、他



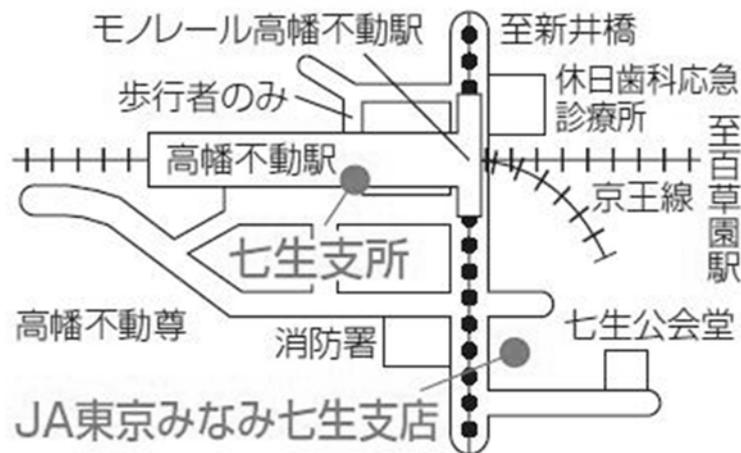
## JA 七生地区農産物直売所

場所：三沢 3-53-13 (JA 東京みなみ七生支店内)

電話：042-591-2012

営業：通年、月曜から土曜日 (祝日、年末年始を除く)、8 時 40 分から 16 時まで

品目：野菜全般、米、花、乾物、肥料、他

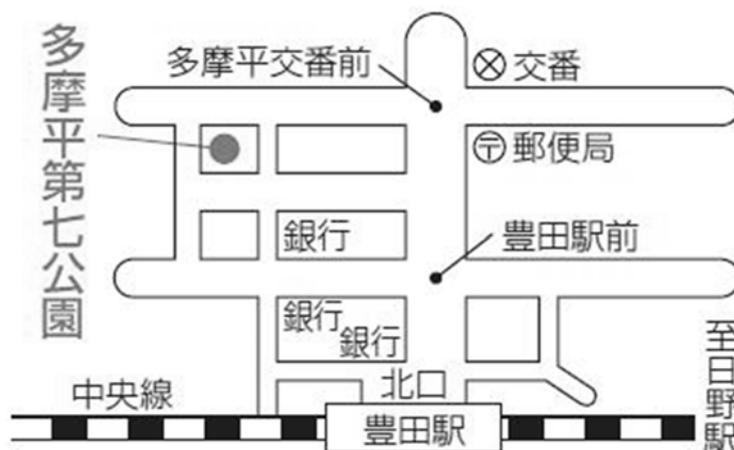


## 多摩平第七公園 【即売事業】

場所：多摩平第七公園 (多摩平 1-7) ※駐車場はありません

営業：通年、火曜・木曜・土曜日 (年末年始を除く)、13 時から売り切れまで

品目：季節の野菜全般



## 日野駅東側広場 【即売事業】

場所：日野本町 3-9 ※駐車場はありません

日程：毎週火曜・木曜・土曜日（年末年始を除く）、13時から（売り切れ次第終了）

品目：野菜全般



## 多摩平の森 ユリの木集会所 【即売事業】

場所：多摩平の森 ユリの木集会所（多摩平 4-7）※駐車場はありません

営業：通年、火曜・木曜・土曜日（年末年始を除く）、13時から売り切れまで

品目：季節の野菜全般



※ 天候等の都合により、販売を中止することもあります。  
このほかにも、庭先販売や個人の直売所があります。

## 〈〈あ行〉〉

### NPO 法人

Non-Profit Organization の略。広義には、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金などを財源に、ボランティアの力で運営する。活動領域は、福祉、環境、まちづくりから、農業まで幅広く、自主的に社会貢献活動を行い、行政や市場では、十分に対応できないサービスを提供し、新たな公的活動の担い手として注目されている。

特に、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を有する NPO を NPO 法人といい、広義の NPO と区別する。

### NPO 法人日野人・援農の会

日野市が平成 16 年度から実施している援農市民養成講座「農の学校」の修了生が平成 17 年度に援農活動を行う任意団体として「日野人・援農の会」を結成。平成 24 年度からは、より活動を広げていくため、「NPO 法人日野人・援農の会」となった。平成 25 年度現在、39 農家のもとで援農ボランティアとして活躍している。また、援農活動に加え、都市農業への理解を深める活動として、こども農業体験園や野菜づくり講習会なども実施し、活動の幅を広げている。

### 援農ボランティア

農業者の高齢化などによる担い手不足を補うため、農業者のもとで農作業を手伝う市民ボランティア。

## 〈〈か行〉〉

### 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。

家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係者の認識醸成が図られることから、農業を経営の観点から捉える上で重要な取り組みとなっている。

### 学校給食供給コーディネート制度

学校給食への地元農産物の供給にあたり、生産者と栄養士の”御用聞き”の役目を果たす制度。コーディネーターは、学校給食への日野産農産物供給にあたり、地区を越えた供給量の調整、クレーム対応などを行い、各小・中学校の学校給食における日野産農産物利用率の増加に貢献している。

## 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめ、加盟国の間で取引される全ての品目に対して関税を原則的に100パーセント撤廃しようという枠組みである。

アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定として交渉が行われている。

## 経営耕地

調査期日現在、農家が経営している田、畑、樹園地。

経営耕地＝所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

## 契約栽培

農畜産物の生産者(日野市では農家各地地区代表)と需要者(日野市では小中学校学校長)との間に、あらかじめ売買(先買権)を約束(契約)して生産を行う農業。

日野市では、平成17年度より学校給食で契約栽培制度を導入しており、平成25年度現在7品目を対象としている(ニンジン、長ネギ、リンゴ、ダイコン、キャベツ、玉ねぎ、ジャガイモ)リンゴは出荷キロ当たり+40円を、その他の契約栽培品目は出荷キロ当たり+60円を、平成21年度以降は、契約栽培品目以外の農産物にも+20円を奨励金として補助。

## 兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。兼業とは、調査期目前1年間に30日以上雇用された場合、または調査期日前1年間に農家以外の自営業の販売金額が15万円以上あった場合をいう。

農業所得を主とする兼業農家を「第1種兼業農家」、農業所得を従とする兼業農家を「第2種兼業農家」という。

## 耕作放棄地

過去1年以上作付けがなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない土地。これに対して、過去1年以上作付けがなされなかったが、今後数年の間に再び耕作される見込みのある土地は不耕作地という。

## ＜＜さ行＞＞

### 市街化区域

都市計画法に基づき指定される、区域区分（線引き）の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域（住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの）等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。

これに対し、「市街化調整区域」は、市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域である。

### 自己完結型＜6次産業化＞

6次産業化において、農業者が生産・加工・流通（販売）など、第2次産業及び第3次産業まで経営を多角化する方法。本来の6次産業化はこの「自己完結型」をいうが、規模を拡大するにつれて本来の第1次産業（農産物の生産）に手が回らなくなる恐れがある。

### 市民農園

サラリーマンなど都市の住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培するための農園。

なお、「市民農園整備促進法」において、市民農園は、①特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸し付けられる農地、②賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地（農園利用方式）、③これらの農地に付随して設置される農機具収納施設等を合わせていうこととされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例（転用許可不要）や、都市計画法の特例（開発許可が可能）等といった措置が対象となる。

日野市では、市民農園条例により、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活に資するとともに、都市環境を保全するために開設している。

### 食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。

### 循環型農業

農業に用いられる肥料や農薬、農具などを地域で循環利用すること。畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るゴミを循環利用したりすることで、環境に配慮しつつ持続可能な農業を目指すもの。

## 生産緑地

生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。

市街化区域内にある農地等で、①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること、②500 m<sup>2</sup>以上の規模の区域であること、③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること、に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。(生産緑地法第3条)

## 生産緑地法

昭和49年(1974年)に制定された法律で、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

## 専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

## <<た行>>

## 宅地化農地

都市計画法で市街化を図るべき地域に指定された「市街化区域」にある農地。1991年に生産緑地法が改正され、市街化区域内農地は「宅地化する農地」と「保全する農地(生産緑地)」に分けられた。また三大都市圏の特定市(※日野市も含まれる)の「宅地化する農地」(特定市街化区域農地)には、固定資産税・都市計画税の宅地並み課税が適用され、相続税の納税猶予・免除制度(長期営農継続農地制度)が廃止された。

## 多面的機能

農業が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。洪水・土砂崩壊の防止、生物多様性の保全、伝統文化の保存などが挙げられる。さらに都市においては、緑地環境として良好な都市環境を保全し、生活に潤いを与える場所としての機能なども持っている。日本学術会議が平成13年(2001年)11月にまとめた「農業および森林の多面的な機能の評価」では、農業の多面的機能の評価は年間8兆円と試算された。

## 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

## 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

## 地域連携型〈6次産業化〉

6次産業化の方法のうち、農業者が地域の第2次産業及び第3次産業と連携して新たなビジネスの展開や産業の創出を行うこと。農業者自らが第2次産業及び第3次産業まで経営多角化する「自己完結型」とは異なり、地域の商工業者と協力することによって、農業者の負担を軽くすることができる。

## 地産地消

地産地消とは、「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいなどのメリットがある。

この動きは、消費拡大や農業振興だけでなく、食文化への理解、地域資源の再発見などを促し、地域の活性化につながるものとして注目されている。

## 東京都エコ農産物認証制度

安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を推進することを目的とした制度で、農業者が土づくりの技術や化学農薬・化学肥料削減の技術を導入して化学農薬と化学肥料を削減して生産する農産物を、都が認証するもの。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証。

生産者は、認証された農産物のパッケージなどに認証マークを付けて販売することができる。都は、認証農産物の残留農薬の調査や栽培履歴、生産状況等の確認を行い、その結果を都民に情報提供する。26年1月1日現在、東京都で認証された東京都エコ農産物認証者は、293人。内18人が日野市の認証者。

## 東京都農業振興プラン

東京都では、平成13年12月に策定した「東京農業振興プラン」策定から10年が経過し、東京農業を取り巻く環境や、経済・社会情勢の変化に対応するため、平成24年度から10年後を見据え、「東京農業振興プラン」を改定した。

本プランでは、東京農業の持つ潜在力を最大限に発揮して、都民生活に密着した産業として農業を振興していくため、今後の方向と施策展開を示したほか、都市農業・農地に係る制度改善の国への提案を明記している。

## 都市農業経営パワーアップ事業

都市農業の農業経営力を強化することを目的として、経営の多角化や農業体験農園の開設など、多様な都民ニーズを積極的に農業経営に取り入れ、収益性を向上させる。また、高い経営意欲を持った農業者に対し、農業施設整備への支援や経営改善等に向けた取り組みを支援する事業。

## 土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の宅地の条件(位置、面積など)を考慮しながら、より利用しやすいように宅地の再配置が行われる。このように、元の宅地に対して新しく置きかえられた宅地を「換地」という。

## <<な行>>

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者をいう。認定は平成5年(1993年)から行われており、5年ごとに再認定を受ける。平成24年3月末現在、全国で約24万人が認定を受けている。認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が行われる。

日野市では、平成16年度から導入。平成24年度末現在、55人の認定農業者が活躍している。

### 農業委員会

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため原則として各市町村に設置されている。農業委員会の法定事務としては、農地法などの法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項、農業経営基盤強化促進法などにより、その権限に属させた事項、土地改良法などの法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項がある。法定外事務としては、農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項、農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事項、農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項などがあげられる。日野市の農業委員は15名で、選挙による委員11名、選任による委員4名の計15名で構成されている。

## 農業協同組合（JA）

農業協同組合（JA）は、人々が連帯し助け合うことを意味する「相互扶助」の精神のもとに、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合。この目的のために農協は、組合員の農業経営、技術指導や生活についてのアドバイスをを行うほか、生産資材や生活に必要な資材の協同購入を行ったり、農産物を共同で販売したり、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置などを行ったりしている。また、貯金や融資を行う信用事業や万一に備える共済事業など、様々な事業や活動を行っている。さらに、最近では、高齢者への福祉活動や学童農園への支援、共同直売所など地域社会とのつながりを強める活動に取り組んでいる。東京南農業協同組合（JA東京みなみ）の管轄する3市＝日野市、多摩市、稲城市。

## 農業経営基盤強化促進法

効率的で安定的な農業経営の育成を図るために、経営の改善に取り組む農業者に対して、農地利用の集積・経営管理の合理化・農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。昭和55年（1980）制定。日野市では、この法律に基づく「日野市農業経営基盤強化促進基本構想」を平成16年度に制定（平成22年6月改定）し、認定農業者制度を導入した。日野市の農業の将来を担う中核的な農業者として経営基盤強化に向けた支援を行っている。

## 農業従事者

満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

## 農業振興地域

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。策定に当たっては、向こう10年間の農地利用を考慮して計画が立案される。計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれる。（日野市では該当なし）

## 農業体験農園

都市住民が入園者として農業体験ができる市民参加型の農園。農業者が経営する農園のため、耕起や作付け計画の作成から、施肥、農薬散布の方法と時期、そして収穫期にいたるまで、農業者自らが決定し、農園利用者に指導する。利用者は、全くの初心者でも、プロの農家を作る野菜を収穫することができる。日野市では平成20年3月に1園、平成23年3月に2園の計3園が開設されている。

## 農の学校

近年、都市化の中で、自然とのふれあいを望む市民も多く、市民団体による「援農」活動が動きはじめている。これらの状況を踏まえ、日野市では市民の方々がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として、「農の学校」（校長＝日野市長）を開設し、月2～4回の農業実習と月1回の座学を行っている。講師は、日野市農業委員会委員など市内農業者が行っている。JA職員やNPO法人日野人・援農の会も運営に協力している。1年間のカリキュラム修了後は、農家のもとで援農ボランティアとして活躍している。

## 農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。

すべての農家を対象に調査票により、その農家の農業について調査を行う、いわば農業版の国勢調査のことである。昭和25年(1950年)に、国際連合食糧農業機関(FAO)が提唱した1950年世界農業センサスに日本も参加し、現在の農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農林業センサスに参加し、その中間年次に日本独自の農業センサスを実施している。つまり、2000年、2010年など、ゼロの付く年に行われるのが「世界農林業センサス」で、1995年、2005年など5の付く年に行われるのが「農業センサス」である。

## 農地の相続税猶予制度

高い評価額により相続税が課税されてしまうと農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられている。

相続又は遺贈（遺言によって財産を他人に無償で与えること）により取得された農地が引き続き農業で利用される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格（農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされたとした場合に、通常成立すると認められる価格）を超える部分に対応する相続税が一定の要件のもとに納税猶予される。また、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

## <<は行>>

### 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。これに満たない農家は「自給的農家」という。

## 光害（ひかりがい）

環境省の光害対策ガイドラインでは、光害とは「良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響」と定義されている。

具体的な例として、冬から初夏にかけて日長が一定時間より長くなる長日条件に遭遇することにより開花が促進されるハウレンソウやアブラナ科野菜（ブロッコリー、コマツナ等）等の長日性農作物において、夜間照明の影響により、花を咲かせる茎の成長（いわゆる‘とう立ち’）が生じ、収量、品質が低下してしまうことがある。

## 日野市環境基本計画

市民が安全で安らぎのある快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保するための方向性を示す計画。「第2次日野市環境基本計画」は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)の10年間の計画で、望ましい将来像を『私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう』とし、先人から受け継いだ豊かな自然を守り育て、少しでも質の高い形にして次の世代に引き継げるよう、一人ひとりが自覚をもって行動することを目指している。

## 日野市環境配慮指針

第2次環境基本計画を推進し、10年後の理想とする環境像を実現させるため、市民や事業者、市が日常生活や事業活動など、普段の行動の中でできる環境配慮行動を具体的に示したものの。

## 日野市基本構想・基本計画

「第5次日野市基本構想・基本計画」は、日野市における最上位計画であり、平成23年度から平成32年度までの10年間、『4つの基本理念』（①市民が主役のまち、②水とみどりのまち、③つながりを大切にするまち、④持続可能なまち）をもとに将来都市像を定め、その『将来都市像』の実現に向け『7つのまちづくりの柱』を設定し、市民と市の協働のもとで総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくことを目的としている。

## 日野市食育推進計画

これまで日野市が推進してきた食育の成果と課題、食をめぐる様々な現状や時代の変化を踏まえ、今後も食育を通して、すべての市民が幸福感をもって暮らすことができるよう、平成24年度から平成28年度までの5年間の期間とする第2期日野市食育推進計画を策定した。

第1期に引き続き、日野市みんなですすめる食育条例の基本理念である「食に関する知識や正しい食品を選択する力を身につける」、「体験を通じた食に対する感謝の気持ちと理解を深める」、「安全な食環境を守る」、「地産地消の取り組み」の実現に向け、日野市の特色を生かした「日野市ならではの食育」を推進し、将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現を目指している。

## 日野市東光寺上地区都市と農業が共生するまちづくりプラン

東光寺上地区（新町4丁目、5丁目）を住民が農業と触れ合える地区とするため、平成21年度にまちづくりのガイドラインを示したもの。

## 日野市農業懇談会

平成10年に制定された「日野市農業基本条例」に基づき、農業施策の推進について調査し、意見を求めるため、市長の付属機関として、日野市農業懇談会を設置している。

委員は、公募市民3名、日野市農業委員会委員2名、農業協同組合の代表2名、その他行政機関の代表2名、農業者3名で構成されている。

## 日野市農のあるまちづくり計画

日野市で進められている土地区画整理事業において、農のあるまちづくりを進めていくため、土地利用の現況や土地区画整理の概況を調査し、まちづくりの方向を提案した。

平成6年(1994年)に策定され、東光寺上第1・2地区など、その後の土地区画整理事業に生かされている。

## 日野市まちづくりマスタープラン

平成32年(2020年)を目標として、まちの将来像に市民の様々な意見を反映させた日野市のまちづくりプラン。平成15年(2003年)10月、市民参画のもとまとめられた。

日野のまちづくりの基本理念と将来の姿を描く「日野のグランドデザイン」、それに基づく土地・建物利用のルールなどを定め、地域の要請など必要に応じて見直しを行う「都市計画マスタープラン」から構成されている。

## 日野市みどりの基本計画

私たちにかけかわりの深い市内の様々な「みどりと水」を、これからどのように守り、育てていくのかを定めた計画。この計画で定めたことは、市の都市計画の羅針盤である「日野市まちづくりマスタープラン」にも反映されており、保全すべきみどりは都市計画決定など法的な位置付けをし、計画の実現を目指している。(平成13年6月策定)

## 日野市みんなですすめる食育条例

日野市では、市民一人ひとりが心身ともに健康に生きてゆく指針として、平成20年(2008年)3月に「日野市食育推進計画」を策定し、「家庭」、「学校」、「保育所」、「児童館」などの施設や「地域」のそれぞれにおいて日野市の特色を生かした『日野市ならではの』の食育を推進してきた。また、この計画を着実に実施していくため、平成21年(2009年)3月に「日野市みんなですすめる食育条例」を制定した。

## 日野農業応援団（ぐりーんサポーターズ）

日野産農産物の自給率アップ等により、日野の農地を次代に引き継いでいくための市民運動。日野市農業基本条例に基づく市長の諮問機関「日野市農業懇談会」の提言に基づいて発足。日野の農業を応援するために、「作る」、「買う」、「食べる」、「守る」、「学ぶ」の5つの呼びかけを掲げ、それぞれに具体的な目標を定めて、市民運動を展開するもの。市民一人ひとりや企業・各種団体はこの呼びかけを基に、より具体的な目標を設定し、実践することで、日野の農業を活力あるものにしていく。

## ブランド化

商品や産物が他の類似品と識別するために商標をつけ差別化すること。その地域の特長を生かした特産品など、その物をブランドとして考える「商品ブランド」や、その地域に存在する自然・歴史・文化・産業など地域の魅力すべてを含めた、地域そのものの全体をブランドとして考える「地域ブランド」に関する取組みを挙げることができる。

## 〈〈や行〉〉

### 用水守制度

日野市内の用水路、河川、湧水地について、登録されたボランティアが市と連携・協働により水辺の維持管理活動を行う制度です。あらかじめ活動範囲を決めてもらい、清掃・保全・緑化等を行う制度として平成14年度より実施。登録資格は、個人・自治会・市民団体等。市ではボランティア袋の配布、必要な用具の貸し出しを行うほか、ボランティア保険に加入。平成26年2月1月現在、51団体・403人が登録している。

## 〈〈ら行〉〉

### 6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。当初は1、2、3を足し算して6としていたが、一次産業がゼロになったら結局ゼロにしかならないという意味で、 $1 \times 2 \times 3 = 6$ の掛け算と説明される。

6次産業化により、農業の総合産業化を図り、所得の増大や雇用の場の創出を図り、地域活性化につなげることを目的としている。

## 第3次日野市農業振興計画・アクションプラン

みんなでつくろう 次世代につなぐ日野の農業

平成26年3月策定

編集・発行 日野市まちづくり部産業振興課

〒191-8686 日野市神明1-12-1

TEL 042-585-1111（内線3411・3412）